

第七編 宗 教

第一章 神 社

一、谷山神社 旧県社

谷山市慈眼寺公園頂上 指宿線谷山駅より南七二・五軒

祭 神 懷良親王

例祭 春四月二十七日 秋 十二月一日 神紋 桐 本殿 神明造七坪余 境内 一、五〇〇坪 末社一社

宮司 大脇為城 禰宜伊地知南男

氏子代表 前田為信 大野範義 上入来盛 加治屋栄蔵

氏子 七、〇〇〇戸 崇敬者 四〇、〇〇〇人

由緒沿革 懷良親王は延元二年綸旨を奉じ鎮西の地に御下向あり、谷山五郎隆信の居城に入らせ給うた、隆信新館を築いて御所となし征西府と称した。駐駕^がし給うこと六年、正平二年御所を発し海路肥後に向わせられた、御所の原はその遺跡である。

昭和三年、神社創立を許可せられ、同六年県社に列せられた。(神社名鑑)

神社明細帳

鹿兒島郡谷山町下福元字稻荷山三千七百八十六番ノ三鎮座

県社 谷山神社

祭神 懷良親王

由緒 懷良親王ハ後醍醐天皇ノ皇子ニシテ夙ニ皇謨ノ恢光ヲ思召サレ延元二年綸旨を奉シテ鎮西ノ地ニ御下向アリ當時陸路梗塞シテ交通容易ナラス路ヲ海上ニ取り途次四国ノ忽那島ニ仮居シテ南海勤王ノ風ヲ鼓舞シ給フコト三年遂に意ヲ決シ鎮西ニ入ラントシ興國元年ノ秋忽那島ヲ拔帆恙ナク興國三年五月一日我薩南ノ地ニ御安着アラセラル、親王ハ勤王諸將ノ奉迎ヲ受ケサセ給ヒ勤王ノ士谷山五郎入道隆信ノ居城ニ入ラセ給フ隆信即チ城背ノ翠微ヲ拓キ新館ヲ築キテ御所トナシ征西府ト称ヘ宮ヲ移シ參ラセタリ、之ヨリ錦旗西陣ニ翻リ九州勤王ノ氣大ニ揚レリ爾來谷山御所ニ駐駕シ給フコト六星霜正平二年ノ末谷山御所ヲ發シ海路肥後ニ向ハセ給フサレバ谷山征西府ノ御所跡所謂御所ノ原ハ懷良親王ヲ偲ヒ奉ル薩南唯一ノ遺跡ニシテ又西陣無二ノ史蹟ナリ依ツテ谷山神社ヲ創建シ御遺業ヲ敬仰シ尊崇ノ誠ヲ效ス可ク大正十四年十二月十五日神社創立願出昭和三年九月十九日内務省一五鹿社第一号ヲ以テ谷山神社創立ヲ許可セラル昭和四年九月三十日県社昇格願出昭和六年十月二十六日内務省四鹿社第一九号ヲ以テ県社ニ例セラル

社殿 本殿 七坪六号 幣殿 三坪九合 拝殿 一九坪五合

神饌所兼祭器庫 一一坪九合 同上附属廊下 三坪

社務所二二坪

三合三勺

境内 一千五百坪 官有地第一種

崇敬者五千七十戸

谷山神社社室

一、後醍醐天皇御遺勅写真巻枚

これは福岡県八女郡大村に現在する元男爵五条頼次氏の家に累世什室として伝えて今日に及ぶもの、本詔はすでに文部省より国宝として指定されている。天皇大和国吉野行在所において崩御の砌みぎりの遺詔である、崩御直後五条家に下賜遊ばされたもの、原寸縦三寸横三寸五分

一、懷良親王御画像写真巻枚

一、谷山五郎隆信御画像写真巻枚

一、懷良親王御染筆梵網經巻部写真巻枚

これは第九十六代後醍醐天皇崩御後の正平二十四年八月十六日懷良親王は先皇の追弔を営ませ給うた当時、自ら御染筆された梵網經の一部で、その奥書である。今これは佐賀県東妙寺と久留米市郊外の千光寺に秘藏されておるといふ。

一、正平兜写真巻枚かざと

これは征西大將軍宮懷良王が筑後国地方において奮戦遊ばされた当時忠誠をぬきんでた筑後勤王士大野乗助に勲功を嘉して賜われた兜かざとである、世に此の様式の兜を正平兜と称する由である。

一、懷良親王御使用軍配扇写真巻枚

これは懷良親王生前に三軍を叱咤し給うたみぎりに使用された軍扇で今なお熊本県菊池市郊外の北宮神社の社宝として秘蔵されておるといふ。

一、菊池武光使用の太刀巻振写真巻枚

これは菊池武光正平年中懷良親王を奉じて筑後国大原合戦に出陣した際、獅々奮闘したことは史上に顕著である。その折に武光がこれを使用して賊を討伐したといふ。在銘正光、今これは大阪在住の右田常年氏が秘蔵しているといふ。

一、宮内省通牒写真巻枚

故谷山隆信 特旨ヲ以テ位記ヲ贈ラル

昭和三年十一月十日 宮内省

一、贈位謄本写真壹枚

放谷山隆信 贈正五位

昭和三年十一月十日 宮内大臣從二位勲一等木喜徳郎宣

一、内務大臣通達壹通

内務省四鹿社第一九号 谷山神社

鹿児島県鹿児島郡谷山町大字下福元鎮座

右県社ニ列ス

昭和六年十月二十六日 内務大臣 安達謙蔵 印

一、大勳位公爵松方纒義頌徳碑銘壹冊

これは谷山神社境内（西南方の神社本門階段をのぼり左手）に立つ頌徳碑の銘を壹冊に書いたものである。巻末のところには次のように書かれている。

昭和十五年十一月 谷山町史蹟顕彰会建

元鹿兒島県立第一
鹿兒島中学校教諭

樋渡清廉撰

鹿兒島県師範学校教諭 堀井鶴畔書

頌徳碑建設委員長

谷山町長 伊地知栄二 谷山神社社司瀬戸口愛之助

顧問 海軍少将 伊地知四郎

委員 元南満州長春高等女学校 教諭 入佐清之丞 谷山神社社掌大脇為博

谷山神社崇敬者総代八色彦次郎 瀬戸口長右衛門 田ノ上三助 浜田善之助 松元知良 前田為信

一、谷山神社書類綴巻冊

この書類料りのうちに境内社創立につき次の書類がある。

昭和四年五月二十四日 松元仁市郎外七十二名

内務大臣望月圭介殿

この認可申請書の内容は

祭神谷山五郎入道隆信 撰社名 千々輪神社

これにつき昭和三年十一月十日付贈位書写添付、社殿木造瓦葺一棟建坪四合四勺余、神社建設費―故松方老公より寄付された参万式千円の内より支弁すると書かかれています。

なお内務大臣はほどなくこれを許可した。

以上の社室は神社の什器「柳井宮」に格護して大脇為城官司が保管している。

二、伊佐智佐神社（和田権現） 旧郷社

谷山市和田町 指宿線谷山駅より南二軒

祭神 伊弉冉尊、速玉男命、泉津事解男命 熊野本宮新宮合祀

例祭 十月十九日 神紋 三つ巴

本殿 権現造 三坪 境内 三五五一坪余

宝物 宗源正一位宣旨書（卜部兼敬）極位奉告祝詞

宮司 青木直敏 禰宜 青木直平

氏子代表 小倉 幸 大脇為信 氏子 八九六戸

神事と芸能 神幸祭（十月十九日浜下り鎧武者八乙女なば行列に加わる）

由緒沿革 往古紀伊国熊野本宮新宮の六所を瀬戸山竹之内の両氏が伊佐郡蘭牟田に勧請したが其の後神託に依り当

和田村に御遷りになった。谷山鎮守神として全市民の崇敬の的である。明治二十一年現在地に移された。（神社

名鑑）

神社明細帳

鹿兒島郡谷山町和田千三十七番

郷社 伊佐智佐神社

祭神 伊邪那岐命 事解男命 速玉男命

由緒 右ハ往古ヨ谷郷奉称宗廟伊佐智佐六所權現ト申シ御祭田和田村一円其外諸所ニ有之候由文安五年十一月七日村

田経房外ニ式人、天文五年二月重正、天文八年己亥卯月吉日忠朗外耆人、永祿十二年九月天正五年二月吉日忠棟経

定外ニ三人、永享四年壬子六月晦日伴兼忠、嘉吉二年十二月廿六日築瀬奴為右数通之目錄之写等相見得候得共現書

無之、年中十三度ノ祭祀有之鎮座ノ年月不詳

社殿 奥行九尺間口二間

境内 四反四畝歩 官有地第一種

境内神社ニ社

随神社 左右 祭神不詳 由緒不詳 建物無之

氏子 千三十一戸

一 管轄庁迄距離 三里

神社序調

惣鎮守 社司 春口駿河

和田村之内玉林城 社守 羽島宝昌院

第一章 神 社

七八五

正一伊佐智佐六所權現 薩城ヨリ南ニ去事
二里六合余

祭神 六柱

伊弉冉尊 速玉男神 泉津事解男神

熊野本宮新宮合号六所權現

神代卷曰伊弉諾尊追至伊弉冉尊所在処便語之云悲汝求答云族也忽看吾矣伊弉諾尊不徳猶看之故伊弉冉尊恨之云汝已見情我復見汝情時伊弉諾尊亦慙焉因^テ將^レ出^テ返于時不直黙而飯而盟之云族離又云不負於族乃所唾之神号曰速玉之男次弘之神号泉津事解之男凡二神矣

一伝称ス当社本宮ハ紀伊国牟婁ノ郡熊野權現也往古熊野本宮新宮之六所ヲ瀬戸山竹之内両家ニテ守下シ祁答院蘭牟田江勸請夫ヨリ遊行シ谷山之郡谷山玉林城江遷鎮本社及脇宮八社其外土祭大明神宮舎悉造営シ和田村三拾町ヲ施行ス瀬戸山竹之内両家ハ于今神事参役無退転

一当社社位ハ正徳三年吉田家江申頼正一位之神階宗源宣命奉納有之者也

一祭 九月九日 正祭

一祭料 五斗二升五合

註 ハヤタマヲノカミノ 速玉之男神 ヨモツコトサカノヲノカミ 泉津事解之男神は縁切神である。

日本書紀一書に、伊弉諾尊黄泉国之醜を厭うて伊弉冉尊に対して「トキニ子^レ時不^ニ直^ニ 黙^ク帰^リ而^{シテ}盟^ス之^ヲ曰^ク、族^ヲ

ハナレム、又曰不レ負於族。乃所唾之時化生神号曰速玉之男、次掃之時化出神号曰泉津事解之男。凡二神矣。

これはすなわち別の一書に与ニ伊弉再尊ニ相向而立遂ニ建ニ絶要之誓」とあるのと同じで、すなわち女神に対

する離別宣言の時の事で族離は「夫婦の御むつびを断ち給はむと」いう事、又の言「不レ負ニ於族」とは再尊が

「顕世の民を日に千人殺そう」とおっしゃったのに対し、諾尊が、「吾れ日に千五百人宛生まん」、すなわちその事

にも負けまいということである。そして、再尊の穢きありさまを御覽じてつばをお吐きになった。そのつばの中に

生まれたのが速玉之男であり、また穢を払わん為にぱつと着物の袖で払った時にお生まれになったので泉津事解之

男に坐すというのである。

①和歌山県東牟婁郡新宮町官幣大社熊野速玉神社、同那智村官村官中社熊野那智神社沖繩県那覇区若狭町官幣小社

波上宮は此の神を祭る。

②此の神の御名義、事解は事故で即ち離れる意味、泉津は黄泉で黄泉神、再尊から離れる意味の御名である。

三 国名勝図会

卷之十九

地頭館ヨリ午未
の方十五町許り

正一位伊佐智佐六所権現社

福本村、神前城の旧趾に鎮座なり、祭神伊弉冉尊、速玉男神、泉津事解男神の三神なり、本社紀伊牟婁郡熊野権
現にて、熊野本宮新宮を合す、因て六所権現と号す、正祭九月九日、社記二曰、伝称す熊野本宮新宮の六所を瀬戸

に御幸し給ひ終に御闈により此所に鎮座し給ふと、今当邑瀬戸山源八、竹之内新蔵は、権現を奉じ来れるものの後裔なりといひ伝ふ、往昔神領田地、永享四年壬子六月晦日、文安五年十一月等の文書、社司原口民に筭蔵す、正徳三年癸巳六月神祇道管領卜部兼敬正一位の宗源宣旨を奉納し神号の額を華表に掛く、谷山の惣鎮守なり、正祭には浜下りと称し、神輿和田村の海浜久津輪崎と云に臨幸あり、路すがら神楽を奏して二人劔舞等をなす、社司原口民薩摩国谷山郡谷山郷正一位伊佐智佐六所権現

祭神 伊弉冉尊 事解男 速玉男 熊野本宮新宮合号六所権現

一 祭祀正月三日九月九日十一月二十日

一 祭米五斗式升余

一 当社勸請年曆不詳

一 当社神位は正徳三年吉田家へ申願正一位の神階宣命奉納有之者也往古熊野より瀬戸山、竹之内両家にて熊権野現を奉守同心最初祁蘭牟田へ降臨有之 一説に六人の御供にて祁答院へ御通被成伊牟田より老人御供任り志布志の浦月野という所へ一節奉領月野伊佐智佐の末社として一社建立といふ夫より佐多に通じ給彼所ニ瀬戸山腰掛松と云有終に谷山和田に奉鎮と云々 夫より遊行し給ひ詣所御宮所御闈あれと神慮の御内証に不叶当所於玉利ヶ城と定現前にして奇瑞

有此所に宮地を定め谷山の郷中四方の行詰境内の土を寄土祭神を崇て権現の社壇を創建し神靈を今安鎮伊佐智佐郡と名付此神を以て崇社と定神号を伊佐智社権現と奉称谷山四方守護神と敬崇す其時脇宮八社土察の宮門官舎を建て

和田村三拾町を神田と定六人の供奉に今支配瀬戸山竹之内は今に在り神事に立添神勤の役とす祓答院靄田蘭牟田の家々は供奉の門にて蘭牟田は相禿靄田は今も参役無怠と云々

一、御宮作も昔は広大にして脇宮随神八社の宮舎も別々にをわしませとも破壊して、神官原口肥前祖父代に仮殿を造りて神躰も一所に崇む、今は本社の内殿に安置して祭の時は供御を備て祈願有而已

一、二月五日打植の祭有、神輿久津輪崎へ奉、振平石の上にて七ツの杖を以四方天地人と唱、心中に祈念して祀場を解南海に捨、本宮の御番と称し瀬戸山家相詰土産色々久津輪崎へ捧、此宮土産は至て謂れ有事という、祭田の字名御杖田、渋柿田、御土産田今に名目有、此等の稲を以宮土産を調進す、可有子細御旅の旧式相済て神輿館御本宮にて御祭祀有

一、九月九日放生会の神祭祭田有久津輪崎へ神行八杖を以祀場を解南海へ捨事前と同じ宮土産進献等相終て本宮へ舘輿中途に舞殿山と号して八足の張屋有、此前に神輿を安脚して祈念有、夫より本社にかへり給ひて旧規最も嚴重なり一、天文八年己亥、相州薩州御両家谷山於紫原及御一戦、三月十三日貴久公御出馬數、日の御合戦依無勝利、当社へ深く御誓願有之、同二十六日御和談有、玉林ヶ城へ御着、地頭大野駿河伊集院山城其外諸士於城門御目見御祝言の折柄、穎娃小四郎喜入三郎御味方の一左右を言上す、其外川辺市来高城の地頭各隨身中に付、以之外の御喜請偏に御願力奇特との御事にて猶御信厚、有御寄附の品物左に記

御鎧一領 御太刀一腰 箆二腰 大般若經一部

右品々並神田拾六町祭用として御寄附有

一、貴久公当社へ御直参毎度の御事也童伯様にも御尊敬放生会の神祭には必御参詣御子様方御四人様御同心にて毎度

の御參向有けるとぞ

一 寺山出羽玉林ヶ城へ籠城の時、貴久公御出馬にて右の城下於御陣場暫く御床机に被為成、于時何方よりか白狐一躰深手負御前へ走來る、貴久公仰に白狐は当家嘉事今此前に來事則日落城無疑と御祈願有、其旨趣於御勝利は白狐を軍神被崇祭田を宛行へしとの御志願也、則白狐の死躰当地へ深く隠し給ひて此ひて此所在名は如何唱候哉と御尋有しに、滑石と言上す、貴久公上意以來此所を進見塚と可言との仰也、又神官原口権太夫同勘之太夫を召て兄弟へ御意候は為印四方へ松桜を可權との上意なり、于時無程及落城ける故御誓約に不違祠壇を御創建有、稻荷五社の神靈に神狐を會勸請して神田三町稻荷免と名付御寄附有之、祭日を霜月三日に定められ祭破勘落の時、神免も皆無上地と成官舎も悉く及破壊、御神躰は常樂寺の境内に石の祠を建安置ともいふ、又下福元村の稻荷とも見得たり件の寺地に崇とは原さき 貴久公は夫より四ヶ所の様に御開陣有、右兄弟も被召列川辺之神殿の様に御通路阿多まで兄弟も供奉しけるか貴久公御意候は兄權太夫事は是より谷山へ帰り猶抽心誠御祈願可申、弟勘之大夫は兼て天鍵を行う故阿多高良八幡諏訪方前方より御勸請の稻荷も、此度於谷山御勸請の稻荷同殿に勸請すへしと上意也 今阿多神職原口 其後鹿 某か祖也 児島神月川と相川のにて御戦且岩劔御陣の時も兄弟御供申て冥加にも余りしと也。(開聞神社文書二)薩隅日神社秘

録一

薩摩国谷由郡谷山郷

田玉林ヶ城

正一位伊佐智佐六所權現 薩城ヨリ南二去事二里半余

祭神 熊野権現

祭祀正月三日打植之神事

往古ハ二月五日ニ有シカ神階ヲ申御嫌事ヲ被看テ以来正月四日ニ令執行二月五日ヲ臨時ノ祭ニ定也

九月九日放生会神事 十一月二十日冬籠神事

当社年中二度ノ神事也古来二十三次ノ祭也其内二度ノ祭祀ハ浜下御旅ニテノ祭也、神田モ分テ年々門付作田ヲ被究至テ貴キ神祭也、然ルニ中古祭料モ被召上無程神事モ止ケル故社、司氏子等モ歎愁シテ元文二己年七月旧規中絶ノ詛ヲ以、寺社館へ訴蒙免受同年九月九日久津輪崎へ御旅ヲ設神行成

一 祭米五斗二升五合 御蔵米 九月九日放生会神事料

一 当社ハ往古熊野ヨリ瀬戸山竹之内両家ニテ熊野権現ヲ奉守下、同心六人最初祁答院藺牟田へ降臨アリ、夫ヨリ遊行シ給イ諸所御闖アレト神慮ノ御内証ニ不叶、当所於玉林ケ城ト定現前ニ〇寄瑞有此所ニ宮地ヲ定メ、谷山之郷中四方ノ行詰境内ノ土ヲ寄土祭神ヲ崇テ権現ノ字檀ヲ創建シ神靈ヲ令安鎮、伊佐智佐ノ郡ト名、此神ヲ以崇社ト定メ神号ヲ伊佐智佐権現ト奉称谷山四方守護神ト敬崇ス、其時脇宮八社土祭之宮向同ク宮舎ヲ建テ和田村三拾町ヲ神田ト定、六人ノ供奉ニ令支配瀬戸山竹之内ハ至于今神事ニ立添神勤之役トス、祁答院藺牟田ノ家々亦供奉ノ内ニテ藺牟田ハ相禿藺田スツレハ今モ参役無忘云々

一 伊佐智佐権現敷地之内和田村以前ヨリ御嫌物ト号シテ、二月五日打植祭ヨリ内ニ田地ニ鋏入、馬杷ヲ不入婦人ノ業ニハ布機ヲ不立カセヲ不繰、屋普請不成男女旅立二月不越、常ニ馬ノ毛色ヲ禁田地ニ牛ヲ入耕事又手引材木ヲ以

御宮作不叶此条相背旅ハ蒙神罰災難即滅疑氏子等歎之テ敬ヲナス、神官原口肥前此事ヲ多悲愁テ一度神祇ノ長上ニ告テ寛宥可有事ヲ希フ、茲ニ正徳三年寺社館ニ訴当社神位並自躰上京ノ事ヲ希免請有テ、皇京へ至テ吉田兼敬卿へ神階禁嫌ノ条目ヲ以願ノ所成テ被授極位宣命及額字ヲ給フ、社司頂戴シテ薩府ニカヘル無程位記宣命ヲ奉納ス、官頭本頭神勤相終テ牛ヲ社前ニ率テ其咎目ナシ、群集ノ男女寄意ノ思ヲナシ各感得ス、神意最モ広大慈悲ノ冥加可仰可貴、是ヨリ先牛ヲ鳥居前率通レハ果シテ即時ニタヲレ死シ或ハ足ヲ折テ不進、其外ノ御嫌ノ前ニシルセシ如ク恐敬皈依モ神慮ヲ肖カサリシニ、皆寛宥テ以來氏子等モ一統大喜令満足ト也

宗源 宣命

正一位伊佐智佐六社権現 薩州谷山郡

右奉授極位者神宣之啓状如件

正徳三年六月二十七日神部甲岐宿祢奉判

神祇道管領勾当長従二位下部朝臣兼敬

右ニ記セル如ク伊佐智佐権現御鎮座之事谷山下福元ノ内四方ノ中東ハ海、西ハ下名中ハ和田北ハ下名南又同ク中ハ和田八町方御鎮座ト究置、玉林ケ城ヲ御鎮座ト定社頭ヲ造立シテ和田三十町ヲ神頭トス、年中十三度ノ祭祀其中ニ両度ノ神行浜下ノ神事甚嚴重也シガ、谷山家時代十八町ニ減少ス、其後太守貴久公神田十六町御寄附有シガ共廢破勘落之時上地下成神事祭祀モ名而已ニテフトロヘ氏子等神宮無力雖然日本ハ祭政一理ニシテ政務ハ専ラ祭祀ニヨル事ナレハ神慮ヲ被重於干今祭米五斗二升五合宛毎年札貢無忘アテ置ル

一、右二記所ノ和田三十町トハ今五百五拾石余ニ当ルト也、又下福元名ハ九日田一町、田板三段、烏帽子田二段何連モ目録有、此外作田三反是等ハ目録不相見、又福元ハ橋野丸一反目録ナシ、又桜田三反掃除山三反柴野二坪ハ目録不相見神田ト伝ヘシ也、又桑田ト云字名一町ノ御供田又柴之田トテ当社并末社五社ヘ附来祭モ有、此外谷山諸名ヘ宮園ト云モ有之又往古ヨリ依社例宗廟祀場中ヲ破者最寄ノ宮園ノ宮田ノ稻ヲ以板ヲ修スル事一社之法令ト伝ヘタリ故宮田ト唱来ル田地村々ニ有シハ件ノ字名也、又古潮海堂七坊有シ時座主方ヘモ上福元ノ内薬師堂八町座主支配セシ事モアリ

一、正徳二壬辰神官原口肥前覽春ニ我等曾祖父原口権兵代被仰渡候ハ、御国御仕置不究内為御加勢高一石ニ米五斗出米被仰渡候故社人中ニモ此等ノ儀故御加勢可申上ト下知仕三年出情武道具家財相払上納申躰故各今困究皆分散シテ残リ二人有曾祖事モ高麗御陣御供申旦又庄内御陣ノ時モ罷立候事也

一、御宮作モ昔ハ広大ニシテ脇宮随神八社ノ宮舎モ別々ニワシマセトモ、社モ無是非破壊シテ肥前祖父代ニ仮殿ヲ造リテ神躰モ一所ニ崇ム、今本社ノ内殿ニ安置シテ祭ノ時ハ供御ヲ備テ祈願有而已

一、二月五日打植ノ祭有祭田過分也、神輿久津輪崎ヘ奉振平石之上ニテ七ツノ杖ヲ以四方天地人ト唱心中ニ祈念シテ祀場ヲ解南海ニ捨、本宮ノ御番ト称シ瀬戸山家相詰土産色々久津輪崎ヘ捧此宮土産ハ至テ謂有事ト云祭田ノ名御杖田洪柿田御土産田ニ輿今ニ名目有、此等ノ稻ヲ以宮土産ヲ調進ス、可有子細御旅ノ旧式相濟テ神輿館御本宮ニテ御事祭祀有

一、九月九日放生会ノ神祭田有久津輪崎ヘ神行八杖ヲ以祀場ヲ解南海ヘ捨事前ニ同、宮土産進献等相終テ本宮ヘ館輿中途ニ舞殿山ト号シテ八足ノ張屋有、此所ニ神輿ヲ案肺シテ祈念有夫ヨリ本社ニ帰リ給イテ旧規最モ嚴重也

一、天文八年己亥相州薩州御両家谷山於紫原及御一戰三月十三日貴久公御出馬數日ノ御合戦依無御勝利、当社へ深く御誓願有之同廿六日御和談有玉林ヶ城へ御着、地頭大野駿河伊集院山城其外諸士於城内御目見得御祝言之折柄頼娃小四郎喜入三郎御味方ノ一左右ヲ言上ス其外川辺市来高城之地頭各隨身申ニ付以之外御喜請偏ニ御願力寄得トノ御事ニテ猶御信厚アリ御寄附之品物御進獻有リ左ニ記ス

一御鎧一領 一御太刀一腰 一箆二腰 一大般若經一部 本尊有

右品々并神田十六町祭用トシテ御寄附

一、貴久公当社へ御直参每度ノ御事也竜伯様ニモ御尊敬放生会ノ神祭ニハ必御参詣御子様方四人様御同心ニテ每度ノ御参向有ケルトゾ

一、寺山出羽玉林ヶ城之時貴久公御出馬ニテ右ノ城下於御陣場暫ク御床机ニ被為成于時何方ヨリカ白狐一躰深手ヲ負御前へ走来ル、貴久公仰ニ白狐ハ当家嘉事今此所ニ来前事則日落城無疑ト御誓有其旨趣於御勝利ハ白狐軍神ト被崇祭田ヲ行ヘシトノ御志願也則日孤ノ死躰当地へ深ク隠シ玉イテ此所在名ハ如何唱候哉ト御尋有シニ滑石ト言上ス貴久公上意以来此所ヲ進見塚ト可言トノ仰也、又神官原口権太夫勘之太夫ヲ召テ兄弟へ御意候ハ為印四方へ松桜ヲ可植置トノ上意也、于時無程及落城ケル故御誓約ニ不違祠壇ヲ御創建有稻荷五社ノ神靈ニ神狐ヲ会勸請シテ神田三町稻荷免ト名付御寄附有テ祭日ヲ霜月三日ニ定メラル、祭祀無怠之处ニ廢破勘落ノ時神免モ皆無上地ト成宮舎モ悉ク及破壞御神躰ハ常樂寺ノ境内ニ石之祠ヲ立安置トモ云 又下福元村ノ稻荷トモ見ヘタリ 件ノ寺地ニ崇トハ原口肥前寛書ニ有 貴久公夫ヨリ四ヶ所ノ様ニ御開陣有右兄弟モ被召列川辺ノ神殿ノ様ニ御通路阿多迄兄弟モ供奉シケルガ貴久公御意候兄権太夫事ハ是ヨリ谷山へ歸リ猶抽心誠御祈願可申、弟勘之太夫ハ兼而天鍵法てんけんヲ行ウ故阿多高良八幡諏方前方ヨリ御勸請之稻荷并此度於谷

山御勸請之稻荷同殿ニ勸請スベシト上意也 今阿多神職原口某
ガ先祖ナリ 其御鹿兒島神月川ヲ相ノ川ニテ御戦且岩劍御陣ノ時モ兄
弟御供申テ冥加ニモ余リシト也
神職屋舗

正一位伊佐智佐權現社司 原口駿河

右社代官司權主収 竹之内伊豆 (開聞神社文書第三輯神社撰集に拠る)

一、伊佐智佐神社代官司權主取を勤めた竹之内家の墓は、もと神社境内 (今は境外) にある、古いものは明らかでないが、次の五基はしつかりしている。神社に奉仕したのは明治十八年に死亡した竹之内金助までである。

悟山心峯神男 享和三年八月九日 竹之内〇〇

山心峯神男位 天保七年〇月九日

覺山清林信士 安政六未九月十八日 金之進

春山義勇居士 慶応四年辰二月六日

神竹之内金助 明治十八年七月十六日五十三才

「本藩郷里史」(一)
薩摩国谷山(谷山郡)

一、正一位伊佐智佐六所權現 惣鎮守和田
村ノ内玉林城

○祭神六座、伊弉册尊、泉津事解男神、熊野本宮新宮合号「六所權現」

○祭料五斗式升五合 ○社司春日駿河、○社僧羽島寶昌院

○当社本宮は紀伊国熊野権現也、

○往古熊野本宮新宮之六所を瀬戸口某、竹内某守下し祁答院蘭牟田江勸請夫より此所に迂鎮す、

○神位は正徳三年京都吉田氏江申願正一位の神階宣命奉納有之もの也、

一、稲荷大明神 下福元村

○社司春日駿河

○伝承す往古玉林ヶ城江寺山出羽守籠城す貴久公之を攻む、城下滑り石と云所に至り床机に腰を掛く時に白狐来る、公大に悦ひ当城陥るに於ては稲荷大明神を可有勸請旨祈願有りて既に合戦に及ぶ大に勝利を得、寺山敗し、終に城陥る故に此に当社を造営し神領三町を以寄附せらる。

一、十一面観音之事島津八郎左衛門谷山を掠取り神前城和田村に在り 苦辛城皇徳寺より西の方に在り をは平田少輔宗秀に守らしむ、

天文八年十二月日新公谷山を復さん事を計り河野太郎左衛門が弟和泉守通吉日新公近習 に命して兄通能に内通せしむ、

通能密に命に応し神前城を陥て公の軍を納ん事を諫る終に発覚して実久通能をして城中に自殺せしむ、後に邑人通能を十一面観音に崇めて建立す石像今に存す、坂下に在り、邑人曰く昔は城の西の原に在り、野夫其堂を焼く故に爰に移す、堂を再興す、石像破損し木像を以て之に代ふ、石像も又堂内に納む、河野家系に云て通能勝久公の命に由て此城に居す、弟通吉日新公に近侍す故に促して勝久公自刃を賜ふ、通能男子有り伊勢松丸と云ふ、

時に九歳也、家人抱去て通吉に因て養育せられ後に日新公に仕へ号を又九郎と賜ふ後に筑後守通泰と称し天正十四年筑前国岩屋城攻に従軍し此に戦死す。

本朝神社考 中巻 林 道春著

世に熊野と云うのは本宮（熊野坐神社）新宮（熊野速玉神社）、那智（熊野那智神社）の三社を併用す。この三所は本来別箇の神社であるが、早くより熊野三山と称し、その由緒を共通にすると共に祭神を等しくし、いつしか三所にして一体なるの觀念の成立を見るに至った。

熊野神社は和歌山県東牟婁郡本宮村に鎮座し、熊野速玉神社を祀り官幣大社に列す、延喜の制大社に班し神階正二位に陞る、

熊野那智神社は同郡那智町に鎮座し、熊野夫須美神の外に前記二社の祭神を併せ祀る、本書では祭神を伊弉冉命、事解男命、速玉男命とするが、これは中世來の流説にして、家都御子神、熊野速玉神、熊野夫須美神とすべきである。

日本紀神代卷に伊弉册尊、火の神を生み給ひし時、や炊かれて神退りましぬ。故に紀伊国熊野の有馬村に葬る。ひと土俗此の神の魂を祭るには、花時亦花を以て祭る、又鼓、吹、幡旗つづみを用て歌舞ふて祭る。纂疏に曰く、古事記、旧事紀等に謂ふ、伊弉册尊神去て、出雲の国と伯耆の国との界の比婆山に葬る。此書と同じからず。社家者の説に、熊野の権現は天竺より飛び來れる神なり、今此の神書を見るに伊弉冉尊と為すは決せり。故に諸道の博士の勘文、多くは此の書を引て据と為す。白河院熊野に詣で給ふ時、路傍の花の盛に開けるを見給ひて、和歌を詠じて曰く、

吹き香にはふ花のけしきを見るからに

神の心ぞそらにしらるる。

是れ亦花を以て祭るの意か。(新古今集に載す) 神代卷に又曰く、伊弉諾尊伊弉册尊と之を盟す、乃ち所唾つはくの神を号して速玉はやたま之男と曰ふ。次に掃はらふの神を泉津事解よもつことさか之男と号す。凡てこの神坐す。神名帳に曰く、紀伊国牟婁郡熊野早玉の神社、今案ずるに、速玉之男、事解之男、伊弉册尊、是れ熊野三所権現なり。古今皇代の図に云ふ、崇神天皇六十五年、始めて熊野の本宮を建つ。

後漢書東夷倭国の部に曰く、会稽の海外に東鞞人あり、又夷州及び澶州あり。伝に言く、秦の始皇、方士徐福をして、童男女数千人を将て海に入つて蓬萊神仙を求めしむるに得ず。徐福、誅を畏れて、敢て還らず、遂に此洲に止る。沙門中津(絶海と号す)明に入る。明の太祖、徐福が事を問ふ。津答ふるに詩を以てす。曰く、熊野峯前徐福が祠、満山の薬草雨余肥えたり、祇今海上波濤穩なり、万里好風早く帰るべし。太祖和して曰く、熊野峯前血食の祠、松根の琥珀も也た肥えつべし、昔時徐福仙薬を求めて直に如今に至るまで竟に帰らず。

熊野権現、証誠殿の本地、阿弥陀 両所権現は薬師観音なり、伝に言ふ、伊弉諾、伊弉册なり。若一王字は施無畏の大士号して日本第一大靈検、熊野三号権現と曰ふ。

飛滝大薩埵は本地千手観音。

十二号権現、

山王院の大師、熊野に詣ず。雲霧峯を隔つて荆棘道を埋む、迷て行くこと能はず、滝下に留まって祈ること七日、

八尺の靈鳥あり。飛び來つて路を示す。遂に祠に到ることを得たり。所謂る八尺の長頭巾は此を表せるなり。花山の法皇、那智山に入り玉ひて、出で玉はざること三年、その精修勵苦、苦行の者皆法を取る、一日神童降つて、如意珠一顆、水昌の念珠、海貝一枚を獻る。法皇宝珠を岩屋に置き念珠を千手院に納めて、以て地鎮と為し苦行の上首之を伝へて秘授して今に至る。海貝は九穴、滝の底に沈む。俗に曰ふ、九穴の貝を食ふ者は、永年にして老いず、蓋し、滝水を飲む者をして延齡を得さしめんと欲するなり。白河院、貝の事を聞き玉ひて、弄潮の者に勅して、滝下に入つて之を搜らしむ。潮人出奏して曰く、貝猶在り徑三尺許りと、法皇此の地に修練してより、苦行者六十人、今に到つて絶えず、又云く、花山の法皇那智山に在す時、天狗多く崇りを為す。因つて安倍ノ清明をして之祭をらしむ。清明、衆魔を狩籠の岩屋に咒して収む。那智の行者、懈怠あれば則ち天狗出でて燒害を成すと云ふ。熊野の御幸は平城天皇、花山法皇、白河法皇（三山五箇度）、堀河院（三山一度）、鳥羽法皇（三山八度）、世に伝ふ、解脱上人、熊野に詣づ、熊野權現上人に告げて曰く、法華經に曰く、諸仏救世者大神じんたう通に住して、衆生を悦ばしめんが為の故に、無量の神力を現じ給ふと。

昔婦人熊野に詣づ、先達の行者密に犯さんと欲す、一日一日を延べて一夕甚だ迫る。婦の曰く、必ず明夜を期すと、其翌旦婦食せずして憂色あり、婢怪みて問ふ。婦実を告ぐ、婢請ふて曰く、憂ふること勿れ、我れ代つて之に當らん。中夜知るべからずと、婦悦んで飯食す、夜に及んで婢、婦の所に臥す。先達果して來り通ず、後数日にして先達金と為る。（熊野山に死を謂ふに金と為るといふ）婦と婢とは恙なし。

「三国神社考 薩摩上」より（開聞神社所蔵古記録）

本社

百九社 鹿兒島 谿山 給黎 穎娃 川辺 阿多

三 国神社考 薩摩 上、伊作 高城 出水 甌島

此三国神社考三冊者福ヶ迫諏訪神主從五位下大和守祐珍撰集之秘本也爰二天保十三年春致借用写之置者也。

本田氏。薩州神社考ヲ以テ朱書ニテ書入朱点ハ有之所ニ而点ヲ付ルナリ、朱点ナキハ神社考ニナキ所ナリ一字二字三字又ハ一行二行モ朱書ニテ書入ルルハ神社考ノ文ナリ。

（前略）伊佐智佐六所権現ノ所ニ書入有之候、今按伝記ニ佐多ヲ御通ト云文ヲ以ルニ疑ラクハ御崎権現エ参向ノコトナルベシ故ニ当社ニ御崎ノ神底中表少童ノ三神ヲ崇入祭リタル歟更可考佐多御崎権現モ縁起ニハ三所ト有レトモ今六所権現ト申ソロ是モ伊佐智佐ノ三神ヲ崇入祭リタルカ更可考

本田氏神社考云熊野本宮新宮合号六所権現○伝称ス

当社本宮者紀伊国牟婁郡熊野権現也古熊野本宮新宮ノ大所ヲ瀬戸山竹之内両家ニテ守下シ祁答院蘭牟田江勸請夫ヨリ遊行シ谷山郡谷山玉林城江迂鎮本社及脇宮八社其外土祭大明神宮舎悉造営シ和田村三十町ヲ施行ス瀬戸山竹之内両家ハ于今神事参役無退転、本田氏神社撰集曰祭祀正月三日打植之神事往古ハ二月五日ニ有シカ神階ヲ申御嫌事ヲ被有テ以来正月三日ニ令執行二月五日ヲ臨時ノ祭ニ定也、九月九日放生会神事十一月廿日冬籠神事当社年中三度ノ

神事也、古來年二十三度ノ祭也其内二度ノ祭祀ハ浜下御旅ニテノ祭也神田モ分テ年々門付作田ヲ被究至テ貴キ神祭也、然ルニ中古祭料モ被召上無程神事止ケル故社司氏子等愁歎シテ元文二巳年七月、旧規中絶ノ詛ヲ以テ寺社館へ訴蒙免受同年九月九日久津輪崎へ御旅ヲ設神行成

一 祭米五斗二升五合御藏米九月九日放生会神事料

惣鎮守

伊佐智社六所權現 在谿山郡谷山和田 所祭神体鏡三面 薩城ヨリ南ニ去テ二里六合余

社僧羽嶋宝昌院。社司春口氏

伊弉冉尊、事解男、速玉男

社伝 社來伝記曰谷山四方ノ土ヲ取則土祭大明神ト社ヲ立置彼地ニ伊佐智佐權現御鎮座ナリ、依之伊佐智佐郡ト号

スト云○往古熊野ヨリ瀬戸山氏奉戴御供六人ニテ谷山下福元ノ内和田玉林城内ニ御鎮座也、其節右六人ノ御供ニテ祁答院江御通彼所伊牟田ヨリ一人靄田ヨリ一人御供仕志布志之浦月野ト云所江一節奉鎮月野へ伊佐智佐ノ末社トシテ一社建立アリト云、夫ヨリ佐多ニ通り給彼所ニ瀬戸山腰掛石ト云アリ、夫ヨリ終ニ谷山ノ和田ニ奉鎮ト云云、右六人御供之役役行烈ノ次第于今土民ニテ続來レリ、且又祁答院ヨリ御供ノ二人和田村ニ居付在名ヲ名ノリ社役勤來リシニ伊牟田事ハ惡業有之断絶鶴田ハ權現職于今相勤來也○正月元日ヨリ三日迄備神供祭有之タルヨシニテ祭田ノ名残ル○正月十五日土祭ト号シテ伊佐智佐社ニテ日祭土祭大明神ニテ夜祭アリ、二月五日打植祭ニテ四方天地人ト七ツノ杖ヲ一本ニ作テ神柴ト号シテ以神祀場ヲ掛置二月五日權現浜下之節久津輪崎平石之上ニテ右七ツノ杖ヲ以神祀

場ホトキト云習有之タルヨシ○二月五日打植祭ト号シ浜下アリタル由ナレ共近年正月三日ニ如形ニテ学古例祭有之也○三月三日星祭ト号シ星田三月田ト云テ二坪祭田トシテ相付伊佐智佐社ニテ日祭七ツ島ニテ夜祭アリ草野宮大明神ヨリ草餅上ル草野村ヨリ日ノ数ノ草餅上ル七ツ嶋ニ備置祭是有タル由ナレ共今無其儀○四月卯祭ト号シ初卯日祭之祭田上福元之内桜田一坪相付祭有タルヨシナレ共今社□ニ祈願迄ナリ○五月五日祭田セセクシ并五月田二坪祭田トシテ相付祭有タル由○六月朔日七月七日両日大海堂七坊ノ節權現社頭ニテ大般若学有之由于今大御堂亦坊屋敷ト唱其其跡石残ル也但此事シカト不知○八月十五日稻祭ト号シ祭田八段田此外諸名ヨリ稻穂上ゲ祭有之土祭大明神ニテ夜祭ノ節穂ヲ結八ツ之杖ヲ以五方天地人ト放生会迄神祀場ヲ掛置久津輪崎平石ノ上ニテ柴ヲホトク習シ有之タレモ今断絶○八月彼岸前ノ二月ニ同シ○九月九日放生会祭于今有之浜下社例段ニ有之也昔ハ祭田九畝耄丁相付居タル由今ハ公儀ヨリ米五斗二升五合下サル○十月亥祭ト号シ祭田草野宮田ト云有リ權現社ニテ日祭草野宮大明神ニテ夜祭有リタルヨシ○霜月廿日冬籠祭ト号シ過分ノ祭田相付冬至ノ日ヨリ祭ノ式台有之内侍所エナニノ酒ヲ作本宮并末社之諸神エ酒ヲ籠廿日祭成就有タルヨシ○神領等目録切レ捨リ相残ル目録之写左ニ記ス

谷山和田之内

一、七段可 霜月廿日祭田 むらた経房判

文安五年十一月七日 柏原永好 同

神主之分 伊地知久安同

谷山和田之内

伊佐智佐神領

一、二段可、霜月廿日御祭田

一、二段 八月ひがんの御祭 以上

文安五年十一月七日 むらた経房判

柏原永好 同

伊地知久安同

一の分

坪付薩摩国谷山之郡和田名

一、七段可 霜月廿日御祭田 堂遍た

一、壹段 こんはう里ふ □□みた

一、壹段 五月五日久りてんせせくし

一、壹段 はらいてん

天文五年二月吉日 重正

伊佐智佐神主孫左エ門殿

坪付薩州谷山之郡

一、三段 修理由 坂田

天文八年己亥卯月吉日 忠朗 経定

伊佐智佐権現

坪付

一、七段 霜月廿日祭 和田名 た遍た

一、二段 正月十五日祭田 さくら田

一、五段 修理田此内福元名二壺及和田名二四反

一、壺段 五月五日祭田 せせくし

一、壺町 和田名 九日田

以上式町六段

永祿十二年五月吉日

原口権之大夫

坪付州谷山之郡

一、式段 浮免谷山記伊之介□ 烏帽子田

以上 忠棟 経定

天正五年二月吉日 光宗 意□

原口甚兵衛殿

奉寄進

右意趣者伊佐智佐權現為修理之柳田三段可寄進之状如任

永享^{二五}
二子 六月晦日 伴兼忠

谷山のこほり王たのひこりの屋しきのうちいちいさちさのいちとのさい所志、そんなまてもいちやしき堂る遍き
事志ちなりもしいらん申ともから□する時書状をせう文としてさをいるるの有所にはなれられましく候よて為後日如
件

加吉二年十月廿六日 やなせ好為

宝物

一、弓二張 損少計□シ右之社内ニ納

一、箆二腰 右同

一、大般若經一部 切捨リ半卷箱ニ納

一、般若本尊一幅 箱ニ入社内ニ有之

一、太刀一柄 一、鎧一領

右從 貴久公御寄進

宗源（朱印あり） 宣旨

薩州谷山郡

正一位伊佐六社權現（朱印なり）

第一章 神 社

右奉授極位者

神宣之啓収如件

正徳三年六月廿七日 神部伊彼宿禰奉

神祇道管領勾当長上從二位下部朝臣

神位祝文之写

維正徳三歳次癸巳六月廿七日六月廿七日壬寅吉日良辰乎抉定呈薩州谷山郡仁鎮座順掛毛兎□正一位伊佐智佐六社權
現末社諸神之広前に仁恐美々々毛申賜波久止申佐久抑当社乃祠官氏子等合力一心志亘神祇官領下部兼敬仁告亘正一位
乃神位乎乞故例仁任亘宗源乃宣旨乎以亘極位乎技奉利宇豆乃御幣乎調亘内陣乎飭禰辭竟奉留此状乎平介久安久所聞
食世此仁当社鎮座志賜此天以後御嫌物止伝亘牛引乃材木乎御官作仁用事御官地八町四方仁牛入不亦田地乎牛二亘耕不
申亦每年正月十五日与利二月五日乃間田仁入畠仁真鍬入留亦布機乎之立加勢久留事亦旅仁出月乎不越亦御宮条八町四
方倍葦毛粟毛馬川原毛等乃馬乎養事乎惡賜布止是定計□往昔禁賜布故有牟然止毛今極位乎授奉留神徳仁依亘右乃種々
乃事乎免賜此亘無祭久無咎久神直日大直日仁受幸賜陪止恐美々々毛申賜波久止申寿

薩州谷山郡

正一位伊佐智佐六社權現幣帛

箱丹塗ニテ四目ヲ下ス長一尺五寸横四寸計中ニ宣命一包祠詞一包八長一尺二寸横三寸程之箱大和錦ニテ張り打カフ

七蓋也箱ハ足付也宣命ハ空色ノ紙○ニ枚重祝詞ハ黄紙也御幣六本結重テ下四上ニツ也

末社 土祭大明神

谷山四方ヨリ土ヲ取土祭大明神ト崇相応之宮作ニテ年ニ兩度此宮ニテ谷山參百五拾町ニ神祀場掛リ本社祭成就有リ
タル由云ヘ共何事モ断絶ニテ宮作モ破壊ニテ宮山之内楠之宇都木ニ神躰奉移

一、権現浜下之節舞殿山トテ中途ニ御仮殿有之タルトイヘ共御城中水出シ修補無之ニ付漸々洗崩大瀬戸ニ罷成其跡無
末社 草野大明神 本宮ノ未申ノ方ニアリ下福元ノ内坂上ニアリ神田七段相付居タル由ニテ今ニ草野宮田ト唱来ル
也

末社 七津嶋大明神 薩州谷山郷

壹段

天文八年己寅 月吉日 忠朗 經定

七嶋大明神

末社。白山妙理権現 薩州谷山郡

一段

天文八年己寅 月吉日 忠朗

白山妙現権現

第一章 神 社

末社。飛竜権現

末社。道祖神

本和田之浜ニアリ波上リ洗崩破壊之 町ニ御直リナサレソロ

末社。地主大明神

伝云往古権現宮御鎮座之節御供之六人和田村江居付神領之与配ニテ今和田村六人之百姓神ノ由伝エ置今百姓中ヨリ霜月廿二日ニ祭来申候

本田氏神社撰集曰伊佐智佐権現御鎮座ノ事谷山下福元ノ内四方ノ中東ハ海、西ハ下名中ハ和田北ハ下名南ハ又同ク中ハ和田ハ町方御鎮座ト究置、玉林ケ域を御鎮座と定社領を造立して和田三十町を神領とシテ年中十三度の祭祀、其中ニ兩度の神行浜、下の神事、嚴重也シガ谷山家時代十八町ニ減少ス其後大守光久公神田十六町御寄附有之候ヘトモ廢破勘落之時上地と成神、祭祀も名而已にてをとろへ氏子等神官無力雖然日本ハ祭政一理ニして政務ハ専ら祭祀ニよる事な連ハ神意を被重於千今祭米五斗式升五合社毎年礼貢無怠あて置ル

一 右二記所の和田三十町とハ今五百五十石余ニ当ると也、又下福元名ハ九月田一町、田三段烏帽子田二段何連も目錄有、此外作田三反是等ハ目錄不相見又福元名へハ橋野丸一反目錄、又桜田三反掃除山三反柴野二坪ハ目錄不相見神田と□へし也又次田と云字名一町の御供田有又柴之田とて当社并末社五社へ付来祭モ有此外谷山諸名へ宮園と云も有又往古より依社、宗廟祀、田と云年ニ兩度の祀、掛有若祀、中を破者最寄の宮園の宮田□□の稻を以□を修スル

- 一 社之令法と□へタリ故宮田と唱来候田地村々ニ有之ハ件の字名也又古廟海堂七坊有之時、主方へも上福元の内葉師堂へ八町、主与配事もあり
- 一 正徳二壬辰神官原口肥前寛書ニ我等、祖父原口 候ハ御国御仕置不究内為御加勢高米五斗出米祓渡社人中ニも此等之儀故御加勢可 上と下知仕三年此情、道具家財相払上納中躰故各令固窮皆分散して残り二人有 祖事も御 御供申皿又庄内御 之時モ罷立候事也
- 一 御宮作も昔ハ広大小して脇宮随神ハ社の宮も別々にをわしませトモ社も無是非破壊して肥前祖父代ニ仮殿を造りて神体も一所ニ崇む今ハ本社の内殿小安置して祭の時ハ供御を備て所願有而已
- 一 二月五日打植の祭田過分也神樂久津輪崎へ奉振平石之上にて右七ツの杖を以四方天地人と唱心中ニ祈念して祀を解南海ニ捨本宮之御と称し瀬戸山家相詰土産色々久津輪崎へ捧此宮土産ハ至て謂連有事といふ祭田の字名御杖田、柿田御土産田今ニ名目有此等の稲を以宮土産を調進、可有子細御旅の旧式相濟て神 本宮にて御祭祀有
- 一 九月九日放生 の神祭祭田有久津輪崎へ神行ハ杖を以祀 を解南海へ捨事前ニ同宮土産進調等相終て本宮へ館中途舞殿山と号し八足の張屋有此所ニ神 を案 して祈念有夫より本社に帰り玉ひて旧規最も嚴重也
- 一 天文八年己亥相州薩州御両家谷山於柴原及御一 三月十三日 貴久公御出馬数日の御合戦依無 勝利 社へ深く御誓願有之同廿六日御和談有玉林ヶ城へ御着地頭大野駿河伊集院山城其外諸士於城内御目見御祝云之折柄頼娃小四郎喜入三郎御味方の一左右を言上す其外川、市木高城の地頭各隨身申二対以外の外之御喜請偏ニ御願力寄得トの御事ニて、御伝厚なり御寄附の品物左ニ記一御鎧一領一御太刀一腰一簔二腰一大般若經一部本尊有

右品々并神田十六町祭用として御寄附

一 光久公当社へ御王来毎度之御事也竜伯様ニも御尊敬放生会の神祭ニハ必御参詣御子孫様方御四人様御同心ニて毎度御参向有けるとぞ

一 寺山出羽玉林城へ籠城の時貴久公御出馬にて右の城下於御陳暫く御床机ニ祓為成干時何方よりか白 一体深手を負御前へ来る貴久公仰に白 八当家嘉事今此所ニ来事則日落城無疑と御祈誓有其旨趣於御勝利ハ白 を軍神と崇祭田を 行へしとの御志願也則白 の死体当地へ深く隠し給ひて此所在名は如何唱候哉と御尋有之腊石と言上す貴久公上意以来此所を進見塚と可言との 也又神官原口権大、夫同勘之大夫を召て兄弟へ御意候ハ為仰四方へ松桜を可植置との上意也干時無程及落成希る故御誓約ニ不違祠壇を御創建有稻荷五社の御神靈に神を会勸請して神田三町稻荷免と名付御寄附有て祭日を霜月三日に定 連祭祀無怠之処に靡破勘落の時神免も皆無上地と成官もく及破壊御神躰ハ常楽寺の境内ニ石の祠を立安置共云、又下福元村の稻荷とも見へたり件の寺地ニ崇とハ原口肥前寛書ニあり貴久公ハ より四ヶ所の様ニ御開陳有右兄弟も被召列川辺の神殿の様ニ御通路阿多迄兄弟も供養しけるが貴久公御候ハ兄権大夫事ハ是より谷山へ帰り 抽心誠御祈願可申弟勘之大夫ハ兼而天健を行ふ故阿多高良八幡諏方前方より御勸請之稻荷并此度於谷山御勸請之稻荷同殿ニ勸請すへしと上意也今阿多神職原口某か祖也其後鹿児島神月川の相の川にて御戦且岩剣御陳の時も兄弟御供申て冥加こも余りしと也

神職屋舗 正一位伊佐智佐権現社司

右社代官司権主取 原口 竹之内

(以下略ス)

三 鎮守神社

宮司 大脇為城

谷山市五ヶ別府町字宮園二、四三七番地

祭神 猿田彦命

神体 石八箇

本殿 二、二五坪 拝殿六坪

境内面積六七七坪

祭日 春祭三月五日 秋祭十月五日

氏子 三九三戸

この神社を俗に八社権現と称す。記録の伝えによると、徳川中期の頃、三重野駒走、川西、川口、茂頭、蕨野、久木野、宮園の八ヶ村産土神を合祀したので、この名があるように言う。境内に記念碑二基がある。

一、「日露戦役記念碑」

初起茂頭上下蕨野方限塔之原、明治三十九年八月十六日建、台石二五ヶ出征者久木野甚太郎等三十名ノ名ヲ刻ス
一、「英国皇太子歛迎紀念碑」

大正十一年五月九日

發起人宮内四郎助同善次外二踊手三十三名歌手二十八名、茂頭上下共同棒踊

「谿山諸記」には、この神社につき左のように記されてある

五ヶ別府八社鎮守大明神 見廻社人 竹之内織衛

但鏡幣帛 山緒相知不申候

内三重野門

一式社祭礼 十一月四日

一壺社右同 十一月五日銘々略ス

谷山五ヶ別府鎮守神社御神事

人教神社御神事踊「八段目道行」毎年奉納

明治五年申二月吉日 茂頭方限二戈相中

八段目道行前歌

憂世渡派、太加り染めの飛鳥川、縁も知行茂瀬戸かわい、夕部の浪のした人に、結ぶ言葉の余は声の風、呉加古川の娘小浪が否づくに頼茂殿らす其儘に、振捨られし物思ひ、母の思者山階の、迎のぢき屋を力にする、炭通いして弓いしの、世に有るなしの義理人情、腰元すれぞ寄物を、第一親子のふたり列、都の空に心指、雪野肌合も寒空に、寒小梅早々添而、手先覚えず凍い坂、薩陀峠に差掛り、見返みれば扶持野煙は空にけり、引合も知れん思いは、荒すいみ忌みみ溝と、言うて身尾我が身野上を格戸田に、人知らす彼の山越而、行くは吉田屋東坂、招く女の声掛る。

「第一段」縁を結はば清水寺に参らんせ、衰らん滝に讚米枝まして、毎々粗由而拝まんせ左右チャイ。せしき寒子かく入うけて、鹿倉大黒声のエイ。こちの昼間をさまされて、都主子と合而つらさが語いたやソウトモ ソウトモ。若哉嬰とかかさんならば、伊勢に参らん引合せ。

「第二段」雛びた歌を身に附而、寄きすに成身の形、あつ田の社をあれとかよ、七里の渡しを帆を揚而、日吉揃而やしやし、揖取音は清虫かや蟋蟀、若哉霜夜と縁かるを、左様ふけこそ暮迄と、期限ある船急がんと、母が走れば娘茂走る、空の霰の形地野ともに笠思、跡哉先き諸野亀山関留の、伊勢と吾妻野岐路、行き合野鈴の鈴が越、台野砲山雨が降る、皆口の波に入林、石び石場而大石を、小石平尾と我夫とまでつさすれつ手を取而、都而乙屋身寺に林鹿を、越而無程山階の里に月にけり。

四 黒丸神社

宮司 山崎陽道

谷山市山田町八五六番地鎮座

祭神 瓊々杵命

神休 鏡（裏銘末広天下一松平因幡守重義）

祭日 祈念祭三月二十一日例祭十一月八日

神殿 四坪六合 拜殿十二坪神饌四坪

境内 面積六畝十三歩 明治初期この土地に鎮座の長尾神社を合祀したと言う。

境内に小さい池があり、池の脇には小碑がある。碑銘は判読に苦しむが、「奉くわん（以下不明）」「享保六年三月」とだけ読める。「奉勸請」かとも考えられる。

境内に記念塔と石碑がある。

一 記念燈は昭和十一年九月八日社殿改築竣工記念に建てたもので建築委員氏子総代等の氏名と改築の経過を記してある。

一 松林奉納記念碑、松林奉納者中間一光、脇黒丸新蔵の名を刻し碑陰には氏子総代町会議員世話役など八名が記されている。

五 白山比咩神社

宮司 大脇為城

谷山市中町字宮前二九三番地鎮座

祭神 白山比咩命

宝殿 四坪六合 直線造 渡殿 二坪 〃 拜殿 十二坪 〃

鳥居 神明造 柱間隔二間

祈年祭 三月十九日 新嘗祭 十一月二十六日

境内地面積 二反一三歩

氏子 三八〇戸

境内に献燈一基水鉢一基記念碑一基がある。

一 献燈 正徳五乙未歳九月吉祥日奉寄進御宝前と記す

一 献燈 征露凱旋記念明治三十九年四月十七日と記す

一 水鉢 奉寄進施主上野十蔵政陽文政二卯歳九月神吉日と記す

一 白山神社改築記念碑

大正十年九月二十四日記工大正十年十一月一日 落成と記す

「谿山諸記」には次の通記されている

中村之内

一 白山権現 一社 右社人 奈良迫右膳

地頭(仮屋より)子方三拾四丁程

神躰木面一面 長六寸程幅四寸程

但神領寄附高無御座候

祭礼 九月十九日

由緒年号月日相知不申候

六 南方神社

旧村社 宮司 折田利正

谷山市上福元町六千三百番地鎮座

一 祭神 建南方命 八坂刀美命

一 由緒 不詳

一 社殿 堅耆間三尺横式間三尺 拝殿全四間全二間三尺

一 境内 五反二畝二十一歩 官有地

一 氏子 三百三十戸

一 管轄序まで距離二里十町

「神社誌上」には次のように記載されている。

同所上福元村

諏方大明神 祠官 岩倉河内

祭神二座前に記

一、当社ハ古来谷山家勸請、年曆不詳

一、祭料 三斗 地頭ヨリ継行、七月二十八日正祭

一、末社は次のとおり

- 一 和田村土祭大明神
- 一 町 道祖神
- 一 上福元村奥龍藏權現
- 一 中村飛龍權現
- 一 下福元村諏方大明神
- 一 上福元村春日大明神
- 一 上福元村池王權現
- 一 柏原柏原大明神
- 一 中村飛諏方大明神
- 一 中村早馬大明神
- 一 中村山王權現
- 一 山田村長尾大明神
- 一 山田村虛空神
- 一 山田村鎮守大明神
- 一 同所八社鎮守大明神
- 一 宇宿村人王權現
- 一 下福元村草野宮大明神
- 一 同所七島大明神
- 一 中村白山妙理權現
- 一 中村鎮守大明神
- 一 下福元村住吉大明神
- 一 同所妙見神社
- 一 下福元村飛諏方大明神
- 一 東塩屋塩竈大明神
- 一 中町浦池大明神一
- 一 中村天神社
- 一 同所鎮守大明神
- 一 同所黒丸大明神
- 一 同所鎮守大明神
- 一 同所鎮守大明神
- 一 宇宿村妙見神社
- 一 同所山之神

- 一 同所天神社
- 一 同所道祖神
- 一 平川村東山飯綱大明神
- 一 平川村鎮守大明神
- 一 平川村山之神
- 一 平川村鎮守大明神
- 一 下福元村小鳥大明神
- 一 松崎町恵比須
- 一 下福元村鎮守
- 一 下福元村光山諏方大明神
- 一 同所八之王大明神
- 一 中村山之權現
- 一 下福元村鎮守大明神
- 一 和田村若宮大明神
- 一 中村龍藏權現
- 一 同所稻荷大明神
- 一 同所雀之宮大明神
- 一 平川村津之崎大明神
- 一 同所今嶽飯綱大明神
- 一 下福元村池之王權現
- 一 同所山之神
- 一 下福元村巖島大明神
- 一 同所松尾大明神
- 一 下福元村正八幡
- 一 同所鎮守大明神
- 一 同所權現
- 一 中村天神
- 一 下福元村伊勢大神宮
- 一 中塩屋塩竈大明神
- 一 中村黒丸大明神
- 一 同所
- 一 中村地王權現

一同所鎮守大明神

一中村鎮守大明神

一同所鎮守大明神

一五ヶ別府村鎮守大明神

一同所鎮守大明神

一五ヶ別府村鎮守大明神

一同所鎮守大明神

一同所鎮守大明神

一同所蕨野山王

一五ヶ別府村佐屋神

一同所鳥帽子嶽飯綱大明神

一五ヶ別府村山之神

一同所鎮守大明神

「谿山諸記」には

上福元村之内

一諏訪大明神

格護人 岩倉藏人

祭神 事代主命

建御名方命

神体 鏡五面

内一面裏面潮州将家

青○宝鑑二字不相知

四面無銘三面鶴龜松竹一面無銘也

右申伝候者前代谷山殿信濃より守下し右この所江勸請為有之由尤年号月日其外委由緒相知不申候神領高寄附高無御座候

祭之儀は七月廿八日米代として地頭方より米三斗ずつ毎年相渡し候

七 柏原神社

宮司 折田利正

谷山市上福元町四、一五五番地鎮座

祭神 神日本磐余彥命

神骨 鏡

祭日 例祭四月三日。春。三月十三日。夏祭七月十三日。秋祭十二月十三日

神殿 二坪五合。廊下 二坪。拜殿 十二坪

境内面積二反一畝一七步

境内に石碑三基あり

一神武天皇御駐蹕伝説地谿山

昭和十五年秋 鹿兒島県知事指定

神武天皇高千穂宮ニ在リ皇妃吾平津媛ノ生地吾田ノ地ニ幸シ屢々此ノ処ニ駐マリ給フ高倉天皇ノ承安年中谿山ノ庄司基址ニ 天皇ヲ奉祀シ樞原宮ト称セリ村社柏原神社ノ始ナリ紀元二千六百年ニ当リ社殿ヲ改築シ伝フルトコロヲ刻スト云フ。谷山町建設

一社殿改築記念碑

皇紀二千六百年 昭和十五年六月竣工

一、松ヶ原耕地整理記念碑

起工大正十四年十二月四日 竣工大正十五年四月三日

〔谿山諸記〕

上福元村之内

一 柏原大明神 格護社人 河野丹下

神躰 木座像高サ六寸位虫付 座主自姓院

但寺領高寄附高祭米無御座祭礼十一月十三日 地頭仮屋ヨリ寅ノ方六町程

八 稻荷神社

旧村社 宮司 大脇為城

慈眼寺境内に鎮座

谷山駅より南二軒谷山市下福元町三千八百十四番地

一 祭神 倉稻魂命 猿田彦命 宮比神

一 由緒 不詳

一 社殿 宝殿 縦九尺横九尺 拝殿 縦式間横壹間三尺

一 境内 老反七歩 官有地

第一章 神 社

一 氏子 五百五十一戸

一 管轄庁迄距離三里（以上、右神社明細帳に拠る）

神社庁調に拠れば稲荷神社の由緒は次の通である。

谷山下福元

稲荷大明神

社司 春口駿河

祭神 前二同

一 伝承ス抑谷山郡谷山玉林城ニハ往古寺山出羽籠城ス、太守貴久公此城ヲ攻メ給フ時、城下ヌメリ石トイフ処ニ床机ヲ設ク、時ニ白狐来ル、貴久公甚御喜悅アリ島津家ノ御佳例故当城今日中御手ニ入り候ハバ稲荷大明神ヲ御勧請可有之御誓願既ニ落城故当社ヲ造営シ神領三町御寄附有之者也、只今ハ神領無之

霜月三日 正祭

一 祭料無之

（参考）右の稲荷大明神は廃仏毀釈後慈眼寺観音堂あとに遷座して現在に至っている。元鎮座の処は谷山護国神社の北方二〇〇米の小高い丘で、ここを通称稲荷山という。丘上に二基の石祠がある、一は稲荷神で一は山之神である。祠には年刻その他何もないが、献燈の石も残り祠のものには大木もたっている。旧九月九日には甘酒などあげらる崇敬者もある由、この丘上から玉林城ススメ塚ヌ（メリ石）も一直線に見え、貴久公玉林城攻の戦をほうふつとして想い出される。尚慈眼寺跡一帯の小字名は稲荷山であるが、この名称は稲荷明神の稲荷山に由来したと古老は語

ついでに。

「谿山諸記」

和田村之内

一 ススミ塚 高サ三間程、廻リ百間程

地頭飯屋ヨリ未ノ方拾八町程

松老本 壺丈壺尺廻リ余

右俗ニススメ塚トモ又ハ滑石トモ、此所地中段々大石有之

九 谷山護国神社

宮司 大脇為城

鎮座地 谷山市下福元町字内ノ田九〇二番二

境内面積 四八〇坪六合六勺（一、五八六平方米）

祭神 明治戊辰役以來殉国之英靈一、五四六柱

神殿 一・五坪 神明造 廊下 二・五坪 拝殿 一一坪

神饌所 二坪 倉庫 一五坪

由緒沿革 明治四年二月八日戊辰戦役ノ生存者西村正辰外十八名ノ同志相謀リ谿山郡谿山郷上福元府本常楽寺境内

ニ小社ヲ建立セラル。

明治十六年十一月八日官祭谷山招魂社ニ指定セラル。

明治十九年二月二十三日谿山郡谿山郷下福元字稻荷山二、八一三番地一畝七步（今ノ慈眼寺公園内）へ移転セラル
昭和十四年四月二十日村社谷山護国神社ニ昇格改称神饌幣帛料供進ノ儀執行サレ官公庁学校各種団体等参列ス。

昭和二十一年二月二日勅令第七十一号ニ依リ官祭並社格ヲ廃止セラレ谷山頌徳神社ト改称セラル。

昭和二十三年一月二十三日谷山護国神社ト改称セラル。

昭和二十六年十二月十日合祀者英霊ノ遺族会結成セラル。

昭和二十七年十二月二十日谷山護国神社奉賛会結成セラル。

昭和三十年八月二十三日谷山町下福元内ノ田九一番地ノ由緒深キ元陸軍省軍馬補充部育成所タル現在地ニ移転新築セラル。

昭和三十年十一月二十三日遷座祭慰霊祭並ニ落成式執行セラル。

合祀者英霊（昭和三十年十一月二十三日現在）。戊辰戦役（一二二柱）。明治十年役（一三三柱）。日清戦役（一六六柱）。日露戦役（四五五柱）。（其他二柱）。総計（一、五四六柱）。

昭和三十八年十一月二十三日古川市之丞氏寄進ノ鳥居ヲ建テス。

昭和四十年十一月二十三日安らぎの塔、建立セラル。

昭和四十一年十一月神社敷地谷山市ト神社側トノ土地交換成リ土地登記完了、並ニ境内整地等完了ス。
谷山護国神社境内の記念碑其の他

一、戊辰戦役記念碑

大勲位侯爵 松方正義書

發起人 谷山村兵事会 松元武輔、佐藤清真、平山武衛、平山宗弟
大正三年五月建之 石工大草清熊。碑陰には次の銘刻がある。

戦死人名

平山武揚 山下兼善

松田為美

伊地知彦治

番兵二番隊出征人名

久留仙右衛門 池田治兵衛

平山金弥

佐藤清志

児玉利貞

松元次右衛門

平井政一

入佐俊行

新原景行

池田竜潜

西村正辰

平田宗城

鬼丸半介

平井政挙

竹之下旧邦

平井政義

松元武輔

平田盛昌

番兵三番隊

吉井友輔

前田 蔵

山下兼一

番兵五番隊

平山長作

新原藤之丞

松元荘助

伊地知孫次郎

臼砲隊

相良八郎兵衛

松元市左衛門

鬼丸源左衛門

山下矢九郎

伊地知仲太郎

牧田岩太郎

松元太左衛門

相良周延

伊地知季政

松田為徳

一 日清戦役記念碑

陸軍中将従四位勲二等功二級大久保利貞書

碑陰に次の銘刻がある。

戦病死者

陸軍歩兵中尉

川幡清貞

同軍曹

帖佐宗熊

同軍曹

緒方精一

同一等卒

印南源之助

同一等卒

大村半之助

同一等卒

山下山助

同一等卒

原口庄右衛門

同一等卒

川添市啜

同一等卒

内山山助

同一等卒

竹之内郷太郎

同一等卒

上野熊次郎

騎兵二等卒

水川金之助

同輜重輸卒

橋村直右衛門

軍役夫

古垣仲次郎

馬場矢之助

浜崎万次郎

浜島三之助

鬼塚脇蔵助

本村甚助

吉利清之丞

吉利万之助

米沢三啜

伊東四郎助

一、戦死人名碑（日露戦役）

戦死人名

雨田与之丞

平川平次郎

浜崎乙吉

増田 実

緒方正之助

永井郷右エ門

原口平七

三反田三助

児玉利明

奥平徳左エ門

小倉郷四郎

椎野定之助

高木彦二

下鶴森右衛門

中村真太郎

北園権四郎

勝目新助

松尾太郎左エ門

畠中畷次郎

藤元金太郎

外園善兵衛

谷山佐七

瀬戸口熊五郎

芝野四郎助

山下林右衛門

中野与三右エ門

川辺庄之丞

田之上善四郎

池田八之進

浜本三五郎

安庭仁次郎

川畑五納

小倉良之助

畠中次郎助

大脇仲八

福永仲熊

南喜左衛門

内田三右衛門

四元市松

福島善助

松元善次

永里仁左衛

奥 助次郎

山元岩吉

浜田乙助

一、日露戦役記念碑

一、安らぎの塔

碑陰に次の通り記されている。

第二次世界大戦に一身を捧げられた千有余柱の御霊よ、故山にやすらぎ給え、わたしたちはあなたがたの御冥福を祈り人類の平和をひたすら願ひこの碑をたてました。

国遠くはてしみ霊らあまかけり今ぞ帰らむこの石ふみに

昭和四十年十一月

谷山護国神社奉賛会 谷山市遺族会

この碑は鹿児島大学助授中村晋也氏の彫塑、並びに設計でなり、碑銘は谷山市長川元浩氏の書、碑陰の書は谷山市遺族会長大脇為明氏、文は同会理事安田敬藏氏作、献歌は南洲神社宮司鶴田正義氏である。なお、塔下に靈石一千有余箇を埋めてある。

一、谷山護国神社 移転 新築 記念碑

昭和三十年十一月二十三日建之

碑陰には谷山護国神社の由緒沿革を記し、台石には移転改築に伴う寄付額や寄付者の芳名を刻してある。

一、その他

国旗掲揚台、献燈一对 谷山遺族会寄進

水屋の石鉢壹個 大草万寿男氏寄進

神明造鳥居 古川市之丞氏寄進

十 大山祇神社

宮司 伊地知南男

鎮座地 谷山市下福元町西谷一一、三五六 一一、五三五番地

神祭 大山祇命

由緒

古事記に大山津見神、日本書紀に大山祇とある。八木主水佐元信かおうばるすだま鹿追原麿魁峠において錫鉞を発見し、同地に山神を祭り、只管斯業の繁昌国家の隆昌を祈願した。その後、延宝丁巳年年五月、現在地を相し神殿を建立遷座し奉つ

たと伝えられる。今の社殿は明治十九年の改築で神殿一坪拝殿五坪である。昭和九年修理、同三十九年窓の改造補強工事等を行なう。

祭典

御幣祭 正月十一日

古式に則る大御幣は美濃紙麻五色の布で作られ、日の丸の扇を取り付けてある社と各敷々（坑）に捧げ、直宴（直宴）において幼児へわかし与える、男児は習字竹筒鉄砲の弾等（たま）に、女児は羽織のひも、髪結いなどに用いる。

各家庭では紙三枚で小御幣を作り、三神社自らの敷、水神、氏神に捧げる。

祈年祭 三月九日であったが、今は三月十日（陸軍記念日）である。

夏祭 昔は六月十五日であったが、今は七月十五日である。

大祭 昔は九月十六日であったが、今は十月十五日である。

輔祭 十一月八日

錫鉦発見記念祭 十一月十五日

山神講 山中以外では正五九月の各十五日

備考 昭和三十一年錫鉦発見三百年祭の記念事業の一つとして境内社八木神社を奉祀した。（げいだいしや）

八木神社

鎮座地 谷山市下福元町西谷大山祇神社境内

祭神 八木主水佑元信

由緒

昭和三十一年十二月十七日（陰曆十一月十五日発見の当日）錫山鉦山発見三百年祭に当たり、この発見者である八木主水佑元信の功徳をしのびて八木神社を設立し、国民の教養の資にせんとこの旨を申請、同三十二年三月十日承認書の伝達あり、同年四月十九日鎮座祭を執行した。

承認書

庶収第三二三号

鹿児島県鹿児島郡谷山町下福元

大山祇神社

昭和参拾壹年壹月参拾壹日付で役員会の決議を経て申請のあつた境内社を創立すること、及び神社規則を変更することを承認します。

昭和三十二年参月拾壹日 神社庁統理 鷹司信輔

付 記

一 創立する境内社

一 所在地 鹿児島郡谷山町下福元

祭神 八木主水佑元信

名称 八木神社

二 規則変更事項

第三十九条の次に次の一条を加へる

第四十条、本神社の境内社左の通りとする

八木神社、鹿児島郡谷山町下福元

此の謄本は原本と相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

東京都渋谷区若木町十一番地

神社法人神社庁代表役員統理 鷹司信輔 ⑩

昭和三十二年八月廿三日

神社庁鹿児島支部長鳥集正蔵

大山祇神社宮司大脇為城殿

別紙の通り境内神社創立及び神社規則変更承認書が参りましたので、同封御送附申し上げます。

十一 大山積神社

宮司 大脇為城

谷山市下福元町七、九五六番地鎮座

祭神 大山積神

第一章 神 社

神躰 鏡

神殿 宝殿四坪 拝殿六坪

境内 四反壹畝

氏子 三〇〇戸

祭礼 春祭 秋祭

境内ニ社殿改築記念碑一基アリ

十二 烏帽子嶽神社

宮司 鶴田明孝

谷山市平川町五、四三九番地鎮座

祭神 健速須佐之男命 天手力男命

神体 鏡

氏子 芝野、古屋敷、五位野、高野、火河原、豆打、砂取、平川浜、軸屋、海ノ上、中尾、野屋敷

境内 二町二反六畝一二歩

宝物 明治十二年卯十二月廿八日県庁調査につき目録式通御届候但劔式口刀式本短刀壹本、安永並以降寄進のもの

〔谿山諸記〕

烏帽子嶽飯綱大明神由来

右開闢候者 貴久公御代ニ而候其砌於國中乱戦多方々 御出陣ニ被遊 御立候時分 御信心被成御座候故 忠良公飯綱之御本尊ヲ被遊 御作我等先祖長野武藏坊ニ御拝領下大隅日州御手ニ可随御祈禱可仕旨從 御両殿様被仰付加世田ヨリ谷山ニ被召移天文年中ニ谷山川辺喜入之境三鉾杉之元ニ右之御本尊ヲ下大隅向ニ奉勸請三拾貳歳ヨリ彼之嶽ニ致籠居御祈禱申上候事

一 三鉾杉之元ハ余霧深ク御座候故御本尊被成御痛候ニ付弘治年中ニ吹晴之峯ニ宮居ヲ奉移是ヲ今嶽ト申候右ノ三鉾杉之元ニハ石ノ小倉ヲ建尊敬申候是ヲ本山ト申候事

一 於今嶽宮ニ日夜不怠御勝運之御祈禱申上候然ニ下大隅被遊 御退治候而天正之初ニ 義久公被遊御參詣御寄進兼光式尺三寸之御太刀被遊御籠候左候而武藏坊儀彼之嶽ニ致籠居妻子共之儀ハ里屋敷江召置小者老人召列寺ヲ建今嶽山天宮寺花胎院ト申候左候而一度モ里江不罷下彼ニテ相果テ今墓所有之由

一 右武藏坊相果嫡子有仙坊里ヨリ彼ノ嶽勤行申候然所谷山之内平川村津之崎大明神之社人 大左江門藏之丞ト申者有仙坊へ願申候ハ烏帽子嶽掃除等ヲ仕度由願候ニ付可然由ニ而夫ヨリ以来彼ノ宮江社人徘徊申由

一 御太刀之儀者霧深人家遙ニ而格護難成ニ付有仙坊代々看経所ニ籠置只今ニモ格護仕居申之由
但宝曆八年戊寅八月廿四日於嘉久様烏帽子嶽御參詣被遊筈ニ付由緒御尋ニ付書出之由

旧烏帽子嶽由来記

抑烏帽子嶽飯綱御軍神者元来九万八千之軍神三万三千之眷属大小天狗御靈ヲ奉修為致崇神ニシテ往古薩隅日三州ヲ領シ

タル島津家古祖 鎌倉代 賴朝公他腹丹後之局長男忠久公之末葉嫡加世田郷江御在居之日新公御長男 貴久公 御代天下乱

レテ国家不穩領内諸々御出陣之御御信心大方不成時節二直成故二日新公飯綱之尊像ヲ御手作アリテ□□□□長野土佐

坊長男武蔵坊へ拝領被下天文二年谷山郷喜入郷川辺郷知覽郷之四堺へ奉勸請肝付退治之為同方へ向ケ茅ノ逆ブキニテ

堂宇ヲ造立シ其脇ニ別火所ヲ造結致シ畢ル三十二歳ヨリ彼ノ四堺へ引籠リ抽丹誠ヲ御勝運之祈禱精々鬼心成リテ奉

祈□□如天自然納受アリシヤ終ニ肝付一統降伏シ功ニ依リ今嶽山天宮寺花胎院ト筋々許可ヲ得テ寺号山号院号等被相

付被下候依リテ願解報謝之為一世參籠之祈念ヲ成シ一度モ里江罷り下ラズ年五十六歳ニシテ彼ノ四堺江建立有之候軍

神堂別火所ニ於命終致候儀世代人拳知ル所也然ルニ弘治年中其長男宥仙坊ト申者里ヨリ掃除見締等致来候処谷山平川

村津之崎神社神主百姓社家 大左衛門 藏之丞 ト申者共之ヨリ掃除見締等致サセ候様願出ルニ依テ右ノ者共へ願通申附置候以來

社家ノ者共神前江出入等致仕来リ申候然処前書四堺者霧雲深クシテ深山大小木立多ク立込ミヨリ御尊体朽損被為遊候

故今ノ吹晴ノ峯江遷座仕候段達上聞候処御聞届ニ相成竜伯公御參詣被遊候其後右二人之社家共之儀無調法筋アリテ共

ニ遠島相成候故津之崎神社ノ神主ハ無ク成リテ社守不在故平川村之百姓且在留之姓子之人々申合セ今之鶴田之先祖谷

山之内山田村エ居住候社家ヲ相頼津之崎神社社司ニ致候故ヤハリ飯綱社掃除申附置候処有仙坊長男慶須坊ト申者代ニ

至リ段々參詣人等有之様ニ相成候ニ依リ永代見締掃除人致サセ置候 □鶴田ハ勿論姓子中之者共ヨリモ願出候ニ付其

通申附以來私家方ハ暫ク中絶致居候処豈ニ図ラン平長野家三軒エ不幸相統間ニハ未曾有不思議成ル事共到来スルニヨ

リ親類中協議ノ上前書由緒事情ヲ以テ再願致候処御吹晴之上烏帽子嶽別当職被仰付候左候而社家之儀者是迄見締掃除

等無事相勤来ル年功ニヨリ是迄之通被申附事柄ニ依リテハ隔年無事相勤来リ候然ルニ明治改年御一新之際賊徒諸国諸

所へ放起シ終ニハ天下一統之大事ニ立至リ旧藩諸国諸大名ハ勿論諸士モ諸民ニ至ル迄モ出軍不致候テハ不相成都合ニ成立私儀モ身雖不肖也時勢不得止時機ニテ烏帽子嶽ニ於テ旧藩主島津家御上京ニ付谷山中山伏修驗者中申談一日ニ其人ツツ修驗者參籠為致私ニモ同籠シ上ハ金輪天朝地久御願円満天下太平今世之大擅那主武運長久国家安穩弥ニ出張致居候諸士運命長保風雨時五穀成熟万民豊樂之祈禱私自費ヲ以テ昼夜ヲ不別相動日數三百日余相動居候処忠義公御下国相成候故諸願成就之法ヲ奉行致候処久光公御上聞ニ達シ奇特之至リトテ特別之御沙汰ヲ以テ褒賞トシテ玄米三石ト金五拾兩ヲ下シ賜ヒ候旨家老桂右衛門殿ヨリ被達候段取次會計奉行相良角兵衛殿ヨリ被申渡難有拜領相統此事永代老ケ年玄米三石宛ヲ可被成下候ニ付以後訖ト連続精々御国家安穩之御祈禱相勤可申候様前書役人衆ヨリ御達シ奉承シ身ニ余ル難有ニテ□益検者命ヲ奉行御勝運ヲ祈次第ニ御座候然ル処豈ニ凶ラン乎修驗者山伏之儀者天台宗真言ニ類似致居候ニ付至急被廢御家□□道被仰付候故往々祭式等其道ヲ以テ相勤可申候様上村□□二小森新之丞ヨリ被達四ケ年間命令之通玄米三石宛ヲ以テ裁立法之通ニ修法相勤来候又々同法モ前書ニ宗ニ依リテ修法勤行可致ニ付是以テ被廢止成更ニ神道職被仰付旨前書役人式名ヨリ命令相下リ則并上益全親子共入門シ昼夜奉行御勝運ヲ祈居候処天期へ御領地御返還ニ相成拜命仕居候趣旨モ空敷相成不得止ヲ事情立至リ候次第ニ御座候

一、御一新御改政之際御領国中名高キ神社ハ惣テ神名ヲ聞糺候ニ付烏帽子嶽神社モ同断之事ニテ当分烏帽子嶽中尊手力男之尊及附属神□岩□之神豊石窓之神ト当分相聞居候社司モ未幼年ニ付神名何ノ神トモ不相知聞故私代書致シ前書上村小森之両姓ニ届出置候其後上村姓へ右等ノ事実委敷咄入候処驚愕被致候次第ニ御座候又私方者兵法ヲ以テ往古先祖代々ヨリ由緒之通り飯綱御祭神九万八千之神三万三千之眷属大小天狗等崇祭修法可致旨届出置候然ニ右神社ノ儀旧

跡四塚ナル本山方へ別段神社ヲ造立可成不筈ニテ別紙画面等相認メ提出候処谷山郷ト喜入郷トノ塚旧知覽屋敷之抱地有之右所有地數百年ヲ經過シタル立杉木□□事成□數本ヲ御買上相成候私方ハ有川城右衛門長野四郎等兩名被仰付裏杉木之儀者私へ拝領被仰付私儀者神社委任ト申ス名儀ニテ平川村造立在リシ地藏院ト申寺地並建家等ヲ夫形ニテ拝領被仰付御内達ヲ拝受致居候次第ニ御座候然ルニ前件之□□領地被召上候儀ニ付夫形相捨置シ右□□杉木等決シテ平川村者共銘々申訳シ分取各成候□□致シ居候事ニ御座候其後旧御領内中社家之者共協議之上身分願之儀申出候処当鹿兒島城下表ニ於テハ下方限旧諏訪神社之伺有屋田某実弟尅岐某外數名嫡々代々御城下土族へ御召出谷山郷ニ於テハ平川村鶴田尅人儀者是迄烏帽子嶽神社社司相勤来リ候年功ニヨリ嫡々代々谷山郷士へ被召上其餘ノ社家者誰尅人モ願達致タル者無之出願諸入費之儀付種々苦情ヲ唱ユル輩余多有之六ヶ敷事到来致居候元来此鶴田ト申スモノハ前書トモ顯シ(此所空白也)事有之候通平川津之崎神社社司跡へ谷山山村ヨリ社家故依願ヲ受ケ移転致シタルモノニテ其以前之社家ハ前ニモ申述候通百姓社家大左衛門藏之丞ト申ス者共津之崎福社社司勤来リシ者共犯罪ヲ仕リタルニヨリ兩名共島流シニ相成右跡目相勤ノモノ無之処ヨリ平川村之者共申合セ依頼致来リシヨリ以来今于一村之惣社々司相勤来候者ニ御座候左候而右津之崎神社祭日ハ旧九月秋祭ハ谷山郷惣郷社和田村勤請アリシ伊佐智佐尊社ハ九月九日ヲ以方祭ナルヲ改テ前八日ヲ以テ祭日ト相極来候旨姓子中一行申談シ至ル烏帽子嶽神社ニ到ル迄社司鶴田ナルモノ祭主ニ相極候由私家由緒ニ記載有之候依ケ今ニ其謂不知人達ハ元来之正祭日ト心得居ル方多々有之候然レトモ先祖代ヨリ崇神ニ叶ヒシ吉日ヲ廿八日ト相極月並祭日トニ相勤来候次第ニ御座候

一、前書飯綱御軍神社江平川村豆打門軸屋門ト申候ヲ都合高ニシテ六十石ヲ大中公ヨリ被召附置候得共太閤公(此間

不明) 御法ニヨリ被召上喜入郷今和泉郷指宿郷穎娃郡知覽郷浮辺村諸所檀家五百戸数ヲ被下シ賜春秋両度烏帽子嶽へ三七日ツツ参籠仕上ハ金輪天朝地久御願圓滿天下太平風雨須時五穀成熟万民豊樂今世之大檀主国家安穩子孫繁昌一統諸士武運長久(以下二行空白)

敵対シ御追討被為成候節先祖土佐坊武蔵坊へ天照皇大神熊野権現春日社稻荷社竜田彦大神等守護被仰付候御追討御祈禱被仰付谷山郷土愛宕城麓江式反余之屋敷拝領被仰付□体阿多郷之産ナルヲ谷山郷被召移候而奉祈御勝運様被達タルヲ以テ即時ニ敬承シ則チ同所へ引移リ御預ケ相成候諸神社ヲ安置シ神檀ヲ築抽丹誠御祈願申上終ニ逆流之法修行致シタル処水無キニヨリ谷山某降伏致シ候ニ付御万悦ニテ右寺ノ神社へ田地三町五段ヲ被召付支配シ来申候共是以慶応御法之節被召上谷山七ヶ村春秋両度以諸神之宝札ヲ配当シ粃粟麦ノ類ヲ名頭ハ老升名子五合之極リニ候得共夫ニテハ神事ニ人民苦情ヲ唱ユルモノ有之ニヨリ人々志ヲ以テ士民ニ至ルマデ受納仕来申候其後天下国家一統太平相□□筋ノ伊勢兵部貞昌ト云人谷山地頭之所自分所領門岩川郷へ安置アリシ元天朝ヨリ拝領ノ天照皇大神全人之神靈望ニヨリ合社之段社(以下不明)祭ハ集来候□屋敷ヨリ粃米三十三表ツツ毎□年中祭料トシテ□社□□家ヨリ支配仕来候得共是以テ改革之際被引□□同社へ御安置大中公ヨリ御□神ハ左座奉勸請置候元私家筋ハ島津家御元祖忠久公御下国之折貞昌トノヨリ□□右座本田中村木藤等八家御共ニテ当国へ来住致シタル家筋ニテ島津家御死去者髮ヲ落シ御香焼持相勤メ拾八ヶ月ハ毎月玄米壹表ツツ被成下来ル家筋ニテ御座候前件之事実□□達無御座候ニ付為御見合画面但再建立ノ相添。明治十年。昭和二十九年。

備考○長野家略系。長野土佐坊―武蔵坊―宥仙坊―慶須坊………(此間不明) 笑子
竹彦 節子

昭和二十九年の文字ハ藤元信夫氏記入

藤元信夫二嫁ス。

○この由来記は藤元信夫氏により山川町現在の長野家により借用して矢上吉久氏が写したものである。

烏帽子嶽神社文書(鶴田文書) (鶴田明孝氏蔵)の中に次のような記録が見られ、今和泉村(現指宿市今和泉のこと)であろうと考える)の宗社の脇に伊佐知佐神社があつたことが知られ、明治四年に合祀されたという。すなわち鶴田文書によれば、

「明治四年十二月十二日

今和泉宗社之脇ニ伊佐知佐神社有之候ニ付茲許より宗社江御合祀ニ相成候間茲許より宗社司社司中所役三人差越候而同十三日御供仕候而晩ノ六ツ時役々茲許宗社江御鎮座之事

右為心得此ニ留置モノナリ」

とあるのがこれである。今和泉宗社というのはどの神社であるかは不明であるが、指宿市誌四四一頁神社の項によると、今和泉にある神社は次の通りであるが右の記事に該当するものは見当たらないのである。

1 豊玉媛神社旧今和泉村の岩本七五〇番地にある国鉄指宿線今和泉駅の裏側である。
(郷社)

祭神豊玉媛命 神体は自然石と木像二体 中宮大明神俗に「デメジンサー」と称す。

2 (村社) 八幡福祉 小牧にある、俗称ウブスナサー祭神天照大神、帯仲彦命、息長足姫命、菅田別命、一説には応神天皇

神功皇后ともいう。

3 (村社) 今嶽神社 新西方一四八三番地にある。

祭神 建小広国押楯命(宣化天皇)と言われるが、由緒不明

右の神社以外に、廃止または合祀されたものも記してあるが、(大正三年指宿村調査報告) 別に該当するものは見当たらない。

日隅薩地理纂考によると、今和泉に「大和神社」のあったことが知られている。その由緒碑文は現在では豊玉媛神社の一隅に残されている。しかし、烏帽子嶽神社に合祀されたという伊佐智神社のあったことは書いてはいない。

「烏帽子嶽神社口上覚」その他「公用書控帳」などより抜粋して左に数項記す。

(写) 来る八日谷山烏帽子嶽神社事に付是迄神仏混雜之御祭礼相勤来候得共以来皇国之純粹之御祭之御祭典を以て相勤候様被仰付に付此節より御神事江別当寺不立障様被仰付候旨右衛門殿より御用人新納主税取次を以被仰渡条此旨可承知向々江可被申渡候以上

谷山噯中 辰八月五日 惣大官司役所

右之通被仰渡候に付写を以相達候条可被得其意尤別当寺方江茂御神事江不立障様被相達置候社司一統江茂不洩様可被申渡此旨申渡候

辰八月七日 神社掛 噯 竹之下蘇右衛門

烏帽子嶽社司 鶴田豊前頭殿

来る八日烏帽子嶽神社御神事に付別当寺不立障様右衛門殿より御用人新納主税殿御取次を以被仰渡候間此旨早々申置候以上

但噺方江者此方より別段可申渡候間左様相心得可被成候

鶴田豊前殿へ 八月五日 井上右門

追而七日より内々にて川上彦十郎殿并拙者同道にて可差越候に付左様相心得旅宿之儀は其方居宅にてもよろしく候被是乍御面倒頼入候

本文来る十八日同社御神事勤人数より前日相勤候様被仰渡候旨森惣之丞殿より以口達被相達候事 八月十四日 井上

藏人

覚、齊主 鶴田豊前頭、嗣齊主 原口伊勢頭

神部、後藤生昆古、和田肇、岩倉甚左衛門、東条平馬、岩倉伊膳、岩倉喜平次、奈良迫市正、川野直次郎、石川八百助

右者谷山烏帽子嶽神社御神靈招請に付勤人数右之通被仰付被下度奉願候此等之趣被仰上可被下儀奉願候以上

神社御方 八月 烏帽子嶽社司 鶴田豊前頭

覚、谷山烏帽子嶽神社し、うちという儀神道之法式にて有之候哉何分早々相糺可申出旨被仰渡左之通御座候

祀場内、御神事内という事にて御座候右御神社御神事中に邪氣付等有之病人杯参詣仕社人共江相頼御神前之玉串に而

病人を抜清目もらい候儀を俗に柴打と心得違唱来候儀に御座候尤玉串之製は葉付之栄木枝に紙しべを付候物に御座候にて古史伝又は延暦の儀式帳等にも相見得居候右之通御座候此段御届申上候以上

辰八月廿日花尾神社大宮司用聞前田河内

寺院取調方 御役々象

控、右者（註、辰八月五日附公用書のこと）両方より御達に相成候尤其前辰三日ごろ惣寺院被廢候節御神体は別当方へ引渡し一時幣帛に遷し有之已八月御神鏡相渡奉候事為後々記す委細は別帳にあり。

明治十四年ごろ烏帽子嶽神社境内之内境外は分筆相成県官下神弥七と云人差入相成境内屯反余減せられ候。

三十四年三月七日県官岩倉と云人一人大林区署松江とか云人名不明一人小林区一人三名差入有之御見分首尾よく相済村役場より長倉惣代中不在に付松元与八右衛門相勤入喜入方面へ巡回但境内上地返復事件に付談の為過日出願に相成候者也。

三十四年五月廿五日付を以郡役所より右境外上地出願之処理由簡短にして尽さざるもの有之候に付尚見取図及詳細之理由相添追申書来る六月五日まで差出候様相達有之同三十日出願致し林長へ其段申出候処各社共に追申書差出相成度あり承知致し海老原氏と協議致候処此達書は県内一同之事と考え候間我谷之如きは先の出願済にて理由は相立物と信じ候得共当郡長まで伺候後其上何分取計ふべしと氏より承宣敷様依頼致し帰候事。

烏帽子嶽神社境外上地之件に付明治三十九年五月三十日旧之通り境内へ復せられ候に付小林区署より平田役場より厚地政雄平田宗恩米玉利並に氏子惣代園田十太郎木場与兵衛綱屋治郎登山にて境界調査有之候事。

口上寛、谷山烏帽子嶽神社

右者此節異賊降伏隱敵退散之御祈禱相勤候様被仰渡趣承知仕候依之去二日より八日まで之間日數一七日右於神前御祈禱修行仕候間此段御届申上候以上

文久三年亥七月二十二日

烏帽子嶽大明神社鶴田左京今年十七才

寺社御奉行所

口上寛、右者此節御文書奉行烏帽子嶽御見分有之伊地知十郎殿橋口与市郎遣老人御差入御嶽江登山之事別当社務相勤候事。

文久三年亥十二月十六日

所役竹下蘇右衛殿佐藤市兵衛殿

二之丸民様 御病氣に付右者烏帽子嶽江御神楽被仰付老人に而相勤事

代参今村太郎左衛門殿

一御初穂百疋 一御神酒一对 一御礼壺通 御護符一枚 一於民様御願被仰付老人に而相勤 一御礼壺通御護壺通

御代参今村太郎左衛門殿

一右御同人様 御神楽被仰付老人に而相勤候御代参今村太郎左衛門殿

一御初穂百疋 御神酒一对 一御礼壺通 御護符壺通

一於民様 右者二七日御祈禱被仰付社司老人に而相勤候御代参今村太郎左衛門殿

一御初穂百疋御神酒壹対 御礼壹通 御護符壹通

慶応四年戊辰正月七日御用有之

江戸大阪大変出来に付烏帽子嶽神社に一七日御祈禱被付候様仰渡竹下蘇右衛門殿より承知仕候右八日より参籠仕御祈禱相勤事当別方同様伊佐智神社同様

一烏帽子嶽江玉里より御祈禱被仰付同正十二日御前様より御祈禱被仰付候事代参友野市左衛門殿、勤人数鶴田豊前、岩切市正、岩倉伊膳、同十五日御届申上候、御守礼六通、

御用御書付、右者此節神寺取調方御役々衆茲許御差入有之辰三月十五日烏帽子嶽御見分社家人ツ時分登山仕御神楽相勤候御役々衆七ツ時御登山有之社役より御被仕候而早々御下山之事、御文書奉行小森新之丞殿、右同上林休之進殿、後大院彦次郎殿、筆者肥田木正兵衛殿、同川上休之進殿、

右者辰三月十六日喜入相成都合宜敷御座候、所役並に原口伊勢川野主計別当田中竜幸院代三月十六日趾祝所役長野円十院原口氏川野氏に而祝方仕候事

一本山神社之御札に付左之御届申出候御宮より右本山小倉迄百七十五間北南十七間余西東十一間余、小倉高さ四尺二寸余り、やねより下まで、同上笠のはば二尺二寸余同小倉内はば壹尺三寸余、左の脇に明和八年辛卯八月十五日後に郡山三左衛門宅門伊右衛門岩切り川崎作右衛門祐長とあり其外奇進人数多数畧之、但本の古き小倉脇に捨有也
右之通御座候 慶応四年戊辰三月十八日

烏帽子嶽別当長野円十院印 右同社司鶴田豊前印、右之通本山御札に付此段御届申上候以上、

写、此節江戸大阪表變動に付追々御大事之向に相聞得殊に当分太守様御上京中御事に而彼是不容易時節に候間山伏中にも近日より烏帽子嶽江參籠御武運御長久御国家御安全且爰許より上京守衛之人々武運長久之誓願一七日自分失脚に而可致段被申出候然而者各々も其含みを以有之筈候得共昨日も申達置候通今日右御嶽江參籠山伏方同様誓願可被致此段申達候以上、辰正月八日寺社方掛嘯 竹下蘇右衛門社家頭中社家中

写、旧臘廿三日江戸堀内西ノ丸出火同廿五日未明より徳川家手勢を以芝御屋敷に襲来候に付詰合之人数出会心接近互に致混雜終に及戰爭御軍艦朔風丸品川沖江致返船居候処徳川家之軍艦より及発砲候に付互に砲戦相引候而兵庫江廻船平運丸には去る二日大阪川口出帆之処和田岬辺において是又徳川家之船より砲発兵庫迄廻船春日丸には御出帆之処同四日駿河館之沖辺にまたまた致候付此方よりも砲發戰爭夜入相引にて前之浜江着船之処乗頭申出戰爭之基等委細之儀者未明知候得共早々為守衛諸郷私領人数明七日上京被仰付候猶一左右次第可申渡候就而者追々 中将様御沙汰可も被為在御事候付曾而動揺致間敷候尚御軍制に付而者一涯嚴重相心得急変非来之節は御定場に可致參着候此旨向々江不洩様早々可致返置候、 函書 右衛門 帯刀 竜衛 内膳 右之通被仰渡候付而者 大守様御儀者上京中御事候間郷々社家之儀者御祈禱相勤候筈に者候得共猶夫々受持之神社において御旅中安全御武運長久之御祈禱昼夜抽丹誠被相勤様早々可被申渡候此旨申達候以上

辰正月八日 花尾神社大宮司役所

谷山、伊作役所隈之城迄五ヶ郷 右郷々噺中

追而此書付留より鹿兒島井上備前守宅に返納可有之事、

右之通仰渡候間各々被得其意昼夜無懈怠御武運長久等之御祈禱可被相勤候此段申達候以上

辰正月十日未之刻 嘜 竹之下蘇右衛門印

御嶽社家頭取中

控、若殿様当月朔日より七日迄之間一七日御祈禱於社頭相勤申候間此段御届申上候、

亥七月八日 烏帽子嶽大明神社司鶴田肥前正跡名代 竹之内織衛

御用部屋

控、竹文箱忝对右者急成就御用差上候間中途無滞宿次以早々持届候様御申付可給候

亥七月八日烏帽子嶽社司鶴田肥前正跡名代谷山諸所郡見廻衆中 庄屋衆中竹之内織衛控、去寅八月若殿様御身心御

堅固御盛長極御内々之御祈禱種子島六郎殿御取次を以被仰付是迄相勤来申候処肥前正儀去る十四日病死仕跡御祈禱内

々竹之内織衛へ相頼成行御用部屋へ相付御内意申上置候処烏帽子嶽社司鶴田肥前正跡名代竹之内織衛名前に而是迄之

通月々御祈禱御届等御用部屋江差上候様被仰付候に付此段私共より御届申上候間宣様御頼申上候

辰七月十八日 鶴田肥前正親類鬼丸助六

原口左膳殿 右同 西村次助

十三 塩竈神社

宮司 折田利正

谷山市塩屋町一、〇五六番地鎮座

祭神 塩土老翁

神体 鏡

神殿 三坪 拜殿六坪

例祭 霜月十一日

境内 七十一坪

氏子 上塩屋上、上塩屋中、中塩屋

社殿はもと射場前に鎮座その後現在地に遷座、境内に社殿改築記念碑がある。

十四 立神神社

鎮座谷山市下福元町西谷 一一、四四八
一一、四九四 番地

面積八畝二十二歩

祭神 ヨツタホヒメノミコト 余曾多本毘売命

由緒

古事記に余曾多本毘売命、日本書紀に世襲足媛ヨシタラシヒメ、尾張連の祖、奥津余曾の妹、孝昭天皇の後、孝安天皇の御母とある。立神神社は錫山の開山と共に尾張国葉栗村大字島村宇深田の鎮座の宇夫須那神社の祭神余曾多本毘売命を勧請し祭つたと伝えられ産土神社立神権現、また、五社とも称せられ、創建は大山岳（今の立神岳の古名）の頂上に奉祀されたが、宝暦年間現在の地へ遷座あり。旧跡には正徳年間改進の石祠がある。

祭典

昔から産土神、子供の神、疱瘡の神として崇め祀り、疱瘡流行の折は、遠近より参拝多しと、また、産後忌明の吉日、多くは百日目を選び、生れ児の初詣りまゐを行ない、健康と出世を祈願、両彼岸に産土神講を催して子供に米粉でこしらえた白い疱瘡団子を与える。夏祭は旧七月六日で「七月灯」といつている、今は八月六日。

伊勢神社

鎮座地 立神神社境内

祭神 伊勢の内宮、伊勢の外宮

由緒

錫山三社の一つとして延宝四年丙辰七月紋無岳に創建されたが、明治十二年の地租改正の結果同地が民有地に編入されたので同十六年七月五日立神神社境内へ遷座。

祭典

昔から正、五、九月の各十一日であったが、今は大山祇神社、立神神社三社一緒に行なっているほかに、部落にて、両彼岸に御伊勢講をするところもある。

御伊勢講ではかならず次の歌詞がうたわれている。

○「伊勢イセにや七度ナナタビ熊野クニノにや三度ミタビ」

○「笠を忘れた、がつがるの茶屋で」

○「伊勢は津でもつ津は伊勢でもつ」のうたである。

十五 諏訪大明神 その他

諏訪大明神一社（下福元村之内） 格護人竹之内織衛

祭神 事代主命 神体 鎌
建御名方命

但地頭仮屋ヨリ午ノ方式拾貳町程

右申伝者、前代下大隅御弓矢前ニ彼□□為被成由ニ而、彼原中江殊ノ外光有之候ニ付、水樽門ノ百姓先祖氣ヲ付見候処、鮮事ナル光ニテ御神体有之其辺ニ鎌御座候ニ付右之趣申上候得ハ則神殿一反被仰付、夫ヨリ光山ト名付勸請ニ而毎年七月二十五日米五斗是又被仰付祭有来候処、神田並祭米迄モ被召上候ニ付其後ハ水樽門領主ヨリ米貳斗ツツ被差上ニ御座候

現況右光山の神社跡は畑地になっている。古い石柱が一本たっているが、いつの時代に遷座したものか水樽の海岸松原のところに、光山にあった諏訪大明神だとて高さ一・五メートル程の石祠がたつて御幣があげられている。

○津ノ崎大明神一社（平川村豆打） 見廻社入 鶴田権守

但神体ヒルコノ尊 神鏡並神性六体

地頭仮屋ヨリ己ノ方二里余

神領高寄附高祭米無御座候祭礼九月八日

現況、この大明神は昔社殿もあり海岳ぎわに石の鳥居もあつた。また、鶴田家は代々社司として奉仕していたが、明治の初め藩吏が船で神躰を持ち去つた。昭和二十六年ルース台風のさい鳥居も倒れ、海岸に折れた石柱や鳥居の礎石が残されたままである、まったく荒廢した。

○下福元村七ツ島大明神格護社人東条勘右江門

神骨木像座像 壹尺三寸位

但由緒相知不申候地頭飯屋ヨリ午ノ方

現況七ツ島のうち海岸に近い一番大きな島に祭られている石祠である。祭神は市杵島姫命と言われている。祭礼日に青木宮司が祭る。下福元村之内障子川 格護社人東条勘右江門

四神体虚空神神性六躰但由緒相知不申候現況、障子川川口に近いたんぼの中に小高い丘がある。そこが巖島様の祭られていた所、荒廢している。

○鎮守大明神谷山市平川町五位野鎮座

神躰 幣帛

祭礼日相究不申候（谿山諸記）

享保十三歳戊申二月吉辰惣社司原口和泉祐信の書いた「上棟奉再建鎮守大明神社一字」の棟札によればこの鎮守大明神は藺田氏五位が昔京都より鎮守大明神を負おい奉くわんしやうつて勸請し、この地を五位野と申し伝えることになった。

った。寄進人数は五位野村講中、並びに氏子はすべて、菌田家氏子も残らずすべて、平川村志壮屋瀬戸山茂右衛門、谷山岩崎正右衛門、同氏新左衛門、竹廻惣兵衛、鬼塚佐次右衛門、前田善兵衛、島田正左衛門、森市兵衛、山下友仙、白石仲左衛門、名越六郎右衛門、二階室十郎兵衛である。また嘸再興座主は田中源太夫藤原綱豊で宮守は鶴田伊与助で代官司は五位野の四郎兵衛、大工は有山与兵衛、石工は福山善五郎であると記してある。

第二章 仏 寺

一、慈眼寺

- 1 所在地 谷山市下福元町慈眼寺字稲荷山
- 2 現況 寺は明治二年の廢仏毀釈により堂宇ごとく廢壊に帰したが、境内一円慈眼寺公園として観光の客がおびただしい。

3 距離並びに交通谷山駅より西南約二料、徒歩約三〇分、市電バスは本町和田名を経て終点慈眼寺に至る。慈眼寺の由来沿革は明治廿年西村正二写の「谿山諸記」（谷山市上福元町北麓西村こう氏所有）並びに「三國名勝図会」「谷汲山の葉」その他によった。

「谿山諸記」によれば慈眼寺觀世音之由来ヲ尋ヌルニ昔百濟國ノ沙門日羅上人我朝ニ来リ当國ニ住居ノ折柄遙ニ小山ヲ望ハ毎夜光アリ人皆是ヲ恠ム上人一日山ニ入事七八町ニシテ大木アリ其高サ數丈金色之光山川ヲ照ス上人喜ヒ則此

木ヲ伐取手ツカラ大悲ノ尊像ヲ刻玉フ此所ニ城主堂ヲ造立シテ安置シ奉リ衆人祈事アレハ靈感アラスト云事ナシ是人王三十四代藩古天皇之御宇ナリ、中古トナリ一日里民參詣スルニ尊像ナシ不審ニ思ヒシニ堂ヨリ南ノ谷ニ当テ光アリ行テ見レバ岩ノ上ニ大悲ノ尊像居玉フナリ則堂ヲ建テ尊敬スル事限ナシ是今ノ所ナリ寺ヲ其時建立セシト云々何ノ宗旨ニテアリタル事ヲ不知ト云々

応永之比三ヶ国之太守 久豊公觀音ニ御參詣御立願之御事有タレ之ハ思召通靈感有之故元来之境内ヨリ外ニ上田拾八町御寄進被成堂寺共ニ御再興被遊候其時ハ臨時濟宗之僧住職為致由ニ候其以後 貴久公御參詣有テ別而御信心故天文拾一年堂并御造代被遊知行六拾三石御寄進其上弁財天江高四拾貳石被召付候其節ハ臨濟宗ナリ 貴久公御意ニテ洞家ニ被為改御帰依福昌寺代賢和尚ヲ開山ニ被仰付候福昌寺末寺ニ而候

右久豊公貴久公御寄進之知行往昔太閣様仰ヲ蒙リ細川幽齋檢地ノ節諸寺諸社之知行被召上慈眼寺モ境内計相殘リ中納言家久公御參詣被遊候而又候堂寺共ニ御造替被仰付境内之田畠不殘本々知行仕候様被仰渡只今ノ知行ハ一代之境内也ト云々 夫故御檢地之竿不入ト也 久豊公御位牌ヲ安置シ奉リ候儀者御參詣之節住持江御咄オハシノ序觀音信向ノ事ニ候得者我等死後ニハ当寺ニモ位牌ヲ立候様ト頼度候ト御意被遊儀ニ付御死後ニ罷成御位牌御立被遊ト住持 貴久様御前ニテ御咄被申上候者自身共茂其通致度存候与御意為被遊由ニ候然レトモ当分迄 大中様御位牌ハ不被遊御座由、此奥イマタ文句為有之由候得共虫付候テ不相知由

下福元村之内

一、慈眼寺 地頭飯屋ヨリ南ノ方拾八町程

但寺領高 拾三斛外二仏餉料無御座候 開基年月日相知不申候

一開山代々略ス 文政七年竜眼迄二十代

一、觀音堂 一宇

右觀音立像高廿四尺 日羅作 開基日羅之由年月日相知不申候

右寺内に

一、石橋 二ヶ所 内壹ヶ所 觀音堂之前 横九尺流七間 壹ヶ所 寺之前 横七尺流七間

一、家久公御詠歌直御筆御短尺壹枚

一、虎寿丸様御詠歌写并御供之衆二十五人和歌有之

一御太刀一腰 大中様御寄進之由

一久豊様 御位牌有 但御安置奉仕候儀ハ御參詣之節觀音信仰之事候得者 御牌ヲ建立候様為被遊御意由ニ而住持ヨ

リ安置奉仕候由書留御座候

一齊宣公御詠歌三枚外三拾五枚

右文化二年丑十月 御奉納

一正八幡宮 一社

神躰幣帛 但由緒相知不申候下福元村之内木之下間江軍人罷居相果候以後百姓共ヨリ建立為仕由申伝候

一弁財天 一位 五六寸位蛇躰 但由緒相知不申候

右寺門外

石橋壱ヶ所 横九尺流三間半

右寺ノ前

稻荷社 格護人 岩倉 但神躰幣帛

右竜伯様御建立ト申伝候地頭仮屋ヨリ西ノ方拾五町程

慈眼寺江 御奉納

橋落葉

はし姫の滝のしら糸くりかけて 紅葉のにしきなみやおりけん 家久

山水にちりてなかれぬ紅葉葉は しからみかくるはしの上かな 虎寿丸

散のこる橋の上なるもみち葉を よきてふかなむ山の夕風 久加

秋もはや水のもみちの滝おろし なかれてわたる橋のうへかな 久守

なかめつつやすらふみちの河橋は ふまたくおしき落葉なりけり 久清

山川のはしをうつめるもみち葉に 下行水のいろそかわれる 忠能

下水に散てうかへる紅葉はの うへにわたせるはしの一筋 忠嘉

渡しをく橋にちりしくもみち葉に あかぬなかめのけふのましけり 忠昌

滝なみやかかかなかめのはしならぬ にしきをひたす瀬このもみち葉

くれなゐの紅葉のしくれ降過て 錦をなかず橋のした水

貞豊

はし遠く谷の川瀬を見るからに しからみとめよなみのもみち葉

忠満

紅葉とる木のしたかけの色そひて 袖もやすらふはしの上かな

貞

山風に木々のもみちのちりしきて さなからはしも色になりけり

重秀

あらしふく深山かくれのもみち葉を つもらせてみる谷のかけはし

友芳

川橋にしかもみ掛るもみち葉の いろにやうむる瀧のしらす

頼安

山風のわたれる跡を見をぬるは はしの上なるもみちなりけり

忠利

下水にちりてたへるもみち葉を くもてにわたす橋もいろなり

惟興

谷川のもみちにおなしかささきの はしやいさはてにしきなるらむ

秀長

かけはしに落ちていろとる紅葉はを 吹なかしたる谷の川風

高頼

かかにしきしくや落葉のけふことに 色をかさぬるはしの上かな

日説

をのつから落葉のつもるかけはしや なおさりやらぬわたりなるらん

宗仍

うしとのみおもふあらしもつらからず かかるなかめをはしのもみち葉 宗 演

重長

うすくこき落葉をなかず谷川に わたせるはしは色そみえけり

重長

太山辺のしくれてわたるかけはしに もみちちりしく谷の川水

紹可

もろ人も円居せよとや木からしの 紅葉むしろをしく橋の上

重将

下水にちる紅葉はのうつろひて にしきをしける谷のかけはし
滝の糸にしきにいまはそみけらし もみち散ぬる谷の河はし
政次
重高

「三国名勝図会 卷之十九」

補陀山 慈眼寺

地頭館より申の方、十八町許

福本村にあり、本府福昌寺末にして曹洞宗なり、本尊釈迦如来、由来記云、初め百済国日羅の開基にて自作の聖観音を安置し、天台宗なりしが、其後廢に及ひしや、臨濟宗の寺となりしとぞ、応永年中に至りて、義天公再興し給ひ、又、大中公の時天文十一年壬寅の春改宗し福昌寺十八世代賢和尚をして当寺の開山となし、福昌寺の末となす。

○太刀一腰 大中公御寄附といひ伝ふ

○観音堂 当寺の境内、二王門より五十間余、岩壁の下、六敷四間の堂社を巖上に構ふ、聖観音を安す、即ち前文所謂日羅自作の観音といへり、堂の右に高さ貳間余の瀑布あり、瀑布の下流堂前巖下を過ぐ、是に石橋を架す、いにしへより楓樹多く清幽の佳境なり

○瀑布 前文に見ゆ、和田川の上流此所にて瀑布となり寺内を通る

○御歌 慈眼公御父子、当観音堂に詣て給ひし時、橋の落葉といふ類に

慈眼公

はし姫の滝のしら系くりかけて

もみぢのにしきなみやおりけん

山水にちりてながれぬもみぢはは

虎寿丸

しがらみかくるはしの上かな

○稻荷大明神祠 当時境内にあり、貫明公の建立し給ふと相伝ふ

○詩

遊慈眼寺

山田君豹

山擘^ハ巨靈手、寺成^ル聖主^ノ年、谷空通^ニ水洞、林欠出諸天^一、絶壁千尋合、飛泉百道懸、登臨何限興、勝地此間偏、

「薩藩政要録」(鹿児島県史料集1)

曹洞宗谷山皇徳寺末寺

一、補陀山 谷山 慈眼寺

一高 拾五石式斗四升六勺式才

「谷汲山の菜」要約

○慈眼寺住職道破拾穀上人華嚴寺を再興

華嚴寺は岐阜県揖斐郡谷汲にあり、大垣市又は岐阜市より交通の便がある。

同寺は桓武天皇の御宇延暦十七年の草創で開基は豊然^{ぶねん}上人、本願は奥州会津の住人大口大領である。本尊は文殊大士御作の十一面観世音菩薩、左脇士は蓮慶作の不動明王右脇士は菅原道真作の毘沙門天でいづれも国宝である。

華嚴寺は草創以来日々隆盛となり醍醐天皇の御時「谷汲山」と「華嚴寺」の扁額を下賜せられた。寺号は御尊像に華嚴経が書写せられているのによる。朱雀天皇の天慶七年に勅願寺の詔を下して鎮護国家の道場とせられ仏供福田として一万五千石を賜うた。又後白河法皇は先帝花山院の御跡を慕われて同行千余人を従えて御巡幸あらせられた。かくも寺運隆盛を極めた霊場も時勢の変転にはかかず承久の乱に際し寺領は沈収せられ、本尊の御供養すらも弁じかねるようになり、年々衰微し建武元年十一月新田足利の戦乱のため兵火にかかり、宏壮華麗な諸堂伽藍も一字を残さず烏有に帰した。さいわいに御本尊は数次の災厄にも御安泰であったことは誠に希有のことである。

後土御天皇の文明年間、薩摩国慈眼寺の住職道破拾穀上人が或夜夢に華嚴寺の觀世音が元に立たせ給い、「汝は有縁の僧なればとく来つて諸堂を旧觀に復せよ」との御聖勅があった。拾穀上人は大悲の靈夢にかんじ海山こえてはるばる尋ね到り、あらゆる困苦欠乏に堪え、数年の歳月を経てついに諸堂を再興成就し、尊像の御心を安め奉った。誠に奇特である。

これは実に文明十一年（一四七九年）のことで現在の華嚴寺がすなわちこれである。本堂は壯嚴秀麗彫鏤精功金粉丹碧をもつて塗り、光彩陸離として人目を眩^{けん}せしむるものがある。本堂内陣には本尊の外に三尊を安置し、三尊のうちの本尊御裏立仏は拾穀上人の作である。（谷山市役所山本義治課長資料提供）

一、慈眼寺開基 天文廿四年乙卯二月 日
如彼ノ棟札及ヒ彼ノ門内ノ石塔ニ記大檀那藤原朝臣相模入道日新大和尚

中興開山大阿闍梨法印頼融和尚（頼融和尚ハ金藏院六世）

此ノ前当寺先師開基トシテ為「当山末徒」云伝
今ニ禪寺ト成ル（金峯山縁起第二所載、著者廿一世快宝）

「谿山諸記」

上福元村之内 慈眼寺末寺

一松林寺 地頭飯屋ヨリ已ノ方五町程

但寺領高寄附高仏餉料無御座候 寺相立候年号月日相知不申候

一開山洞雲文政七申年当竜明迄拾代迄 其名略ス

2 慈眼寺境内の文化財

一石橋新造碑

慈眼寺にはいつて正面の稲荷神社の石橋の左脇に立っている石碑である。この石碑は廃仏ぶつしやぶく毀釈の厄に逢つて数十年間民家の土中に埋められていたのを掘りおこした上福元町南清見竹之内重盛氏が昭和三十四年十月三十日寄贈再建したものである。碑の背面はくりぬかれていた。この面に寄進人名が書かれていたものと察する。三面に碑文が見える。

碑は高さおよそ一メートル五〇センチ、幅五〇センチ、厚さ三五センチほどの石柱で、石質は赤味を帯びた安山岩である。

碑文によれば享和三年五月一日に洪水があり石橋が破損したから所中のものが寄進して新しく建てたものである。現在にかかっている橋がそうであるかどうかわからない。享和三年は西暦一八〇三年である。碑文は次の通りである

(正面)
享和三癸亥五月朔日洪水故石橋破損
今歳以所中諸於寄進令新建畢

(右面)
奉再興石橋新造立
長六間横
六尺五寸

(左面)
谷山 補陀山
鹿兒島 寄進人数 慈眼寺
竜眼

一 石橋破損の造営碑

慈眼寺の入口から正面の川にそなたとところに少し倒れかげんに立っている。碑の前に基盤の台石があるがもとはこ

れにはまって立てられていたと思われる。橋と橋の間にたっている。この手前の橋がいわゆる「慈眼寺」に通ずる橋で欄干がついていた。おそらくこの橋の造営碑であろう。碑の隣りに殿様の植えたと伝えられる楓樹がある。碑は高さ一メートル五五センチ幅二七センチと三五センチの角柱状で碑文は三面に刻まれている。松崎町女相中講二組と和田浜塩屋村女相中講四組の共同によって享保十二年（西暦一七二七年）にたてられたものである。碑文は次の通りである。

石橋及破損観音以講銀造営功畢

(正面)

享保十二丁未天閏正月廿二日現住白峰誌之

(左面) 助
縁

前田諸兵衛母池田九右衛門妻伊牟田次郎衛門川井
田茂兵衛同人妻四元作兵衛宮崎福右衛門浜崎少右
衛門肥後六左衛門妻伊牟田次郎兵衛川嶋孫右衛門
是枝孫右衛門池田文右衛門妻同人娘宮崎金左衛門
伊牟田平右衛門同名四郎左衛門

(右面)

谷山松崎町女相中講二与
和田浜塩屋村女相中講四与

敬白

一、慈眼寺磨崖碑文

慈眼寺をはいって左側鳥居をすぎて石段を上りきる直前の左岩壁におよそ直径一メートル位の円形を彫りくぼめて

(日輪で、大日如来を象徴したものか) その中に次の文字を彫っている。慈眼寺十二世大雲白峯の書である。白峯はまたその名を滝のすぐ東側の岩かげにもとどめている「石樋四間白峯代調之」と大書してある。

右円内(日輪)の文字は次の通りである

嗣法師福昌寺門法濟和尚

円

前総持一万五千三百五十三世慈眼十二世大雲白峯拜書

通

受業師源忠外雲良天和尚

享保二丁酉天九月一日

一、正八幡の石祠

慈眼寺境内稲荷社への参道に飲用水施設があるそこよりすぐ左手である。三国名勝図会によれば往時は堂舎になつており鳥居も建っていた。また谿山諸記には由緒もあげているが現在は高さおよそ八〇センチ、巾五〇センチの石祠が二重の台石に立ち、つつじの簍やぶにかこまれている。

一、疱瘡大神像

慈眼寺稲荷社鳥居をすぎて滝の上に登る坂口の右手の自然石を台にして三宝荒神のような神像がそれである。高さおよそ八〇センチ、明治の中期ごろまで疱瘡が流行したので昔から悪疫退散をこの神に祈願したと伝えられ現在でも崇信者が米飯や花香をささげている。台石に刻まれた碑文次の通り。

奉建疱瘡大神 明治十八年酉十月五日

一、稻荷社社殿改築記念碑

稻荷社鳥居左手即ち疱瘡神の前面にある。

碑は上部は欠損し下部は埋没している。現在の稻荷社が改築された記念で村長佐藤氏社司入佐氏の名もみえる碑文左の通り。

明治四十四年四月

佐藤 清光 入佐愛次郎

全改築委員 村会議員 末永 熊助 全 今徳助次郎 全 宮園熊五郎

氏子総代 瀬戸口重森 全 水川 熊助 全木下権太郎

一、虚空蔵菩薩石像

稻荷社石橋新造碑の前面左側の巨岩の中ほどにたっている。慈眼寺二十代住職竜眼がたてたもの、高さ八〇センチ幅三八センチの像である。廃仏毀釈の際損壊したものを修理されたものであるが彫刻はすぐれたできといわれている。現に尊信者が花香を供えている。

虚空蔵の背面には次の刻銘がある。

文政四辛□□正月

奉造立

石工岩永正助
(美ハコノ名前横書アアル)

慈眼現住 竜眼叟

一、慈眼十二世大雲白峯和尚墓

稻荷社南側数メートルの地点大岩壁を背にしてたっている、塔柱高さおよそ一メートル、幅五二センチ、台石は四段でおよそ七〇センチの無縫塔である。塔銘左の通り。

(正面) 敕願真禪師慈眼十二世大雲白峯和尚

(左面) 諸嶽山總持寺一万五千三百五十二世

(背面) 薩州指宿庄川畑苗裔

一、岩窟内観音像

慈眼寺滝の上から紅葉谷中ほどの岩窟内に安置されている。享保三年(西暦一七一八年)に白峯が生前功德のためにたてたもので廃仏毀釈の厄にあったのを後人が修理したものである。この観音半迦坐像は高さ八〇センチ、上下の蓮弁台高さ五三センチ、下部の台石高さ二〇センチ、幅八四センチ、観音の顔面ならびに首の部分を修補してある。背面に次の銘刻がある。

享保三年七月吉日

逆修善根

功德主当寺十二世

白峯叟

一、滝之上、中島の磨崖仏

慈眼寺の滝の象岩より東南三〇米、川に沿い中島になっている巨岩に刻されている。正面左側より五輪塔型三連一基、二連一基、右端一基合せて四つから成っている。年号不詳、名前は陰刻である。名前は左側より順に妙守、道喜、妙允、山翁、妙參、孝順、道賢である。

一、サツマ板碑二基

慈眼寺紅葉谷の通路の土手にある。

前記滝の上、中島の磨崖仏と同年代のものか年号不詳である。無縁仏の状態である。三連一基のものは左から永喜、妙音宗順の戒名が陰刻されている。碑の高さ七五センチ、幅五五センチ、厚さ一〇センチ。

いま一つは墨書の板碑で高さ六七センチ、幅四八センチ、二連一基で上部に心と書き下に空、風、火、水、地の五輪を墨書きしその下に戒名を墨書きしてあれど文字不明である。下部の蓮弁は陽刻である。

一、前之園喜一郎歌碑

慈眼寺境内滝の上、中島の通路脇に建てられている。碑の基礎高さおよそ一メートル碑柱高さ〇・七二メートル、幅一・一四メートル、黒御影石である。表面に短歌一首碑蔭に前之園氏の略歴右脇に発起人の名を刻んである。

「谷山をいとゆるやかに囲繞する

山奈美今朝は秋さびて見ゆ

前之園喜一郎

發起人 大崎 租、磯 恭清、平原勝郎、猶野耕一郎、木島冷明、鶴田正義、牧 曉村、東郷久義

一、水神祠と石畳喜捨の碑

慈眼寺境内にはいと数歩のところには遊仙橋がある。この橋のつきあたりの岩陰に酒水と呼ばれる井戸がある。この水は水質がすこぶる良く浄水なので昔から酒造に用いたので有名である。井戸は割合広くこれを石畳にしたのが明和四年（西暦一七六七年）で当時の住職は元皓和尚で酒屋伸助等が喜捨した。水神祠と同所に碑がある。井戸は現在も浄水が豊富に湧出しており鉄柵を設けて大事に保管されている。喜捨碑の刻字は次の通り

錢五貫文 四元作兵衛

酒屋 伸助

石畳喜捨 現住元皓

明和四年丁亥正月吉日

一、伝芭蕉塚（儀翁碑）

慈眼寺境内酒水のところより数歩西の方、屏風岩の北側崖下に立っている。俳聖芭蕉翁といかような関係があるのか不明であるが昔から芭蕉塚と呼ばれているとのこと。碑は地上高さ七三センチ幅三八センチ奥行幅二六センチの石柱に正面上部に直径二〇センチの円形を彫り儀翁と二字だけ陰刻してある。文人墨客がよく訪れる。建立の年次

などいっさい不明

一、鉄心竜眼和尚之墓慈眼寺入口左手公園管理人公舎の南隣り、岡きわで雑草がおい茂りやや荒廢こうはいしている。およそメートル、祠の中に曹洞宗僧侶の正装をした竜眼の石像を蔵めてある。祠の右側に文政十二己丑二月二十九日左側に行年七十一歳裏側に鉄心竜眼像と彫刻されている。

一、大定常禪和尚墓

所在地前におなじ

塔柱は高さ六五センチ回りの直径三二センチ台石は八角形、無縫塔である。墓銘は次の通り

当寺二十二世大定常禪大和尚

弘化二乙巳年十月二十八日

一、二王像

慈眼寺境内左手の鳥居をすぎ石段をのぼりつめた所にたっている。昔は境内入口辺に堂々たる茅葺かぶがきの二王門があつてその中に鎮座していたのである。三国名勝図会で知ることができる。廃仏毀釈の際厄うらに逢うて痛んだところがあるが大破を受けずここに立っているのはありがたい。作品の技工は勝れているといわれる。

一、明治十年戦役記念碑

慈眼寺境内二王像の背後の巨巖上うへにたっている。古い記念碑が東塩屋から彼岸田うらに遷うつされていたが風化のため碑の文字が読めないので大正五年新造してここにたてたのである。

碑の高さ一メートル八二センチ、幅六六センチ、厚五〇センチ、台座は自然の岩である。九十五名が刻されているが戦死した人たちであろう。

碑文次の通

松田 為高	相良 周延	松元 平助	本田 親男	平田 盛昌
田中 八郎	松田 為徳	松田 助七	橋口 安守	平井 政大
山下 市助	松元 助八	入佐 俊重	鬼丸 半助	羽島 十助
平山 長作	是枝 頼徳	中島 祐助	大浦 信正	厚地 市郎
福島 源助	西田 次郎	大脇与之進	大浦 信忠	木山 熊助
松田弥左エ門	井上伸五郎	永谷 右一	前田佐次郎	田中 八郎
山崎金太郎	伊地知三之助	竹之内仲蔵	肥後藤四郎	小倉平之助
吉井庄之進	谷口 市助	池田彦右衛門	加藤宮右衛門	羽月仁右衛門
入佐 仲蔵	長野 政行	肥後 金蔵	伊地知仲八	入佐伝之助
伊集院金七	出田猪之助	入佐源之助	伊集院矢一郎	検見崎直八
鶴田直左衛門	永田 常基	伊地知清太	鶴田八郎太	橋口九之丞
羽月 平畷	鶴田仲之丞	入佐与右衛門	伊地知新助	永野宮之助
大浦 軍助	山下矢九郎	入佐伊平太	伊地知四郎太	郡山金之丞

新原藤之丞 池田 金助 永井平次郎 羽月四郎左衛門 松元源右衛門

石川金兵衛 永田半次郎 木山宮右衛門 福島 小八 浜田 金助

浜田半次郎 山口 次郎 伊地知次郎助 田中万次郎 松窪 次郎

伊地知仁次郎 浜田金次郎 二階 四郎 岩崎金太郎 吉留市二郎

中野仁之助 入佐 兼信 安樂次郎兵衛 入佐半之丞 羽月長左衛門

浜田長右衛門 大脇孫右門 松元人之進 伊地知甚左衛門 浜田 權助

碑別在于当村東塩屋明治廿九年遷之於彼岸田碑元瀨海為所風潮之侵害壞爛不得伝欠有志慨之有謀更相此地新材石為再建焉

大正五年一月 發起人

松元 武輔 平井 政徳 佐藤 清真 松元仁市郎 平山 武衛

平田 忠一 平山 武貞 松田 為賀 児玉 利謙

谷山村在郷軍人分会 谷山兵事会

一、石垣新建碑

谷山護国神社鳥居の東およそ三〇メートルの地点すなわち和田町四二〇番地米森氏の木戸入口左側道路に面した所に立っている。高さ地上およそ二メートル二センチ幅三八センチと三五センチで赤味を帯びた安山岩の石柱である。この地点は明治以前は慈眼寺の境域であつたであろう。廿五世超宗和尚が石垣十三間を築いてこの碑をたてた。

現在碑は姿を消した。三四年前のことである。碑文次の通り

(正面) 安政七年庚申
奉新建石垣拾三間
閏二月吉日

(右面) 石工 門前三四郎
右同 三助
夫主取 襲婆次郎
右同 三左右エ門

(左面) 楠陀山
現二十五世
超宗代

一、伽藍神石祠

谷山護国神社の北方およそ一五〇メートルの地点下福元町一〇四番地内山森吉氏所有の裏山でこの山を「ガラン山」という。この頂上に伽藍神を祭つてある。これは寺の(慈眼寺)鎮守神である。昔はこの地一帯も慈眼寺の支配する境外地であつたと思われる。

祠は矩形の台石にたつ円柱で、高さ台上四五センチ幅二八センチ、上部には自然石の笠を載せてある。

石祠には「□□□超宗代」「門前中家内安全」の二列の陰刻が判読できる。藪の中にかこまれ案内がなくては容易にみつからない。なお超宗は慈眼二十五世最後の住職で明治二年廃仏毀釈の難にあわれた和尚のこと。

一、慈母観音像寄贈碑(共樂園史にあり)

一、慈母観音像

稻荷神社右手、川の上、

高さおよそ四メートル、原三次作である。

一、谷山神社標柱

慈眼寺境内左側石段入口の右、

「県社谷山神社

陸軍中将正三位勲二等功四級男爵菊池武夫書

昭和十四年九月十九日建元

一 家畜大明神石灯籠

前掲標柱の左側にある。薩摩国谷山家畜大明神と前面に彫り左側に蚕大明神と記す。

一 馬頭神 右灯籠の左側にある。

慈眼寺紅葉谷西国八十八所札所の仏たち

第六十八番本尊阿弥陀如来 讚岐国八幡宮

第七十一番本尊千手観世音 讚岐国弥谷寺

第七十三番本尊釈迦如来 讚岐国出釈迦寺

第七十五番本尊薬師如来 讚岐国善通寺

第七十七番本尊薬師如来 讚岐国道隆寺

第七十九番本尊十一面観世音 讚岐国高照寺

第六十九番本尊聖観世音 讚岐国観音寺

第七十二番本尊大日如来 讚岐国曼荼羅寺

第七十四番本尊薬師如来 讚岐国甲山寺

第七十六番本尊薬師如来 讚岐国金倉寺

第七十八番本尊薬師如来 讚岐国道隆寺

第八十番本尊千手観世音 讚岐国分寺

第八十一番本尊千打觀世音 讚岐国白峯寺

第八十三番本尊聖觀世音 讚岐国一ノ宮寺

第八十四番本尊千手觀世音 讚岐国屋島寺

第八十五番本尊聖觀世音 讚岐国八栗寺

第八十六番本尊十一面觀世音 讚岐国志度寺

第八十七番本尊觀世音 讚岐国長尾寺

第八十八番本尊藥師如来 讚岐国大窪寺

弘法大師座像

(備考) 第七十六番より第八十八番まで十二躰は昭和三年六月十五日建立である。

第七十番と第八十二番の二体は見あたらぬ。

慈眼寺觀音堂の遺品

これは明治二年廢仏毀釈のさい払い下げ品を入手して今日保存しているもの

一 觀音尉子 一個

所有者 下福元町二松迫現住松田キク。尉子の現状 高さ一・五二メートル幅一・五五メートル、奥行九六センチ、

重さ五六人持、古色蒼然そうぜん外面金色内部朱塗、特徴扉の上部真中に黒丸の中に卍もんの紋がある。右扉中ほど錠前じょうまえが

ついている。

この尉子の中に日羅作の觀音様がおさめられていたと伝えられる。廢寺の時入札の世話をしたのが神官の清兵衛様で落札入手したのが松田為国である。為国の嫡子為香の妻が松田キク(78)さんである。

一 觀音堂の欄間 一個長さ一メートル六〇センチ幅九センチ

所有者 上福元町南麓医師 相良中氏

雄健で荒目に彫つて着色してある。少なくとも二百年以上のもと思われる。

二皇徳寺

〔三国名勝図会卷之十九〕

永谷山皇徳寺 地頭館より亥の寺伝に永徳元年、

方、二十五町余

山田村にあり、能州総持寺の末にして、曹洞宗なり、本尊釈迦如来、開山無外圓照和尚

十二月六日示寂 平忠高の法名なり

由來記を按ずるに、菊池肥後守武光、後醍醐帝の皇子世良

親王を、肥後国に請下し、征西將軍の宮と仰き奉り、武威を西海の諸州に振はむとす、正慶年中、親王本邦に來り

給ひ、見寄原要害の地なるを以て、行館を構へておはしけり、見寄原、今御所の原と呼ぶ、下に見ゆ、武光も見寄原の近地に畷壁を營

み、親王を守護せり、武光畷壁の遺墟菊地城と亦ふ呼下に見ゆ、さて親王の命によりて、見寄原のほとりにして、諏方社を建立し、

見寄原より卯辰の方、六町許に當り、又梵刹を創建して、皇立寺と名つけ、国土の静謐を祈る。親王薨じ給ひて、翌年の春、諏方社あり前条神社合記に見ゆ、

光嚴帝齊藤若狭守藤原実直をして宣旨を下し絶ひ、親王の位牌を皇立寺に安置し、菩提寺に定めらる、其後至徳年

中に至り無外和尚親王の遺跡を慕ふて乗り、此地を相して、梵刹を起んと欲す、時に谷山の郡司、右馬助平忠高入

道、仏心無外和尚に帰依し、皇立寺をここに移し、七堂の伽藍を再興して、号を皇徳寺と改め、無外和尚を請待し

開山とすという、当寺に古雲板あり、其背に銘を彫て云、薩州谷山郡永谷山常住、正平廿一、丙午、姑洗望日、大

工淨法と、正平は、南朝の年号にして、廿一年は、北朝の貞治五年に當る、由來記に再興といへる、至徳の元年よ

りは、十八、九年前なり、然れば永谷山の号は、此時既にあり（按に当寺由來記、正慶中、後醍醐帝の皇子世良親

王本邦に來ると記すといえども、大日本史を閲するに世良親王は上野太守太宰帥に拜せられ、元徳二年九月薨し給ふとあり、正慶は元徳より三年後の年号なれば則ち親王の薨後にて、時世稍違へり、因て猶日本史帝の皇子懷良親王西征將軍となる、太平記西征將軍宮と称す、菊池武光心を王室に宅し、親王を夾輔し正平年中頗る勢兵を振ひ隣國を削平す、武光卒して其子武政亦親王を奉ず、後親王の所し終を知らずと見えたり、是に拠て想ふに寺説親王当邑に來れるは懷良といふべきを世良と誤まり、延元二年より正平の間とすべきを正慶と誤まれる歟、正慶元年より五年を過て、延元二年あり、後醍醐帝の諸皇子出て藩主となる者、南朝紀伝にも見ゆ、又由來記に云至徳年中谷郡司忠高無外和尚に帰依し皇立寺を再興し改めて皇徳寺と号すと、当寺所藏古文書の中、田地寄附の状に、承徳三年癸亥十一月十五日、薩摩守忠信と記し花押あり、比丘尼心知と書たる状もあり、年月日同しくして、共に皇徳寺の号を書せり、且寺伝無外和尚永徳元年示寂といふ、前注の如し、されば皇徳寺の号、無外和尚の示寂共に至徳の前にあり、由來記に至徳年中といへる亦あやまれるにや、永徳は三年にて終り、其次を至徳元年とす（慶長中、一唯世子の靈牌を安置し、田地を寄附して、世子の菩提寺となし給ふ寺領田祿百石。

〔谿山諸記〕

山田村之内 皇徳寺

一永谷山皇徳寺 地頭仮屋ヨリ亥方三拾五町程 寺領高百斛

大檀那皇徳殿一唯如參大禪定門 開基仏心大禪伯

但開基年号月日相知不申候

一開山無外円照大和尚 本像自坐上壹尺三寸

但永徳元年辛十二月六日

一御敷紙四拾三枚 一竜伯様御詠歌一枚

一竜山様御詠歌一枚

一釈迦堂 一字

但釈迦木座高サ壹尺八寸程 文政七申年当住舜竜巨海迄三拾壹代

右寺山之内

一霧島六所権現 一社

但延宝二甲寅年勸請之由、由緒相知不申候

末寺

潮海山円明庵 開山皇徳九世来船撮大和尚

瑠璃山多福庵 開山皇徳六世西山淳大和尚

松風山月庵 開山皇徳七世黙翁芳大和尚

明白山昌寿 庵開山皇徳四世至翁周大和尚

大浦山帝釈寺 正平廿二年丁未年建立

開基人王之孫卜申伝候

川辺郡川辺 神殿寺

寺地御免皇徳寺ニ而ソウエトモ他郷之故支配頼来宝福寺末寺清泉寺皇徳寺末寺之筋ヲ以諸事取計之由

皇徳寺廢壞寺 地御竿入

山田村 智福庵 雲竜寺 大智庵 梅林庵 推雲庵 養徳庵

中村之内 観音寺 花翁軒

麓 金剛寺

和田村願寿庵 福寿庵

毛頭 五有庵

いりき大通庵

右拾三ヶ寺寺地惣而御竿入何年間廢壞相成候訳不相知寺地支配之地面逆茂無之前代之古帳ニ相見得有之由

「谿山諸記」

上福元村之内、皇徳寺

末寺一多福庵 地頭飯屋ヨリ西ノ方式町程 但寺領高寄附高無御座開基年月日 相知不申候

開山西山淳 文政七申年当越宗迄拾八代

一毘沙門 老躰 但 立像

右以前ハ堂一宇御座候得共当分寺家之内へ相拵奉安置候由緒相知不申候

上福元村之内 皇徳寺末寺

一 円明庵 地頭仮屋ヨリ戊ノ方三町程 但寺領高寄附高仏餉料無御座候 開基由緒等之訳相知不申候

一 開山無外円照 文政七申年当住宝禅迄 拾六代

右寺内 一天神堂 一宇 但座像 由緒相知不申候

上福元村之内辻

一 辻堂 一宇 地頭仮屋ヨリ亥ノ方四丁程 円明庵支配

但石座像阿弥陀由緒相知不申候

和田村之内大海堂

石小倉 一ツ地頭仮屋ヨリ申ノ方拾町程 円明庵支配

右以前ハ堂有之候得共当分右之通御座候

由緒相知不申候

上福元村之内、(奥部落) 皇徳寺末寺

一 江月庵 地頭仮屋ヨリ子ノ方廿一町程 但寺領寄附高無御座候開基年号由緒相知不申候

一 開山照翁芳 右住持拾五代当分無住

中村之内 皇徳寺末寺

一帝釈寺 地罷仮屋ヨリ亥ノ方壹里余。但寺領高寄附高無御座開基年月日相知不申候

開山来船撮大ヨリ覺峯迄拾三代当分無住

右寺内

一觀音堂一字 但仏躰木立像高サ七尺余日羅之作之由

右寺内

一不動明王一躰 但木立像高サ三尺二寸 脇立二躰 式尺三寸ツツ日羅作之由

中村之内 皇徳寺末寺

一昌寿庵 地罷仮屋ヨリ子方三拾四町程 但寺領寄附高無御座開基年号相知不申候

一開山至翁周ヨリ扑瑞迄拾四代当分無住

「薩藩名勝考」

○皇徳寺 初名皇立寺即ち
一唯公香花所とす

此招提は後醍醐天皇の皇子世良親王の御創建始め正慶中親王征西將軍に任せられ玉ひ本藩に下向の時谷山見寄が原
てふ所に仮館を立て坐^{おはし}在ける其墟^{あは}を今御所ヶ原と称ふ又菊池肥後守武光王を推奉し城壘を築し所を今菊池ヶ城と称
ふ是時將軍見寄ヶ原に諏訪神祠を立又皇立寺を建玉へり將軍薨逝の明年光嚴院齊藤若狭守藤原実直を使として宣旨
を齎らし將軍の神主を皇立寺に安置せしめ其冥福^{をむ}を修るの菩提所とす自後釈の無外將軍の御跡を追慕して此処に来
る然を谷山郡司平ノ忠高入道仏心てふもの無外和尚に帰依し自資を捐て皇立寺をは七堂伽藍に新建し寺号を皇徳寺

と更む今所藏雲板裏銘に曰薩州谿山ノ郡永谷山常住正平十一丙申沾洗望日大工淨信とあり
丙申ハ北朝の後光厳院の延久元年なり

夫後醍醐帝の諸皇子出て藩王となるもの南朝紀伝に見えたりそもも南北の皇統順逆を以て議すれば北朝をしりぞけ南朝をかかぐるもの固より天下の公論なり当時道義公第二子和泉下野守忠氏の嗣右衛門兵衛ノ尉忠直独り親戚の群を離れて足賊の招募に応せず西征將軍宮に属し奉り忠勇義膽敢て其節を屈せずして豊後に居址し終に陣没を遂られき名分よりして是を称せは吾藩勤王の士忠直を以翹楚とすへし後世成敗を以て事を論し足利の催促に随ひ軍功を抽すなといへるもの実は賊を助け叛に与するに非ずや其功愈大なれば其罪愈大なりといふべし。

〔薩藩政要録〕
曹洞宗能州総持寺末寺

一 永谷山 谷山 皇徳寺

一 開山無外円照和尚 貞治五壬寅年創立無外和尚ハ為皇子之故皇帝之皇之字を以号皇徳寺

一 久保公 文祿二年癸巳九月八日御逝去御法名一唯恕參大禪定門義弘公御嫡男

御牌所皇徳寺御廟所福昌寺於朝鮮国御逝去故 御遺骸御帰朝被成候

一 高万石 御仏餉料

○曹洞宗谷山皇徳寺末寺

一 補陀山 谷山 慈眼寺 高拾五石式斗四升六勺式才

○南泉院寺中 実相院 谷山 皇徳寺

伊集院 梅岳寺 南泉院寺中 観樹院

市来 竜雲寺 市来 金鐘寺

南泉院寺中 吉祥院 田布施 常珠院

志布志 永泰寺 …… (以下略)

右任職交替之節ハ御家老承、住職之儀、於虎之間寺社奉行より申渡

「大日本地名辞書」薩摩鹿兒島郡

皇徳寺址

南朝の皇子行宮の遺址とぞ、地理纂考云、貞享元年記録の皇徳寺由緒に曰く、後醍醐天皇の皇子世良親王、九州に下向し、菊池の諸士供奉して、薩州平佐に著き驕暴の輩を誅戮ありて又梵刹を建てて皇立寺と名つく、親王後に肥後へ赴き給ふ、至徳年中に至り、僧無外円照来りて、親王の遺跡を尋ね、谷山の郡司右馬介忠高入道仏心に謀り皇立寺を改め皇徳と為すと、今按するに皇徳寺は近年廢したけれど、古雲板を見るに彫銘して

薩州谷山郡、永谷山常住、正平二十一丙子活望日、大工浄法

とあり、俗説、世良親王薩州下向は採るべからず、(親王は元徳二年薨去)と雖、征西宮懷良親王が興国年中に、当地に御座せしを伝ふる者歟、一説、懷良の子後醍醐良宗の遺址とす。

○史徴墨宝証云、元弘日記裏書に花園宮牧宮四国著到の事を記す、土佐佐伯文書に、新田綿打入道等花園宮を奉して土佐を征伐せし事見ゆれば、此牧宮は即懷良親王にて阿蘇文書、忽那軍中日記及び薩藩旧記を参考するに、中院右府(北畠親房公)の弟冷泉持房 五侯頼元等、親王を奉して伊予に滞留すること三年余、興国三年五月、舟師薩摩

に着し、谷山に駐宮あり、因て薩摩文書には四国宮と称せり、此に四国宮とあるは花園宮にあたるか不審、（川辺郡南方を参考すべし）

○今按に谷山氏は建武四年巳に南朝宮方に応じて兵を起したる事は島津文書に

薩摩国凶徒大隅助三郎谷山五郎鮫島庄次郎入道以下輩誅伐事、相催当国地頭御家人等、不日令発向、可致軍忠之状、如件

建武四年四月廿六日 花押（尊氏）

大隅左京進入道殿

とあるにて明白とす、興国年中、南朝の皇子の来臨ありしこと、最信すべし、然れども諸皇子中誰におはせしにや、佐伯文書の花園宮を満良親王とせば満良薩州に渡航して四国宮と称し奉り、幾程もなく僧となり元国へ遊びたまへるに似たり、遠州奥山方広寺の無文元選禪師是也、南山巡狩録には満良親王興国元年京師にて剃髪したまふと為す、然らば四国宮牧宮と云ふは懐良親王たるべし。

註 史徴墨室考証云

薩摩藩旧記 島津貞久入道道鑑七月十日の状に「号四国宮落下当国南方成廻令省」とあるは興国三年のことにし
て四国宮（当今皇子）の五月一日坊津（南方郷）に着せられしを証するに足る（この宮は懐良親王を指し奉るか）

（大日本地名辞書）

「西藩野史」卷之九

○冬十月二十 川上大和守昌久 川上家十代恒彦三郎ト称ス 末広伯耆守 子孫川辺ニ住シテ末広五郎左エ門ト云フ ヲ谷山皇徳寺 貞治五年創立開山無外円照和尚ト云寺伝ニ云和尚ハ皇子タルガ

故ニ皇子ヲ以寺号トス曹洞宗福昌寺ノ末寺ナリ 二殺ス、初勝久公末広及ビ小倉武藏 子孫小倉四郎 碓山竹内等ノ佞臣ヲ親ミ

山ヲ永谷山ト号ス按ニ皇統紀皇子禅僧タルナシ 右エ門也 忠良ヲ遠ケ政事人望ニ背ク故ニ昌久等ノ旧臣十六人上書シテ諫レトモ聴カス末広等昌久ヲ殺ス、昌久等社稷ノ傾覆

センコトヲ悲ミ歎テ伯耆守ヲ谷山皇徳寺ニ殺ス勝久公恐怖シテ根占ニ走ル群臣等諫レトモ猶予シテ還ラス。

「西藩野史」卷之十三

○秋九月 久保公薨ス 公暴病ニ罹リ遂唐島 即 国 濱 ノ宮中ニ逝ス 伝云六月六日病ヲウケ同八日子刻逝ス 享年二十一 按ニ、久保公ハ義弘公

ノ第三子 一ハ女子島津豊後守朝久ノ室義弘公帖佐ノ宅地ニ住スユヘニ世ニ御屋地殿ト称フ第二ハ鶴寿丸加久藤ニ生ル天正四年十一月廿二日八歳ニテ逝ス加久藤不動寺（不動寺ハ光林山吉祥院ト云真言宗大乘院末寺也開山ヲ光林法師ト云）ニ葬ル神主ヲ飯野幻生寺ニ建ツ謚ヲ涼山幻生ト号ス（幻生寺ハ龜城山ト

云フ曹洞宗飯野宗江院ノ末寺ナリ開基ノ年月ヲ許ニセス） 母ハ広瀬氏 伝家久公ノ 天正元年癸酉日州加久藤ニ生ル英傑剛武機ヲ見テ能断ス秀吉入寇ノ日日州諸県郡ニ封セラレ国家ノタメニ質トシテ洛陽ニイタリ居ル事歳余ニシテ国ニ帰り又

秀吉ニ從テ相州小田原ニ軍シ幾クナラスシテ朝鮮ニ赴キ功ヲ終スシテ逝ス山元勘左衛門、田中三右衛門卒三藏殉死

ス遺骸ヲ奉シテ帰テ谷山皇徳寺ニ葬リ 廟ハ福昌謚 寺ニアリ ヲ一誰恕參公トス 按ニ永谷山皇徳寺貞治五年壬寅創建曹洞宗今ハ福昌寺ノ末寺ナリ伝云開山無外円照和尚ハ皇子ナルユエ皇ノ

字ヲ給テ寺号トス。

「大日本人名辞書」上

圓照 禅僧 法外ト号す薩州の人 幼にして出家し登具の後肥後の蘇迷嶽に到り精舎を築きて静住す尋で六坊を建つ



照無外墓

峨山の総持寺に拠るに及び往いて之に謁す山一見之を器とし訓晦甚だ至る。遂に玄旨に通ず照辞し庄り日州に入りて韜晦す然れども道首掩はず声香緇素の間に騰る。是に於て一精舎を創して山を水谷と名づけ寺を皇徳と号す。之に居る多年の後、島津大道其の徳を欽し寺を谷山に建て、照を迎えて開山始祖となす。永祿元年逝す。年七十一（日本洞上聯燈録）

註 永祿元年（二五五八）足利義輝上京

〃 二年（二五五九）織田信長入京

世良親王せらしんわう

後醍醐帝の第二子、母は藤原氏、幼にして聡敏器人に過ぐ和歌を善くし音律を曉る時人心を帰す帝甚だ之を愛す。昭慶門院養ひて子とす、親王となり上野太宰帥拜せらる、河端宮と称す、元徳二年九月病みて薨す

（野史）

註、元徳元年（二三二九）南朝最初の年号

〃 二年（二三三〇）北朝年号は嘉暦五年

懷良親王かねながしんわう

征西將軍宮、後醍醐帝の皇子、母は藤原氏なり式部卿となる。延元元年足利尊氏□を犯す、懷良親王駕に從つて延暦寺に幸す、帝尊氏と和して京師に還るに及び親王奔りて吉野に匿る。三年征西大將軍に任ぜられ筑紫を

鎮撫す四年後村上帝立ち遺詔を頒ち力を戮せて恢復を図らしむ、菊池武光迎えて八代城に入り心を傾けて輔衛す、興國三年親王兵を率て島津貞久を薩摩に討ち貞久と谷山に戦ひて之を破る敵多く降附す、貞久保を千台に退く、親王進みて谷山に抛り兵を分ちて諸城を攻めて之を抜き貞久と相持す、正平二年肥後に還り別將を留めて薩摩の官軍を節制せしむ、尋で武光と一色範氏を撃ちて之を走らす進みて筑前に陣す大友氏時、少弐頼尚降附す、鎮西粗々定る、一品に叙せらる、七年帝男山に幸す親王に詔し兵を發して入りて援けしむ親王往くを果さず、十三年足利尊氏來將一色直氏を遣はし筑紫の探題となす、武光撃て之を走らす、頼尚尋で叛して義詮に応ず、武光親王を奉じて之を伐ち大原に戦ふ親王衆を督し陣を衝き身に数創を被り左右多く死す武光殊死して戦ひ遂に之に克に斬獲すること三千二百余級、後終る所を知らず、世に鎮西宮、九州宮、阿蘇宮或は肥後宮と稱す世に相伝ふ、親王は八代郡小野に屏居し薨ずる時即ち此に葬ると。菊池武重の女を娶りて、男、爵松丸（後ち名を義宗と改む）を生めり。

がざんしやうせき
峨山紹磧

（大日本人名辞書）

高僧、能登爪生の人、母文珠に訴祈して峨山を生む、生れて風神凡ならず、年甫めて

十六出家の志あり郷を去り比叡山に上り台宗の奥儀を究む。永仁五年僧螢山加州大乘寺に法を開く峨山時に年二十三之を聞き徑ちに往て螢山に謁して道を問ひ遂に徳器を成し機弁最も超拔し明峰無涯壺庵と共に四哲の一に数えらる、徳治元年韓国に遊び元に入り到的処法器を以て許され帰朝後郷里に留ること十二年正中元年に至り螢山、峨山に命じて曰く吾既に老いたり爾能く吾に代りて法を説けと遂に総持寺の後事を属す此に於て峨山其席を継ぎて総持寺第二世たり開堂講談して僧侶雲聚す法を伝ふる者二十五人其中超卓の者五人曰く大源、通幻、無端、大徹、実峯是なり各院を建つ、貞治四年春病に臥す一夕遺偈を書して曰く皮肉合成九十一年夜半依旧身横黄泉、と筆を投じて

寂す年九十一著はす所法語數十言宏智少參註脚あり。(羽咋郡志)

妙融無著 (大日本人名辞書)

禅僧、豊後泉福寺開山、隅州の人、十九才の時大慈寺剛中柔公に師事、後に無外和尚

に従ひて悟道す、貞治五年大平山を日州河北に開く、庵を勢州に結ぶ、永和元年豊後田原氏と謀り東崎村に泉福寺をたつ。肥州玉林寺の開山第一世、処徳天皇額を賜ひ祝国道揚と為す、雲侶一万三千人に及べり。明徳四年泉福寺に寂す、寿六十一(日本洞上珥燈録)

僧舜田

字、耕雪、村田左エ門尉経通の次男、若くして僧となり桂口に師事、後谷山の皇徳寺の住職となり令名高く

天文二年(一五三三)後奈良天皇より智証けいしょう証禪師の勅号を賜る翌天文三年川上昌久が乱を起し谷山も、戦塵の侵す所となり、舜田は弟子の舜有を伴い難を逃れて伊集院下谷口に住んでおられた。天文五年忠良貴久は加世田を攻略し舜田を加世田保泉寺の住職に迎え、引つづきその教をうけた、保泉寺は別名日新寺という。

僧舜有

薩州の人桂庵を師事し宋儒の学を受く島津勝久の時、鹿兒島竜盛院を領す。

舜有は舜田の高弟にして享禄四年舜田に従ひ谷山皇徳寺に徒る天文中舜田と共に乱を伊集院に避けて谷口村に隠る、島津忠良伊集院をとるや舜田舜有を見る之を師として参学して遂に法を舜有に嗣き寵愛篤く其居に就て更に一刹を創む号して福寿山と云、忠良の号をとつて梅岳寺と名づけ之に肖像をおきて舜有をして開山となし田五町歩及忠良乗るところの馬具等を付し且秋月写す所の耕翁真像花鳥金風等も亦付属す、忠良の子尚久の幼なるとき舜有に学ぶと、永禄七年二月化す。

一、「無外」及び「峨山」の石塔現状

右二つの石塔は何れも皇徳寺址に残置されていたものである。現在の位置は皇徳寺址入口の石幢（山本親匡の墓）の傍に放置されていたが、もとは現在地より北側畑地石垣のところに仁王像と共に埋められていた由である。二つの石塔は形式からいえば「宝篋印塔」ほうきょういんとう（宝篋印陀羅尼經を納めた塔で、インドのアシoka王が仏舍利を分かつて八万四千の塔を全国にたてた故事にならって中国の呉越王銭弘俶せんこうしやくが同数の銅塔をつくって諸国に分与したものである。この影響によって後に供養塔碑名として簡略化した石塔がつくられた。一定の形式をもつようになったのは鎌倉時代で最古のものは鎌倉初期のものである。）

二つの石塔のうち「峨山」の石塔のみほぼ完形に近い。「無外」のものは笠部が無い。

無外のもものは笠部（蓋）の部分がなく相輪は峨山のものと同じと異つてはつきりと線刻で九輪を描いている。然し上方請花と宝珠は破損している。宝珠は峨山の方にもない。

完形に近い峨山の石塔には笠部（蓋）四隅の隅飾の突起はない。屋根は上下に三段につくり出しているが一石でつくると、基礎部も反花などはなく三段につくりだした簡単なものである。手質は黄褐色の通称山川石と呼ばれるものである。

一、石幢—山本親匡墓塔

上部から宝珠、笠、仏龕、中台、幢身、基礎から構成されている六角柱である。仏龕部に六地藏が刻んであるが、磨滅しておぼろげである。基礎部は三段である。総高凡そ三メートル六〇センチ

註 石幢本来中国で「仏頂尊勝陀羅尼經」を石柱に刻してその功德を願うものであった。その意味で経幢ともいう。経幢の影を身にうけても功德があるという經典の趣旨

による。日本では大体鎌倉期に經典の信仰と離れて単制のものが主に發達した。六地藏の信仰と結びついて發達した。六角柱が多いのもそのためである。

石幢は正面に「節□正貞禪定門」とあり、その両脇に「文祿四末九月八日」碑陰に「山本親匡墓」と刻まれている。皇徳寺歴代住僧墳墓

一、墓地所在 寺山の東面（字宇都）凡そ二合目墓域は矩形にて面積四十坪、二十六基あり内俗人の墓三基を含む。

墓は大体五列に配置されているので、前列向つて右より一番二番二列一番二番の順により墓碑銘を記載する。

前列一番 道印 天保八年丁酉十月二十日

〃二番 藤原朝臣本田金次郎之墓。宮之城土族行年八十二。明治七年甲戌五月十五日死

〃三番 無禪 〃四番 当山三十三世童津塔。文化二年乙丑正月六日

〃五番 巨海

〃六番 朴盤 天明二年寅正月二日

〃七番 大真 弘化三丙午年十二月十一日

〃八番 慧三 嘉永元戊申年四月廿一日

二列一番 道樹 （石祠の中に石像あり）

〃二番 （塔を失い台座のみあり）

三番 江月前住慈容音海知藏 嘉永四年辛亥七月十六日 三十八世徒

四番 易充 天明三癸卯歲十一月

五番 当山三十一世芳国塔 文化五年戊辰正月廿八日

六番 実〇〇燈海泰然大和尚 文化五戊辰三月三日

七番 良音

三列一番 眠山禅鏡首座 明和五戊子十一月九日

二番 却外儀峰首座 六月廿六日

三番 即翁了心信士 文久二年戊七月十五日 三十八世代下人 田布施之次郎

四列一番 (塔を失い台座のみあり)

二番 大重藏骨之塔 享保廿乙卯六月廿七日

三番 当寺二十一世延寿田祝大和尚 享保廿乙卯九月二十九日

四番 即禅〇心居士 十二月廿二日 脇田七郎右衛門

五列一番 玄門和尚骨藏之塔 享保二丁酉二月初十日寂

二番 嶺瑞和尚

三番 慈円覚峰和尚 元文五庚申正月廿三日

四番 劫外白明藏司 宝永三歳八月七日

一、寺山の南面（字内ノ丸）凡二合目、俗にいんきよした隠居下という、墓域長方形五坪、三基あり、向つて右より
隠居下一番（塔を失い台座三重あり）

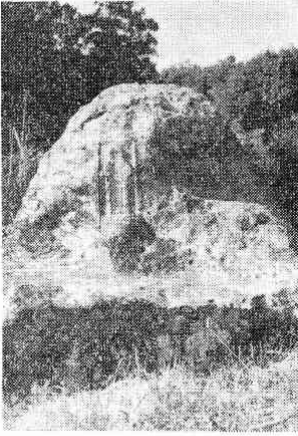
〃 二番 泰禪 享保十四己酉七月朔日（俗に齒の神様）

〃 三番 前総持皇徳十九世 潮水存海大和尚 元文四己未年七月廿日

一、皇徳寺址裏にある一石二字埋経塚石塔

板碑型で高さ台座共一二〇センチ程

石塔の裏に己八月吉日 現住 □記之



皇徳寺址裏磨崖仏

優真了雍大姉

奉書写大乘法華經妙典全部一石二字自他成仏也

花顔貞芳大姉 施主名越氏貞妻

この石塔のそばに墓碑一基

心
助岩道祐上座
恵岳妙智大姉

この石塔附近の巨巖に磨崖供養碑を刻す、高さ六〇センチ、幅二〇センチ位、五輪形式である。□□上座と刻まれている。

一、皇徳寺址壹道脇に放置されている石燈籠

高さ一メートル八〇センチ、次の刻字がある。

奉寄進 天保十三年壬寅正月七日

笠部の彫刻は秀れたものである。

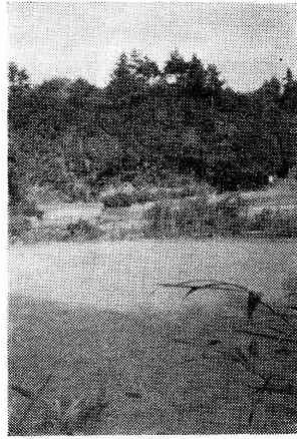
三 清泉寺

1 清泉寺跡の位置及地形

清泉寺は谷山市下福元町草野部落にある。

国鉄指宿線五位野駅より北東およそ二キロの地点七ツ島海岸を臨む地域にある。

清泉寺の南およそ五百メートルぐらいには障子川の川口が鹿児島湾に向かつて開けている。鹿児島湾に注ぐ障子川はその水源を平川村の西にある川辺峠下の鬼灯ヶ谷に発し高野、五位野、影原、古屋敷北部を東流して湾に注ぐ。途中芝野北部で小流を合流するが、この合流地点附近を「ツンノフツ」と呼んでいる。丁度「馬込^{まごめ}」と呼ばれる地域の



谷あたりである。またこの小流の谷間に「ボウズダニ」（或いは「ボツツダイ」と呼ばれる伝承の地がある。

この障子川は五位野駅東側の国道より東側は南北共に深い^{けい}溪谷を形成し、高いところでは二十メートルをこえる地点もある。現在はこの谷間は流れに沿うて水田が構成され、岩崖^{がけ}の一部は石切場となっている。伝承では、この溪谷の岩崖に磨崖仏の存在が伝えられている。障子川には今一つ川口附近で合流する支流がある、坂元川である。

坂元川はその水源を「宇都」に発して野頭、向原を経て草野部落の溪谷に流れこみ障子川の川口で合流する。この合流点に架設されているのが坂元橋で、これは旧街道の一部である。この旧街道は古屋敷を経て五位野へ出る。坂元川の流れる水量は少ない。この川も向原部落国道東側より溪谷を形成し河床は奇岩をもって形成する。この溪谷は障子川流域の溪谷よりは深くはないし亦岩崖も低い然しかなりの変更をもっている。

この坂元川が草野部落に入る地点から少しづつ南の方に開けゆるやかな流れとなる。そしてこの流れが東流から南流

へ曲折する地点からは岩崖が切れ、水量が豊富となる。この岩崖の切れる地点の岩崖下各所に清水の湧く場所が見られるが、ここに「曹洞宗如意山清泉寺」の跡がある。この地点は坂元川が南流し溪谷が南に聞ける地点で、障子川川口から北西へおよそ五百メートルの地点で丘と丘に囲まれた静閑な場所である。坂元川が南流する流域は川口までは水田が開かれており、この水田はかなり古い時代のもので考えられるがそれは灌漑用の水路が丘下の湧水を利用して切石を以て造られているので想像される。明治の前期に地租改正が行われた際に水田であった事が記録されていることは、それをはっきりと立証する（農地台帳による）。

前述した通り清泉寺はこれらの丘陵にかこまれた清流の流域に、然もつきることのない湧水をもったところに存在している。この湧水の水源がどこに存在するか明らかでないが清冽である。この環境から眺める時「清泉寺」というを冠せしめたものであると言ってもあるいは過言でもあるまい。ただいつのころから「如意山清泉寺」なる名称をせられたかは知る由もない。「清泉寺」をして特色あらしめる「磨崖仏」群はこの周辺の岩壁を利用して彫刻されている。

「三国名勝図会」卷之十九 薩摩国谿山郡谷山
如意山清泉寺（地頭館より午の方三十三町許）

福本村にあり、川辺郡宝福寺の末にして、曹洞宗なり、本尊阿弥陀（座像、長八尺七寸許り百済の日羅作）百済の日羅開基年紀詳ならず、中興開山字堂覚正和尚、応永年中再興すといふ、島津大和字久章の牌を安す。

久章は今の垂水邑主、公族島津貴典の始祖島津中将より第六世の孫忠仍の第四子にて為人強悍、勇力絶倫なり初め罪ありて川辺宝福寺に錮す、最後命して遠島に配す、新納仁右衛門久親、市来備後家尚、手に至て公命を演ふ、久章怒て命を拒む、家尚論して怒り漸く解く、伊東仁右衛門祐昌、高崎宗左衛門能延、壹岐源左衛門幸伯等亦至て公命を伝ふ、於是久章命を奉し本府に赴く、当寺に宿す、此日久章の僕三次主に後れて寺を出つ新納久親是を率ひて川辺堂の尾に至る、三次刀を抜き後より久親を斬る。久親三次を捕へて刺殺す、久章此變の発るをきき罪已に帰せんことを恐れてや俄に左右数人を殺し刀を提て出つ、壹岐幸伯進み斗ふて遂に久章を殺す久章享年三十、幸伯も亦三所に傷く、実に正保二年乙酉十二月十一日なり、久親家に還て刀瘢血迸り五日にして死すといふ、久章子あり、又助忠清と称す、久章及び忠清が事は猶新城篇首の註に詳なり。

久章の威靈を仰ぎ参詣するもの多しとかや、府下の橋口杏庵なる者発心して祈誓を掛け三十年の間日参忘ることなく、廟前の竹を切取り家に帰り庭下に挿して誓て日、我道成就せば此竹根を生ずべし若し成ずは枯べしと、其竹遂に根生して繁茂しけるといふ。

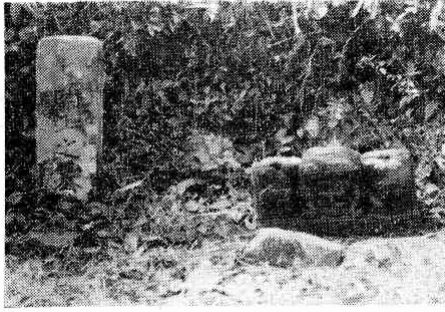
3 「谿山諸記」 下福元村之内

一、清泉寺 地頭飯屋ヨリ午方三拾町五拾貳間 但 寺領高寄附高無御座候

一開基 百済国日羅。但年号月日相知不申候

一開山 字堂覚卍 応永年中再興。但代々住持略ス文政七年申年迄廿四代

右寺内阿弥陀堂



宝福寺覚正禪師墓

一阿弥陀一鉢。但日羅之石作仏座像 高サ八尺七寸程。上様依御帟依堂御建立 毀破以後御再興不被仰付段申伝候
 一大檀那怨翁様御位牌。但御安置之由御再興不被仰付候 御仏餉料無御座候
 平川村

一、地藏院 地頭仮屋ヨリ午ノ方二里拾丁程

右川辺宝福寺末寄附高無之開基并由緒年号月日相知不申候 当分鑑司為林

〔薩藩政要録〕二十三頁

(御先祖様御菩提所並有由緒寺院之事附御家御代々御正忌日御夫人御正忌日之事)

より

曹洞宗市来金鐘寺末寺。

一忠徳山 川辺郡 宝福寺

(一)開山字堂覚正禪師は薩州日置郡藤原氏より出、父を久木崎光恵入道と申候、母
 懐娠之時胸間正字之相を現す、依之刺染して正を為諱、禪師加州瑞川寺之竹窓
 智巖に随従して法を学び智巖の法を嗣て応永二十一年甲午年本國に還り先鳥帽子
 岳に居又能嶽に入て後遂に此寺を建立、其年月不詳候

5 「大隅」(大隅史談会発行)

大和守島津久章伝 伊地知栄次郎述

久章年譜

元和二年 久章垂水で誕生(四月五日)

寛永十三年 久章婚(久章二十一歳家久の娘光久妹十七歳)

同 十四年 五月十一日父久信(五十三歳)死

同 十五年 太守家久二月二十三日死

同 十六年 久章嫡子忠清誕生十一月久章江戸行

同 十七年 太守光久江戸に行く。三月二十八日將軍に謁す

寛永十八年 久章国に帰る。九月六日川辺の宝福寺に禁錮

同 十九年 桜島噴火

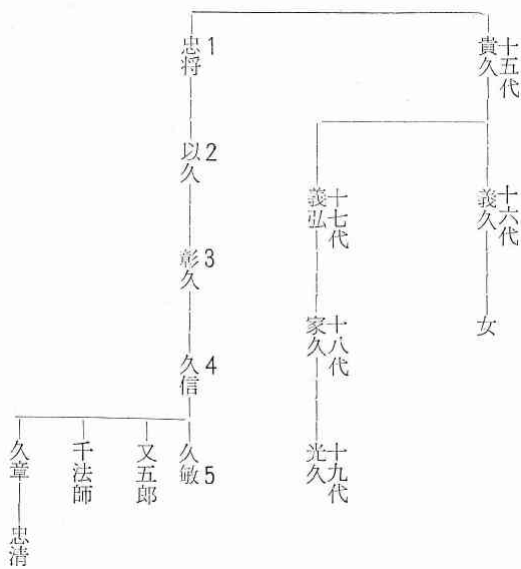
正保 二年 十二月十日久章谷山に移る。十二月十一日久章誅せらる(三十歳)

同 三年 五月十日久章妻死嫡子忠清(八歳)

貞享 四年 十一月二十九日太守光久死

元禄十四年 久章墓石建立(墓は谷山)

久章略系



(伊地石氏論述の概要)

イ 久章は四代久信の第四子である(元和二年四月五日誕生)

ロ 久信の嫡子は久敏であるが久信はこれをきらう。(刺客西保信右エ門に殺させようとしていゝ) 浜川糸右エ門、安田、浜崎等久信にとりいり悪政す、町田忠照川上忠実等久信に諫言す、後に彼等は殺害さる。

ハ 久信は家臣池田六郎左エ門秋宗の娘を愛し忠政（十六才で早死）を生む。池田秋宗の嫡女は久信の愛を受けて三子を生む、長を幻名又五郎、次を幻名千法師三子を幻名菊千代（久章）と称し、又五郎と千法師は早死したと伝えられ、また又五郎の死は元和九年で見樹院附近に葬ったという伝説がある。（垂城伝誌）

二 久章は二十一歳の時（寛永十三年十二月十四日又は十二年説もあり）家久の娘（十七才）と結婚

新城、終原、鹿屋、野里、高須、横北北、高原等新城領主となる。（六千五百名）このため新城邑の農民は家業を休んで祝い踊った。麓の棒踊、大浜の鎌手踊、田中川内の川踊、浦川内の太鼓踊、諏訪の木曾踊、宮脇の神面踊等この時に始まった。（新城史による）

久章は身体強健偉大、文武に長ず又鉄砲が上手であった。制度改革志気振興勤儉の実行人材育成登用など善政を行う。

父久信は義弘久派のため寛永十四年五月一日鹿屋において毒殺された。久章父の死に無念やるかたなく蕩に訴えるも久信派の味方たりし家老平田など有力の士は殺害され免職されてその勢力が除かれた。

ホ 寛永十六年久章は十九代太守光久より年頭の礼使の大役を受け、十一月鹿兒島を出立二十三日江戸へ着く（一説に五月癸六月着とある）江戸に着いてからすぐ登城せず（病氣と称し）のち登城して将軍に拝謁する。

へ 紀州家に立ち寄った際、駕籠に乗ったまま玄関に横付け挨拶を行い問題を起す（祖父義弘関ヶ原戦の時の憤懣があつたためか）藩主光久は寛永十七年三月二十八日上京、拝謁の準備中久章は京都見物を理由に暇をもらい四月二十日江戸を出発して五月一日京都に着き三条通中島町筑前屋長左エ門方に宿泊、五月十七日昼下り久章は家臣井上

伊慶左エ門と家僕山下才七を伴い高野山蓮金院にかくれる。寺主伝秀和尚により大阪藏奉行相行良頼員に告げ発見される。(出家のためか)老久公の下知により帰国。

ト 帰国後將軍家紀州家に対し義弟久章の無作法許し難いとして川辺村宝福寺に禁錮される同時に井上伊慶左エ門はその行為よろしからずとして(高野山へ出奔の際諫言せず)遠島に処せられる。(年代不明)後宝福寺より市ノ瀬村へ禁固される、しばしば刺客をさしむけられる。川辺に五年もすぎず、その後(正保元年ともいう)市来備後守(久章後見役)をして遠島の命を伝えさせる。久章きかず、その後久章を守っていた家来共が(当時新城から五六十人また谷山の衆も三四人ずつ警備していた)正月近いので帰された留守の間に谷山清泉寺に移された。(清泉寺は宝福寺の末寺なるが故に)

その時の使者が市来備後守、新納仁右エ門であった。時に正保二年十二月十日でこの日川辺を出て谷山に移る。伊東仁右門祐昌高崎宗右エ門能信、老岐源左エ門幸伯などこれに従う、家僕三次も亦新納仁右エ門に従って川辺を出発、堂尾という所で新納氏に斬りつけ返り討ちされる。新納はこれがもとで二十四日に死亡。

チ 谷山清泉寺に移られた翌十一日御兵具奉行三原伝右衛門を討手として上意討の命が下され谷山の衆中も数輩清泉寺を囲む(遠島にする予定であった。)財部権之丞に(草野から乗船させるためであったともいう。)よって伝達された上意の命を拒み遂に戦闘となったが、西方小高い台上から三原の放った管矢くだやに股またを傷つけられた久章は遂にかなわず庭に出て自害をする。財部権之丞、山下才七、弟才次も亦戦い死す。

正保二年乙酉十二月十一日久章三十才

玉牌はは清泉寺にあつたが明治二年廢寺の際なくなつた。

り 奥方は正保三年五月十日死去（一子忠清については記されていない）

元禄十四年（久章の死から五十四年後）新城島津氏によつて墓石が建てられた。正保二年にしたのになぜ墓石に正保四年とあるのか不明である。

又 久章の墓は明治末年頃まで「ホウソウ」の神様として信仰せられた。（イボの神様とする説もある）今和泉にある大和神社創建の旧記はこれを説明している。

「薩隅日地理纂考」 薩摩国今和泉岩本村

大和神社 島津大和久章ノ靈ヲ崇ム故ニ大和神社トイフ、瘡瘡ノ祈願ニ靈驗アリトゾ、事ハ府学助教宮下希賢碑文ニ詳ナリ。

重建岩本村大和大明神石祠記

明和九年。本藩ノ郡邑、瘡瘡熾行焉。凡家有ハ未レ病痘者ニ。祈祠方方扉神不レ瘡。谷山郷之清泉寺有ニ公室支族島津大和久章墓焉。早滂疾疫凡有レ所レ求。則必禱ヲ而得レ験矣。遠近伝聞。人咸往テ拜ニ其墓ニ。而禱レ痘焉。谷山之民。或有レ迎其神ニ。而輿レ之儀衛ニ。歌舞随ラレ之以致ニ。谷山以南ノ諸郡ニ。次ニ至ルニ。今和泉郷岩本村ニ。村人受レ之復欲レニ致ニ之ヲ。佗邑ニ。他邑ノ人不肯受。岩本ノ村人。乃チ相謂曰神豈不レ欲ニ他適ニ乎且此神所レ出曰清泉寺ニ。其所レ止曰ニ今和泉ニ者。豈神之所レ欲乎。於レ是ニ地ニ於岩本村ニ。而創ニ立小石祠焉。又遣ニ人於清泉寺ニ告ニ其事ヲ。于住持僧ニ。遂ニ因ニ其神之名号ニ曰ニ大和大明神ニ。以歳時奉祀不絶云。始其立祠也。郷之医士秋山尚政。為レ之記ニ其事ニ而刻ニ之石祠上ニ

蓋三十八年于茲一矣祠石。残缺。文字漫滅多不可レ読者。郷人改立三小石祠一乞レ余記レ之別ニ立レ石刻レ之余按ニ伝ニ夫レ民ハ神之主也。神者無レ所不在。有ハ誠則必ス応所謂至誠者也。故人氣之所レ聚神必憑焉。足之謂神之主也。余既ニ記ニ又從而歌曰神之格ル思。不レ可レ度思。サニ矧可レ射思俾ニ郷ヲシテ人亦謂ハニ此詩ニ而祭レ之如トニ神在ニ云爾。文化六年巳夏六月。本府、太史肆業。行府学助教事宮下希賢士伯甫謹撰。

2 清泉寺の遺蹟

清泉寺の跡にたてば、だれしも一大霊場であることを身にひしひしと感ずるであろう。長い年月にわたって築きあげられた数多くの文化財に対し敬けんの念を禁じ得ない。ここにはそれらの貴重な文化財を挙げて簡要説明を加えることにする。全地域を便宜上左の七区に分ける。

第一区 清泉寺の寺壁西側に残る石橋から本尊と称せられる八尺七寸の「阿弥陀仏」までの岩壁に沿う区域
第二区 第一区の北側旧本堂石段を含む区域、清泉寺の中心的地域と考えられる場所である。

この地域は西側石塔群、磨崖仏群の台地と、寺跡地域とに分ける。

第三区 第一第二地区の東側「自然湧水井」に沿う岩壁の地域

第四区 第二区の旧本堂北側の「大和守」の墓塔を中心にした墓域

第五区 寺跡西方の二休像彫刻の地域

第六区 第五区対岸、金剛彫刻の岩壁を含む地域

第七区 第五区西側の剣の彫刻を含む地域その他清泉寺をめぐる周辺地域は主として障子川流域が中心である。

第一区

- (1) 寺壁
- (2) 石橋
- (3) 二連笠塔婆磨崖 本尊阿弥陀像の方へいく道の左側岩壁の一番目、神岩春漕信女□□墓無信士とある。
- (4) 北側磨崖文字 利原禪門、妙破禪、□外常春上座
- (5) 無縫塔五輪塔連磨崖
- (6) 小阿弥陀磨崖仏 建長三年辛亥二月時正の銘あり、建長三年は西暦一二五一年である。紀年銘のある磨崖仏は県下最古のもの。この阿弥陀仏上部には屋根を構成した跡が見られる。



(7) 本尊阿弥陀如来像と南無阿弥陀仏文字磨崖阿弥陀像は日羅作と伝えられている。

南無阿弥陀仏の六文字は書家宮園南水氏は書道上より見て六朝体で筆法並びに結体にすぐれ全体の調和がとれ風格があり、魅力をもつ作品と賞揚している。

本尊上部にも屋根遺構が見られる。

(8) 其他神将石像一体、仁王像首部二個、

塔ノ笠一個が見られる。

第二区 Aの地域―墓塔群

(9) 立体二連磨崖仏

(10) 無縫塔板碑二連磨崖仏

(11) 五輪塔二連磨崖

(12) 五輪塔四連磨崖

(13) 五輪塔二連磨崖

(14) 当寺開山字堂卍和尚墓塔（無縫塔）及び他の無縫塔等の墓、
覚卍和尚墓の他の墓には次の銘がある。

○無縫塔 「天外伝（補）和尚」とある。

○無縫塔 「紘中（補）永和尚」とある。

○方角石塔 「清泉中興開山夢通周公知藏（補）禪師」とある。

○五輪石塔（石質山川石と称するもの）

(15) 無縫塔磨崖一基

(16) " 一基

(17) 五輪塔磨崖

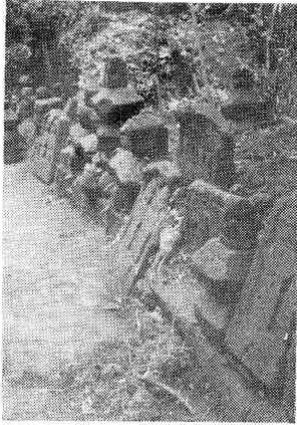
(18) //

(19) 層塔一基（三重の層塔と考えられるも現存のものは笠が二個だけである）

この塔の下部に「干時……年諸善……九、吉日」などの文字が見られる。

(20) 五輪塔群数十基一ヶ所に安置の所

ここはおよそ攪乱^{かく}状態でその数は正確にはつかめない。ただ□字型に置かれておるように思われ中央部は何も置かれず不明な点が多い。五輪塔が□字型に並列しその数は正確でないが三十個を越える数である。形大きさは大体同じくらいのものであるが、頭部すなわち如意の形が若干異なるものがあるが年代など知ることとはできない。なお五輪塔二連磨〇の下に古式の形式と思われる大小の五輪塔が二基埋没しているのを発見した。一基は山川石でつくられたものを同所の上で発見した。



(21) 五輪塔彫刻碑

板碑に五輪塔を彫刻した碑で仮に前掲の名称で呼ぶことにする。この碑には一個彫刻したものと二個並立したものが

あり、彫刻されている五輪塔もその形が正五輪塔を彫刻したもの、宝珠下に九輪を附したものの、若干の変形をしたもの、全く抽象化したものなどその種類が多いのは一つの特色とみられるものである。変化の部分は大体において笠の部分（火の部分）と円の部分（水の部分）である。円がほとんど方形になっているのが多く、中には方形にしたものの中央にくぼみをつけて法名を刻するようにしたものもある。また宝珠の下に九輪を附したものは二基あるが、いずれも円はそのままであり五輪塔の形式をもち宝塔になっていない。そして五輪塔の間に陽刻の月輪や半月輪が陽刻してあるのも特徴である。

第二区。Bの地域

(1) 清泉寺 旧本堂前石段 石段は四段で中央首塚で左右に分れている。本堂向かって左側は幅二メートル五十センチくらい、右側はおよそ二メートルほどであり最上段は一直線につながっており、およそ六メートルくらいである。この石段は、右側は安山岩の長い切石でできてこの左側に接続して旧参道の石段もみられる。

(2) 首塚 正保二年島津大和守久章がこの場所において丘の上からの弓射に負より傷し遂に自害し果てた所と伝承される。切石をもって囲を造り樹木を植えてある、一メートル二十センチ方形の囲である。四囲の石柱に次の文字が刻されている。「明和八年辛卯四月吉画日」の紀年銘があり寄進者の氏名として「平山次右衛門長昌、菌田休右衛門信成、池田六郎右衛門秋屋、桑波田茂平田兼当、岡留唯右衛門共房、中村平左衛門清胤」である。

(3) 手洗鉢 これには紀年銘も寄進者名もみえない。

(4) 寄進石塔 これには「寛政十二年庚申六月吉祥日奉寄進平為当」の銘がある。寛政十二年は西暦一八〇〇年である。

が平為当なる人物については見当がつかない。

(5) 礎石 本堂を含む寺堂の礎石が二、三個見られるが、この位置は正常なものかどうかは不明である。

(6) 寺跡 本堂を含む寺堂の範囲は西側「大和サア」墓地までの範囲と考えられるが植林や雑竹のためその広さを確認し難い。

(7) 鬼互 寺に使用されていたものと思われる。

第三区―湧水自然井の地域

(1) 阿弥陀像磨崖 これは現在の寺域入口東側にある水源の岩に彫刻されているもので月輪の中の座像であるが阿弥陀

か否かは実際には不明である。一切文字はない。この井は現在使用されている。つきることがなく清冽^{れつ}。

第四区―「大和サア」墓地域

(1) 石塔 「大和サア」入口左側に立つ自然石である。之には次の文字がみえる。「奉寄進明和二乙丙年十一月鹿児島相中」とある他にもあるやに見えるが明らかでない。なお右側のものも同じものがあつたと考えられるが原形はな

い。
(2) 五輪塔群 之は墓域の壁として造られたものか墓域入口から並立しておりその数は四十個を越えるのである。(数

えたのは四十四個である。)

(3) 板石に五輪塔を彫刻せる碑三基

(4) 庚申塔二基 「大和守」の墓塔前左右に立っている。献灯炉であるがこの灯炉の下の軸部に次の文字が見える。

「奉寄進庚申□□二年供養御宝前不□□村、四□村」である。

(5) 島津大和守の墓塔（大五輪塔） 「松月庭栢庵主」 「峯正保四天亥二月中旬一日」裏面に「島津大和」と刻銘、この五輪塔は高さ二メートル五十七センチの大きさである。

(6) 歴代住職無縫塔九基

イ 大鏡智円座元 元禄十三年庚冬

ロ 嶺徹無参和尚 延享二乙丑天六月五日

ハ 昭雲□□大和尚宝曆七丁丑天十二月二十三日

ニ 当寺十九世乾亮貞国大和尚禅師 安永四年末十二月七日

ホ 当寺二十世道享貞元大和尚禅師明天四甲辰歳八月十有一日

ヘ 当寺二十一世大耘耕□大和尚禅師

ト 前総持寺□□□□示大和尚。天保九戌五月廿一日

チ □□峯益大和尚

リ 東海流伝智藏

(7) 島津大和の家臣の墓三基

イ 遠室道久上座 峯正保二年乙酉十二月十一日山下才次

ロ 自休道然上座。峯正保二年乙酉十二月十一日山下才七

ハ 雲山勝極居士。 峇正保二年乙酉十二月十一日財部権之丞

(8)その他三基

イ 卍鳳竹鳳大姉靈座天和二壬戌□月□日

ロ 現住大耘母常屋妙榮大姉。 天明八年戊申四月十四日

ハ 他の一基(不明)

第五区―二区二区の西方台地東南崖面

(1)「在家菩薩」の銘ある磨崖仏。この像は立像で二体立像のうち南面を向いている磨崖仏である。高い崖面にある高さ凡そ二メートル、右手に槍やりをもち左手をそえており上体は裸体で下衣のみ着けている。顔はこわされていて形相は不明である。日新公を神格象徴したものと伝承がある。

(2)「妙有大姉」の銘のある磨崖仏。この像は在家菩薩とならんでその東側に南東をむいて立っており丁度清泉寺の入口南の方を睥睨ひげいする如くである。この像の右手は胸前で剣を持ち左手は腰に托している。口を開き立髪たてかみ忿怒ふんじどの形相である顔面も手足も何の損傷を受けていない。高さは二メートルを越えるもので両脚をしっかりとふまえた力強い姿である。これは日新公御夫人妙宥大姉を象徴神格化した像であるとの伝承もある。

(3)洞くつ遺跡 二つの立像の台地北東に向けて入口を開いた洞くつがある。従来この地域の人たちが「バクチ穴」と呼んでいるものでいつ頃からか人々がこの洞くつで「バクチ」を打った処と伝えている。きき書きによるとだれであつたかこの洞くつの中から土器の破片や壺つぼらしきものを拾得したとのこと。この確認のため試掘したところ「祝

部」と「土師器」の破片数十片を得た。「弥生」かと考えられるが時期は新しいものようである。この洞くつは明らかに「弥生」末期から「古墳」期、或はそれより下る時期の洞くつ遺蹟である。

第六区―五区南側対岸の磨崖仏

(1) 阿 金剛力士像磨崖仏

(2) 吽 金剛力士像磨崖仏 この両磨崖仏は台地の岩壁が「型」になっている両面を利用して彫刻されたものである。一つは東を向き一つは北を向いている。川をはさんで丁度対岸の在家菩薩、妙見大姉と相對している。阿吽の像は共に金剛杵を持ち(阿の像は左手に吽の像は右手にもつ)忿怒ふんどの形相をしており彫刻も雄渾こんである。しかし磨崖きしやくに会いながら損傷をうけていないのは何故か不思議に考えられる。高さは共に二メートルをこえる程である。

(3) 碑文 この阿吽両像の間の東西向きの岩壁(吽像の脇)に刻まれた碑文がある。おそらくこの両像をたたえるために刻まれたと考えられるが、この碑文の後に貞享元年甲子(一六八四)の紀年がみられる。碑文の内容は破損消滅しかけて判読しにくいものがあるが次のようである。



8
貞 享元年 甲子四月十五日
9
○ 心居士刻焉

石工 岩長八兵衛

中村長右衛門

不明な文字は 1 は □ など形をしており、2 は 上 ともまた 生 とも見える。3 は 二 か 卍 の形にも見え、4 は □ の形からどのように考えられるかむづかしく、5 もまた 禿 から何の文字を想像し得るだろうか、6 は 羅 と読めるであろうが、7 は Ⅱ から 明 を考えるだろうか、8 は 貞 と考えられるが甲子の年は別にもあるが（延享甲子）しかし古老も「貞享」だったと伝えられるし、以前の調査の際貞の字の一部を見たので貞享の年号は大体間違いないものと考えられる。9 は以前の調査でもだったが、今回は全く読めなくなっていて甚だ遺憾である。尚1の下の □ は □ という字であろう。

次にこの碑文の中に出てくる和歌方華なる人物 □ 心居士及石工の岩長八兵衛、中村長右衛門についてはなし得る限りの努力をもって調査を続ける必要がある。或は墓誌名の調査に於て追求し得る可能性なしとしない。

第七区―二立像の西側岩壁一帯

この地域は「在家菩薩」「妙有大姉」の両像の磨崖台地の続きであり川に沿うて西側に面している。

(1) 屋根遺構（自然石舞台） 棚状の台地をもった岩崖に角形の溝を斜に長く掘りこんでおり、その先端下には円形の掘

りこみが見られる。さらにその下方には棚状の方形のかなり深い掘りこみも造られているものである。岩壁にはな



俊大岩右妙

んらの造像の跡も見られず岩壁が別離された感もあるのであるいは磨崖仏が破壊されたものかとも考えられるがその様な考えをもつにしてもいささか躊躇せざるを得ないほどなんらの痕跡も見られないものである。伝承の中に涅槃の像（釈迦の横臥したるもの）があつたといわれるのであるいはと考えて調査をしたが、ここではそのあとを見ることは出来ない。そしてこの前には大岩盤が自然のまま石舞台をつくっているのが注目される。

(2)宝剣 磨崖屋根跡の遺構の北隣りの岩崖に彫刻されたものである。たてに刻まれている刃の先端を上にして縦に刻まれている。その下に次の文字が見られる「仏塵揆箒、拭不浄紙」とある。

「三国名勝図会」卷之二十五
薩摩国河辺郡の内 川辺

忠徳山洞岳院宝福寺

地頭館より丑寅方、二里十七丁

清水村熊嶽の八分にあり、市来曹洞宗金鐘寺末にして、本尊釈迦如来、開山覚卍字堂禪師、由来記等を按ずるに、禪師は薩州日置郡伊集院邑久木崎氏の人にて、母懷妊の時胸に卍字の相を現す、因て名とせり、其の生るるや祥雲

空を覆ひ、郷人これを異とす、幼より英敏にして凡ならず京都南禪寺の椿庭長老に投し、從学すること二拾余年深く禪源を究め普く藏經を閲し慧業日に新たに声華日に起る、長老甚たこれを器とす、長老嘗て禪師に命して□巖を講せしむ訶弁樞発理義精確聰もの悦服せざるはなく衆これを称して義虎といふ、其後本藩に帰り伊集院邑谷口村に破鞋庵を結ひ、又樋脇邑市比野村に到て庵を営み禪定を修す、既にして賀州に赴き法を竹窓和尚に問ふて其印可を受く年己に五十八辞して本藩に帰り谷山邑烏帽子岳に登り茅を縛して居たりしに毎夜海浜漁火の見ゆるを厭ひ猶世塵に遠からずとし衣を払ふて此山中に入り熊獄に於て頭陀を行ひ昼夜石上に兀坐して寒暑を避けず草衣木食すること三年時に獵者藤田某偶其所にいたりて怪て其名を問ひ大いに苦行を感じ為に庵を結て住せしむ即ち今の宝福寺にして実に応永三十年十月廿一日なり、かくて其地險隘衆を容れるに堪ず其徒議して他に徒さんとす、禪師山神に地を乞ふ其山一時に震動し陥て平地となる。是に於て山を出ざること十六年永享九年九月七日年八十一にして奄然として寂す、当寺初じめ坐禪石の西谿(今の寺より西南の方
一丁半許り)にありしを六世の住持雲岳和尚再興して今の地に移す、梅岳君当寺七世南室和尚に帰依し給ひ屢登山あり為めに国人勸化の事を許さる、これより先、大岳公の時命して勸化ありしといへり、寛永廿一年客殿廢す官命あり旧例により国人の勸化をなさしめ給ひ重興す、およそ当山に登るときは一里許りの嶮路谿流に沿ふて至る、俗に山の寺と云、由緒名勝の地多し、葷酒名門に入ることを許さず女人禁制の靈山なり、当初は加州曹洞宗瑞川寺の末なりしに本寺廢するに及んで金鐘寺末となる、寺祿五拾九石余本朝高僧伝に覺世禪師の伝あり。

3 清泉寺跡調査

一、場所。谷山市下福元町草野部落「通称大和サア」

二、調査期日。昭和三十八年十二月二十五日〜昭和三十九年一月六日

三、調査者。谷山市誌編纂委員。築地健吉、安田敬蔵、河野治雄、木原三郎

県立指宿高等学校郷土研究部員。中山幸雄、東中川一弥、佐々木智寛、広森康弘、今吉慎太郎、小園政弘

四、調査の目的。清泉寺に古くから残る各種磨崖仏、諸石塔、寺跡遺構などを調査することによってその由緒構成などを解明し、あわせて谷山市誌編纂のための資料を得るためである。

五、調査の内容と結果。清泉寺は若干の文献によれば、その歴史は遠く日羅上人に発し由緒あるものとされ、また、通称「大和サア」と呼ばれて近世以来多くの人々の信仰を集めてきた所とされている。現地に残存せる岩壁の諸種の磨崖仏像各種石塔板碑等の磨崖彫刻や埋没放置せられている供養塔等は、それを物語るものと考えられる。しかるに現存する諸遺物に関する調査研究の確実なる記録はなく、今日ではわずかに伝承にしかその由来は知られていない。しかも、長年月を経た遺物もその管理が十分でなく、加えて人工的な自然変更が激しくなつてゆく現既に往昔の面影は消え去つたものも多く、今もなお消滅しつつある。その上、伝承者の多くは年と共に次第に減少し記憶が薄れてゆくためにその伝承は不確実となる。遺物の消滅伝承の不確実性は遂にその本来の姿を絶滅せしめることは疑うべくもないことである。したがって、調査は現存するものの確証口碑伝承の収集新しい事実の発見に向かつて努力を集中した。その結果次の諸事実を得た。

前掲「清泉寺跡遺蹟」の稿もこの調査によって確実性を加えたものであることを付記する。

(一)新しく発見せる事実

イ 第一区

1 五輪塔五連磨崖

これは3の無縫塔五輪塔磨崖彫刻の斜下の岩崖に発見したものである。菌田氏（ここの山林所有者）の話では水路のすぐ上に三連程の彫刻のあった記憶があるという事で調査をはじめたのであるが指摘された場所では何の発見も出来ずさらに岩崖の面をくまなく雑木を払って調査したところ雑木の根の下に相輪の一部があらわれてその追求の結果新しい磨崖彫刻を発見したものである。

この五輪塔は上部の宝珠（如意珠形）に九輪形を型どり、その上方と下方に蓮弁の変化をもつて付加したものである。笠から下は五輪形をそのまま形どつたものである。ただ円の下の方形は線彫となつている。清泉寺の五輪塔にはほかにもこの例はある。また岩崖に向かつて左端（南側）の五輪は曲折しているのは地形からやむを得なかつたものと考えられる。次に中央の五輪塔の相輪塔の相輪の左有にあざやかな月輪を刻んでいるのも特徴であるが月輪は陰刻である。これと同じ五輪塔の彫刻は板石に二連刻んだものが二区にあつたがこの月輪は陽刻であつた。五連の陽刻磨崖の五輪塔はいずれも大きさは六十五センチ前後の高さをもち一基の幅が大体二十三センチ前後であつた。そのうち宝珠から九輪を含めて笠の上部まではおよそ二十五センチの長さである。蓮弁は抽象化されており中央に細長く半円を彫りその両脇に四分の一の円で孤状に二重に彫刻をしたものである。清泉寺においてはただ一つの例として発見された見事なものである。

口 第二区

1 五輪塔二連磨崖

13 無縫塔磨崖下に発見、この五輪塔もかなりの特徴をもっている。方形に岩壁をきりその中に並彫されているが頭部は破損して明らかでないが相輪を型どったものかと考えられる。笠部火輪と円部水輪がひどく偏平になっているが目立っており円部水輪は方形に近い円形にさえなっている。

2 相輪をもつ五輪塔並通四連磨崖

14 の無縫塔磨崖の脇に発見された。この磨崖は相輪の一部が露出していたが全体は不明であった。さらにその横に五輪塔二基が並彫されていたのは新しい発見であった。相異なるものを二基ずつ四連並彫したのも目立ったが五輪塔磨崖の半月の下に二条の線が刻まれていたのも目立つものであった。

3 五輪塔三連磨崖

19 四連磨崖の左側にやや低い位置で発見された。丁度13の二連磨崖と隣り合わせであるが岩崖がここで鋭く曲折しているので四連磨崖と同一の面となっている。

4 五輪塔数基

19、20の磨崖五輪塔の前にたてられている。これはその組み合わせがまちまちであって後世埋没したかあるいはその場所から移したかは明らかでない。形式はいずれも同じものと判断した。

5 五輪塔集積群下の岩盤に刻まれた三段の石段

20 五輪塔が數十基も一ヶ所に集中して安置されていた区域の入口附近は岩盤が残っており、そこに直接刻みこんだ石段であり五輪塔はその石段の前に並列されていた。石段は土砂で埋没しその上にさらに五輪塔など積み重ねられていたため不明であったものである。

6 北東岩壁下に埋没した大小三箇の五輪塔

前掲区域にある15、16の石輪塔磨崖の下に埋没していた。うち一つは通称山川石で作られたものであって之は空風火水地の各輪がバラバラであった。あとの二つはさらにその下にあつたものでかなり深く埋没していた。この場所では下に岩盤は見つからず赤土であり、この二つの五輪塔は共に安置された原型のままではないかと考えられた。しかし一つは如意珠形と半月がなく三角（火輪）円（水輪）方形（地輪）で他の一つは円と方だけしかなかった。一つの大きさは（三角、円、方）高さが六十一センチ前後で、他のものは（円と方だけのもの）最も大きくこの二だけで高さが五十センチを越えるものであつた。石質も青味がかった石である。

7 石柱一本

これは第二区B地域の寺跡より発見した「奉寄進平為当」「寛政十二庚申六月吉祥日」と日付があるところから既存の寄進石柱と一対をなすものであることが確認された。

8 同寺跡埋没の石柱二本

寺跡東側の木の根の下に埋没していた円石柱二本を発見した。これは一対であつたかは不明であるが一本のものは「奉寄進日高仁兵衛為将、安永八己刻八月吉日」等の文字が見え、他の一本には「奉寄進御直前、和田浜五郎、

宝曆四甲戌六月六日、古屋敷二才中」等の文字が見える。いずれも大きさは直径二十四センチ長さ五十七センチの大きさで、一方には凸起があつて台石にはめこむようになっていた。又その台らしいものが一個出土したが直径三十一センチの円石に四方に足をつけたものである。

9 鬼瓦（石製）

旧参道脇の藪やぶの中に捨て置かれたものである。中央に円いくぼみをつくつて四つの花弁をもつた紋を十字のように浮彫りにしてある。

10 「天和サア」入口の旧石段

本堂石段の両端に草木におおわれて不明だったが幅二メートル位の三段の石段である。大小の切石をはめこんで造つたものである。

11 石段横水路岩盤に刻まれた小階段

ハ 第五区

洞窟遺跡内より弥生式土師器やよい はじ、祝部土器等の破片多数発見される。洞窟の状態は落盤や土砂流入等で相当埋沈しておりその下の方に土器破片が発見された。深さが五十センチくらいから土器破片が出はじめて八十センチくらいまでも出土しているが小破片でまとまったものはない。ただ皿型の土師器が一つの原型に復しうるものがあつたのみである。土器はその他に弥生末期らしいものも見られるし祝部土器も見られるので时期的にはかなり下つていのではないかと思われるが古墳時代のものかそれより以後のものであろう。洞窟の大きさは間口二メートル五十七セ

ンチく八十センチほど奥行がおよそ三メートル五十センチほど入口の高さは丁度三角状をなし中央の高い所が二メートル五十センチほどのものである。内部はかなりの落盤のために不整形である。また埋まっているため内部は腰をかかめないと入れないほどであった。幅も奥にゆくほど狭くなっている。この洞窟は前述のように住民たちは「バクチ穴」と呼んでいるがそれは、このところにそうした類の行為があるかと考えられるもので出土した遺物から考察するに多分に原始時代の洞窟遺跡と考えてよいものであろう。住居地として使用されたか否かについては今後の調査を待つ以外にはない。また、宗教上の関係について不明である。ただこの清泉寺の周辺には繩文じょうもんから弥生にかけての遺跡が多いのでむしろそれらとの関係において研究されるべきものではないかと考えられる。

二 第七区

屋根遺構の前の岩盤に刻まれた数段の小さな石段

この石段は足場としてつくられたくらい粗末なもので五段程になっており川原のところから上るようになっておると見えるし屋根遺構のある石舞台の端の方に刻まれている。

ホ その他

1 第二区A地域より出土した瓦及び磁器類等の破片

○瓦については竹之内与之助氏の話では明治三十二年の大風で寺が倒れた時に捨てた瓦ではあるまいかとのことであつた。この瓦によつて寺の年代を考察することには疑問がある。まず倒れた寺堂が明治二年の廃仏毀釈の時に破壊されなかつた寺堂なのかどうか、また、もしその時破壊されたとしたら明治三十二年までの間のいつの年に再興

されたのかどうかはつきりしていないからである。これらは今後のきき書き調査が出来れば文献で立証する以外にはないだろうが困難なことだと考えられる。したがって、もし瓦がその時に使用されていたとしたらその瓦は後世のものだからである。

竹之内与之助氏の伝承では、明治二年の廃仏毀釈の折りに寺が破壊されなかったというのは伝承の誤りであろう。事実八尺七寸の阿弥陀如来本尊すらその顔面部をうちくだかれていたからである。しかし、なお今後の研究を必要とする。

○磁器類については寺で使用したらしいものやあるいは参詣の人々が供奉したものなどである。皿、油壺、花瓶等の類である。⊕の紋様の入った薩摩焼きは寺で使用されたものの破片であると想像された。焼きそのものの系統からいえば次のようなものである。

木原三郎氏の報告によると陶磁器類には次のような種類がある様に考えられるが今後の研究によって確認する必要がある（なおこの種類の鑑定については陶工有山長太郎氏の指導を受けたと云うことであつた。）

陶器

- 1 上絵付三次花瓶破（十の紋付、御庭焼か）
- 2 緑釉胴流し花瓶破片（竜門司三彩）
- 3 染付線入筒花腕破片（十紋入、この紋には十字の中にさらに細線が入っている堅野焼）
- 4 抹茶碗破片（火計かと思われ^{ひばかり}る）これは確実ではないが、長太郎氏の鑑定も火計かと思えられるとのことである

火計とは材料の粘土と釉薬は朝鮮から持つてきて日本において窯かまの中に入れ火だけを入れたものだといわれる。もし仮りにそうだとすればその年代はおそらく慶長年間のことであり今から三百五十年ほど以前にさかのぼり得る古さを示すものである。

- 5 香爐片 之は下化粧の支那陶器かと考えられる。
- 6 宋胡録花瓶口片苗代川南京窯か。
- 7 花瓶破片 これは朝鮮系かと考えられる。
- 8 鮫肌茶香破片 竜門司焼か。
- 9 花瓶破片 堅野焼か。
- 10 飴釉茶碗片 竜門司焼
- 11 完全油壺 〃
- 12 小茶碗破片
- 13 花瓶破片 堅野焼
- 14 茶碗破片 竜門司焼
- 15 鉄砂紋茶碗破片 〃
- 16 三次茶瓶高台 堅野焼
- 17 油皿底部 元立院焼か。仮りにこれがそうだとすれば年代は元禄時代にまでさかのぼり得るであろう。

18 半胴破片 苗代川焼―黒物

磁器類

19 染付下底奉字入茶香 平佐焼か南京窯かのどちらかである。

20 染付どんぶり破片 支那系

21 染付茶碗破片 支那系か 朝鮮系？

22 青磁花立破片 中国製か。

23 卍巴水滴（布目入）

24 土瓶破片 窯

以上であるが、これらの確実なる鑑定とその年代の決定は今後の研究にまつ外はないとしても、かなり貴重なものがあることが理解出来よう。これらのものが大和守関係か清泉寺関係のものかはその判断はむつかしいが、大体近世におけるものであることはまちがいないが、清泉寺そのものを明らかにすべき越料がまだ十分でないことを心淋しく考えるのである。

2 文久二年如意山清泉寺と記した仕器箱の蓋板 この蓋板は一月五日調査の終り近くになって高野部落に住居する松元秋雄氏夫人松元ノブさんが持参されたものである。

3 「からかねの釜」この釜は馬込部落の加治屋栄蔵氏宅にあるもので、清泉寺で使用していたものを同氏の祖先が寺からもらい受けてきて保蔵されているものであるといわれる。

4 第一区寺壁の南側の「オカ」と呼ばれる藪林すく中の数基の五輪塔このオカは大田勝治氏宅の前にある、現在は藪林となつてはいるがよく観察するとなんらかの遺構らしい形をしているものである。この中に数基の五輪塔が放置されているのである。この五輪塔は高さがおよそ六十センチ前後のもので地輪水輪は低く感じられ火輪は背高く棟勾配は直線であつて古さを感じさせるものである。今までのうち清泉寺関係の五輪塔中最も古さを感じさせるものではないかと考えられる。

(4) 伝承資料として得たもの

イ 藪田友治氏談（土地所有者の一人向原現住）

1 第一区入口（寺壁の石橋から入った所）附近の岩に三連の五輪塔磨崖があつた記憶がある。手の届くような低い所にあつたということである。

2 第六区南側用水路附近に小さな石像が置いてあつた記しがある。

3 寺壁石橋から入つてすぐに鳥居のような建物があつた記憶がある。

ロ 竹之内与之助氏談（七十六才、祖父の弟は清泉寺の住職だつたとか。草野部落現住）

1 清泉寺本堂へ行く参道の所から直線の道であつた、阿弥陀仏像の前に行く道に今一つ石橋があつたはずである

2 その石橋の附近に堂があつたようである

3 清泉寺本堂は現在残されている広い石段の正面にあつた。

4 参道は今一つ第三区の磨崖仏の湧井の所から丘に沿うてあつた。

- 5 清泉寺は明治の初め（二年のことか）の廃仏毀釈の時にも残されていた。
- 6 本田某氏なるものが「大和守」暗殺者の一人として来たが「ドトン」墓の附近で反対に殺害された本田氏の墓は寛永元年より慶応二年迄十七人の名前を記した由緒墓があることを確認しているが、その由緒の碑文半分不明でその意味を知るは不十分である。
- 7 第七区（剣の彫刻）の大きな岩附近にまだ五輪塔磨崖があつたように思う。
- 8 仁王様の胴体は川の中にほり込まれているはずである。
- 9 坂之上に「ヒシリ仏」というのが残されている。「大和サア」の家来たちがここで主人のために戦つたところだと伝えられる（坂之上バス停留所）坂之上農協より南へおよそ一〇〇メートルほどの東側土堤上にしげみがありそこに三体の仏像が彫刻された板石碑が安置されているのを確認した。厚さが三十センチ、幅六十センチ、高さ七十センチほどの大きさで、面白いのは三体の像の頭の上の方の刻みが△（□の三つの異なつた形をしていることである。この意味については後日の研究にまきたい。）
- 10 清泉寺の最後の住職は私の祖父の弟の俗名竹之内助左衛門であり、明治十年ごろ死亡した。
- 11 清泉寺の関係の遺物は平川の藤浪氏のところにあつたが、明治三十二年の大風で家が倒されたため其後どうなつたか明らかでない。
- 12 平田某なる人が長い間大和サアの墓をみに来て墓守をされていた。陸軍の軍人であつた人らしい。また、平田芳枝なる重富の人とも関係がありはしないだろうか。

13 古老永野マングサ氏（九十才）が他のことにもくわしいかも知れない。（草野部落）

ハ 切手藤雄氏談（五区、七区の土地所有者、草野部落現住）

1 在家菩薩妙有大姉の両磨崖像と洞窟のある山の水路の端（洞窟の下）に小さな石仏像が一体たしかにあったことを知っている。現在は何もないが、ただその岩壁に文字を彫刻した跡が確認された。五字位で判明しないが「山〇〇〇」と二番目の山の字だけが明らかである。

ニ 上村次郎氏談（福平農協長、草野部落）

1 「剣」の刻んである付近の大岩のそばにはまだ岩壁に彫刻してあったように記憶する。この大岩は明らかに現存しており、何らかの意味を考えさせられるような存在であるが、この付近岩壁に磨崖が実在するか否かは未確認である。

2 同じこの付近のどのあたりにか仏像の寝た像があったように記憶する。

3 今の水源地の電力室付近には数十年前に骨粉会社があり水車が回転していた（このことは他の人も話された）この骨粉会社をつくる時この付近の山の岩石をかなり採取したということであった。一区入口の西側角のところ五区の家菩薩妙有大姉の両像の東側の岩崖は明らかに岩石を採取した跡であることを確認した。この場所はかなり昔時と事情を異にしたものようである。

4 清泉寺へ行く道は昭和27、28年ごろ出来たが、その時かなり多数の墓石や大きな石が出土した。大きな石は溝の橋にしたものもある。それらは現在石橋になっていたり、古い墓は二基程三区の湧水井戸のそばに現存する。

ホ 大田勝治氏談（草野部落）

1 草野の downstream にある障子川川口には古い地図には「草野港」と書いてあった記憶がある。

2 在家菩薩の西側屋根遺構の場所は僧侶の修行場ではなかったかと思う。私の父は（故大田実氏）よくそのような話を話してくれた記憶がある。

3 障子川の奥には梵字^{ぼん}を刻んだ岩壁があったと聞いている。

へ 加治屋栄蔵氏談（馬込部落）

1 大山積神社の下の岩壁には文字が彫ってある。これは同氏の案内にて神社下の岩壁に刻まれた文字を確認した「奉寄進「志加可ス寺」とある。奉寄進というのは理解出来るとしても、あとの文字の判読は全く出来かねる。

ト 森山正一氏談（向原部落） 1 障子川奥の「クマゴロドン」と呼ぶ淵の岩壁に「帆カケ船」のような絵が彫ってあるのを確かに見ている。その場所は高い、しかも切り立った崖で折れ曲った所であって、その崖面が海の方（東面）に向いている崖である。下からは高くて見えないので、上の山の方（古屋敷台地）から木を伝って降りてみた事がある。（これについては現地調査の結果障子川の流れが左岸の野屋敷台地（馬込部落台地）側から反対側（南側）の古屋敷台地の方に曲折した地点付近で、そこはちょうど古屋敷から川へ降りてくる旧道がある場所の西側であろうと確認した。そこは数十メートルの切り立った断崖であって、岩崖がL形に折れておりいかにも磨崖仏を刻むのにふさわしい場所である。しかし、下からながめてはほとんど何もし出すことはできず、上方からもよほどの施設を準備をしないことにはどうして危険を免れない場所であって実際には「帆かけ船」を確認するにはいたっていない。）

チ 某女談（馬込部落）

私は父（故人）が「ツンノフツ」の付近に仏像があったことを話しているのをよく聞いた。その場所はこの石切場の付近であったと記憶する。これについては同人からその場所に案内を受けたが、確認するに至らなかった。実際現在場所は石切場であり、またその付近の岩屋は雑木が繁茂する崖で簡単には調査できなかった。

リ 某老女談（馬込部落）

通りかかった老女（名前を聞き洩らした）から聞いたところ「ツンノフツ」の山には「人形」のようなものが彫ってあるということであった。この「ツンノフツ」の磨崖については多くの人たちが信じているにかかわらず、はつきりとその場所を理解している人が他にいるかも知れないが、こんどの調査では確認できなかった。

この障子川流域の異なる二種の磨崖に関する伝承は信頼性があるなしにせよ、また多くの問題点があるにせよ、早急に再調査確認する必要がある。なにぶんにも採石場や道路拡張等において周辺の岩崖がおしげもなく何の意味なしに無惨に破壊され永久に消滅する恐れなしとしないからである。

又 葛西孝次氏談（四十歳影原部落）

1 障子川の二小流が影原に分流する谷に「ボウズ谷」といわれる伝説的な溪谷がある。これについては大脇某女七十歳がよく知っている。（この溪谷にその場所を確認したが、大脇さんに会えなかった。）

ル 板原英雄氏談（市役所勤務経済課長）

1 五位野のバス停留所下の谷（障子川の上流）には洞窟があり明治十年の戦争に関係のある伝承がある。（之に

ついではその場所の確認はしていない。

ヲ 右の伝承について上村次郎助氏談

1 「ヤマンカントイ」の谷間に三、四個の仁王像の彫刻があるという。そのことについては松ヶ野部落の山崎文郎七十歳くらいが知っているのではないかと。

2 大田勝治氏から聞いたものに「スイガコツダケ」（三角山ともいう）にも清泉寺と同じような磨崖仏があるらしい。これについては板原勇雄氏がよく知っているのではないかとのことである。（以上二つの場所はいずれも場所が「山ん寺すなわち宝福寺」に行く途中の松ヶ野部落の付近らしいので、あるいは同一の場所であろうと考えられるが、確認はしていない。）

3 上村次郎氏の聞いた所では野頭の「風穴」という所があり、その付近の川の谷間にあるとのことであった。これは野頭在住の松下愛之助氏が知っておられようという。（これも未確認）

五、結論（今後の問題点）

以上の調査結果から、われわれは次のような事を考えにして問題にしようと思う。また問題点を持つ事で一応この結びとしたい。私たちは今度の調査で多くの収穫を得た。まず従来から清泉寺跡に残されていて一般に知られているものを確実に把握することができた。その中には意外に重要な問題を持っているものもあつたのに驚くと共に、調査の重要性を再認識させられた。例の、二区A地域においてはある意味を持っていたと考えられていた五輪塔の集積され併立されていた場所が一つの意味を持つのみならず、ここに清泉寺の歴史的意義の一端がうかがえそうな状態を

さえとらえることができたなどそのよい例であろう。また、さらに板石に併彫された五塔碑が多くの種類と形式をもっている事を確認したのも大きな収穫であった。しかし、反面期待していた紀年（年号）あるいは人名等がほとんどといって得られなかったことは調査の不足を感じないわけにはいかなかった。もちろんぜんぜんなかったわけではないが、じゅうぶんではなかったことは確かである。ことに磨崖仏関係の紀年を発見出来なかったことは今後の調査により多くの期待をかけさせるものであった。

次に、われわれは新しい事実を今度の調査において発見することができた。これはわれわれにとつて大きな喜びであり、同時に今後の調査に大きな期待をもたせるものである。ことに、今まで知られていなかった一区の五連並刻の五輪塔磨崖、また二区B地域に埋沈していた大きな五輪石塔、岩盤に刻まれた石段等しだいにふるい清泉寺の原形を少しずつではあるがよみがえらせてくれるものである。それにもまして大きな意味をもつものは、この調査を伝えきいて清泉寺遺物の一部をみずから寄せられた人々のあったことである。すでに伝承のところにも述べた如く、伝承提供に努力を惜しまれなかった人々とこれらの収穫こそはこの調査の最大のものであったろうと信ずる。

次に私たちは確実性のものであると不確実のものとを問わず、多くの人々の協力によって多大の伝承資料を得る事ができた。伝承のことについては、それぞれの所において若干の意見を加え、問題を提起して置いたが、これによつて私たちは、よりさらに多くの研究課題を与えられたわけである。しかも私たちが今まで考えていた以上の問題が横たわっていることがわかったわけである。調査はむしろ今始まったのだというべきかも知れない。たとえば私たちに「清泉寺とはいかなるものか」と問われて、果たして何と答えられるであろうか。なるほど私たちの今度

の調査からすれば「清泉寺には何と何がどのような形で存在しそして、それはどんなものである」とは知見した範圍では答えられよう。しかしさらに一步進んで「では一体それは如何なる由緒をもつか」と問われたらば一体何と答えられよう。三国名勝図会以外にといつてよいほど文献資料を欠くこの清泉寺であつてみれば、より多くの実証すべき文献や遺物を把握しない限り究明が困難である事はいうまでもない。それだけではない。存在する多くの石造遺物は一体何を意味するものかさえ未だ確実にはならないものも多い。層塔、無縫塔、五輪塔、並刻された板石五輪塔そのどれもがそれぞれの意味をもつ。それは一体何の目的のためなのか、一体どの時代のものなのか。文献や伝承を明確にする、それが調査である。そしてそこからわが清泉寺の眞の姿を理解する、その歴史のもつ意義を認識する、そこから清泉寺の尊さが美しさが新しく生まれるのではないだろうか。

清泉寺そのものと大和守久章「大和サア」とは混合されている。それを如何に実証するか。

板碑とは板石塔婆の事である。そしてそれは五輪塔を簡略化したものである。ところが、清泉寺には板石をもつて五輪塔を並刻したものが多く、これも果して板碑という事が出来るだろうか。しかもその形が異なるものが多い。一体我々はこれを何と名称すればよいのであろう。梶下ではこの様なものが何のために、いつのころ造られ始められたかを明らかにしたものを聞かない。長い間の歴史をもつといわれる清泉寺である。こうして供奉された石造遺物もまたその一つ一つにそれぞれの時代的特徴や目的即ち歴史的な意義をもっているであろう。それを明らかにする事は清泉寺の先人を愛し清泉寺に心から供奉した人々の心を今にもどすことであり、また清泉寺の姿をとらえることでもある。さすれば我々は今後の調査が如何に重要であり、また必要であるかをより一層強く感じるのである。

風雪は多くの遺物をいつとなしに消していく、人災は多くのものを失っていく、人の心の怠惰たいたはまた多くの先人の心を知らないうちに不帰のものとしてしまう。われわれが得た多くの伝承の中にもこのような事によつて不明確なものが多い。

例えば五区に石造の仏像が安置されていたのが既になく仁王像の胴部が川の中に堀りこまれたままであり、二区A地域は原型は埋没してその面影はなく、六区に於ける碑文の文字はしだいに摩滅を始め年号も不明であるがわずかな伝承と以前の調査でこれを確め得られる程であった。それにもまして清泉寺をもつとも由緒あり歴史性を明らかにすべき二区の建長三年亥の文字がしだいにその影を消していこうとしている事は清泉寺の歴史を抹消し去る事である。あるいは清泉寺周辺地区に於て重要視さるべき障子川上流の磨崖仏はその存在性を確実に伝承しながら一体どこに存在するのか如何なる姿をしているのか、どの様な意味をもつて伝えられて来ているのかもはやだれもその確実なる信賴すべき伝承を残す者はなく、不統一なる伝承のみが残っているにしか過ぎないのである。かくてはこの伝承もやがてはその影をひそめて空しさのみが残るであろう。清泉寺は遠く深山幽谷の川辺宝福寺につながる。本来清泉寺は宝福寺の末寺として創建されたものであるからである。宝福寺山寺を知る事はまた清泉寺を知ることである。故に宝福寺調査もその急務であることは言をまたない。

清泉寺阿弥陀本尊は日羅作と伝えられる。日羅は百済の人である。さすれば清泉寺の歴史は百済の人日羅にも思いをはせざるを得ない。文献と伝承と遺物並びに遺構の統一的論証、これが調査の目標である。たとえば本尊阿弥陀仏は日羅作と文献は伝える。日羅とは一体何人なのか果して日羅は本寺に足を停めたのか、存在する本尊が果して

そうなのか、偏見にとらわれず主観におちいらず広範囲の位置からこれを客観的に正視することこれが調査の条件である。

われわれはこんどの調査を通じて意外に多くの問題をとらえる事が出来た。その問題の若干をここに提起して今後この調査が速やかにそして確実に行われて郷土に存在する由緒ある清泉寺の姿がよりさらに明らかにされんことを望むものである。

終りにこの調査にあたり市当局をはじめ多くの人たちの心からなる協力と御激励に対して深く感謝の意を表すものである。

四 報国山隆国寺跡

所在 谷山市下福元町錫山東谷。地頭館より二里拾町程。

正建寺より掛持（谿山諸記）

正建寺は鹿児島市下荒田町に在り、本長山正建寺と称す。大正年間同寺の住職で当時京都本能寺勤務中の事円院師に依頼調査の結果は次の通りである。

- 一、宗派 本門法華宗
- 二、所属 京都中京区本能寺町本能寺、並に尼ヶ崎市別所本興寺
- 三、創立 天明年間（年度不詳）
- 四、廃寺 明治二年

五、本寺 正建寺

隆国寺跡の石碑 寺の跡は今田地になっている。石碑が二基あるがその一基に、六道四聖法界万靈（右側）□□
□蓮華経日蓮□（正面）干時寛政□□□八日建立（左側）現権本国駿品沙門立 敬白

安永四乙未□□□宗蓮院日休大徳（裏面）

右の石碑は磨滅して以上の文字が漸く判読された。

六、寺高 七反歩

七、施餓鬼並に御講。毎年七月十日施餓鬼、十二月十二日御講には山中総出で本寺正建寺よりも来錫があり、無縁亡者を弔ひ悟道に志したと。○慶応二年十月山中御取縮に際し隆国寺は一日御米五合が支給されることになって衰微がきざしてきた。

五 真宗本願寺派深機山妙行寺

所在地 谷山市塩屋町字大御堂三番地

由緒沿革 肥前国藤津郡能古見村（現在佐賀県鹿島市）「深機山妙行寺」第十二世住職井上仏命師明治廿一年浄土真宗本願寺派本山並に官庁の許可を得て薩摩国谿山郡谷山村字塩屋（現在谷山市和田塩屋）の地に御本尊を遷座移転し一字を建立、初代住職となる。

明治三十二年井上戈智師第二代住職に就任大正十二年現在の本堂並に庫裡を建立す。昭和三年井上博昭師第三代住

職に就任、昭和二十九年境内に幼稚園を開設、昭和三十八年納骨堂、昭和三十九年鐘樓を建立す。昭和四十年井上孝昭師第四代住職に就任現在に至る。

教義の大要 真宗本願寺派の教義は教行信証の四法を立て専ら仏号を聞信し念仏相續して大悲を念報し獲信の一念に撰取不捨の光益を蒙り現生には正定聚不退の位に住して国法を遵守し臣道を履踐し以て人生の要務を完うし当来には必ず浄土に往生して滅度を証し往還の二利を満足するに在り。

敷地面積 六、三九六平方メートル 建物面積 本堂五〇一平方メートル 庫裡 五〇四平方メートル 納骨堂 一一五平方メートル
鐘樓 二〇平方メートル 幼稚園 二二四平方メートル

一、住職略歴 昭和二十三年三月九州大学法文学部卒業昭和二十九年十二月浄土真宗本願寺派教師に任命さる昭和四十年四月本願寺派住職に任命さる

一、附属団体 妙行寺最勝講婦人会 妙行寺仏教青年会 妙行寺日曜学校 谷山幼稚園
一、門徒数一、五〇〇名。開徒総代は上村進、小原俊雄、上入来盛、入佐清之丞。

六 浄土真宗本願寺派明楽寺

所在地 谷山市山田町三、四五一番地

明楽寺記録 本寺には従来沿革誌財産備品等記録の見る可きものなきに依り昭和九年十月八日当時の総代等協議して本記録を編輯設備す。

沿革 従来紀州講（寺田善丞）並に十八日講（蕨野藤左衛門）ありてこれの講を以て説教所を明治十三年に建立し同十八年に至る。其間説教所布教師として別院より一カ年交替にて派遣せられたり其の氏名を挙げれば、山ノ内師、広橋慈右衛門師、横山辰雄師、諏訪師、高木湛竜師以上の五氏なりき。然るに明治十八年一月十四日を以て始めて明楽寺の寺号を認可せらる、同年三月一日日本山登録せらる。

大河内山西方院妙楽寺 （地頭館より亥方一里二十四丁許）

山田村の内大河内にあり本府時衆宗浄光明寺の末寺なり元來曹洞宗にて本府福昌寺末郡山田照寺末寺妙楽寺廢壞すること年ありけるを浄光明寺二十二世義秀、官に請ひて延享五辰年改宗して建立す。

阿弥陀堂 当寺内にあり繪像恵心僧都の所画といへり五月十六日諸所より踊りを興行す御田踊りと号す。棒或は鎌を以て庭上に舞踏す見物の貴賤老少群集す。

此の記録は依三國名勝図会七（目錄十九）

明治二年の廢仏毀釈の時妙楽寺破壞され寺院の材木等付近の民家の家屋の用材とさる明治九年仏法禁制の解かるるや（以下空白）

明楽寺住職 初代 高木湛竜師

山口県常楽寺の住職より明治十八年一月十四日就職明治卅一年三月十八日往生

第二代高木賢成師

大分県宇佐郡明治村石原大信の三男石原保氏湛竜師長女ミツエの婿養子として明治二十八年六月二十二日入籍、先

住往生と共に住職に就任昭和五年十月廿七日往生

第三代を継ぐ可き高木賢成師次男光義は竜谷大学在学中昭和七年一月廿八日死亡す。第二代住職高木賢成師死亡後は西南方村久志淳厚寺の住職兼広範雄師（高木賢成師の女婿）を兼務住職とし地徳法輪師を院代として就職中（以下記録なし）

追記 第三代住職 高木良雄師（現在住職）

一 建物。本堂建立は明治十三年十月一日起工翌十四年七月三十日竣工同年八月五日落成式を挙行せり。本堂総坪数百十四坪 奥行十二間
間口九間半

欄間の装飾は左記の諸氏の寄付に依り成立したものでなり。

中間猪之助、中間虎助、中間蔵助、大城戸源助、大城戸亀松、今村藤市、

付属家屋 明治十九年建立総坪数 二一坪 奥行六間
間口三・五間

離座敷 明治二十五年建立総坪数 六坪 奥行二間半
間口二間半

客殿 明治四十四年建立 総坪数二二坪半 奥行五間
間口四間半 備品（略す） 所有土地

宅地 五五七坪。田地 三反三畝七歩。畑地並びに原野一畝一歩

門信徒数 四〇〇戸

明楽寺総代。宮内善次、中間静次、上川三岳、清藤彦二

現住職の社会福祉方面役職保護司昭和二十三年以降現在に至る。

民生委員昭和二十五年以降現在に至る。

谷山市福祉協議会理事、谷山市衛生協会理事、谷山市心配事相談員、中山公民館審議員

所属団体 明楽寺仏教婦人会、同日曜学校、同保育所

寺門の仁王像、境内の南無阿弥陀仏の彫刻角鉢水、墓地の六道能化地藏王の造塔、右はいづれも勝れた文化財である。

七 真宗大谷派松雲寺

所在地 谷山市上福元町四五九七番地

沿革 松雲寺は京都市東本願寺を本山とする末寺で俗に背より町の寺と呼ばれている。明治十二年の頃より開教、十

六年五月谷山村松崎四、五九七番地に設教所を創設した。

明治四十二年七月本山より本尊阿弥陀如来（木仏一尺七寸阿弥陀の作）と親鸞聖人、聖徳太子、七高僧の御影に仏具一式が下附四十四年六月九日寺号を許され四十五年二月十七日松雲寺という寺の公称が県知事より許可となり大谷派本願寺の所有であった土地建物は松雲寺へ贈与された。そして、大正元年十月十五日鹿児島部下在勤布教師宮山法眼師初代住職に任命された。

本堂木造平屋建瓦葺三七坪。庫裡 同 二七坪五合。境内地面積 一反〇貳歩。

門徒数 三〇〇人 寺院設立当時の総代 猪俣重雄、松元武輔、階元宇右衛門。

大正十年四月六日特に許されて、明治天皇、大正天皇の御位牌を奉安した。大正十二年七月には本堂新築工事に着手し木造瓦葺宮殿造建坪延一七・三三坪、同三月三十一日落成遷仏の法要が営まれ二ケ年の歳月を経て完成した法眼師は平素より和歌、碁を好み昭和八年の勅題「朝の海」宮中歌会に詠進し、入選したが之を知らず昭和八年一月十一日往生を遂ぐ行年六十五歳であった。詠進歌が師の辞世となった。法名は、〈浄雲院釈法眼権大僧都〉

詠進歌 古里の山見えそめて嬉しくも 船酔いさめぬ朝なぎの海

法眼師には実子なく住職の没後八年昭和十六年八月廿七日附後継住職に命ぜられたのが宮山肅城師である。

昭和十八年八月廿二日住職肅城師は大東亜戦争に応召出征したので坊守富士子女史は住職出征後の寺を護るため京都本山にて女教師検定試験を受験合格して得度「入位」の教師資格を得て昭和十九年四月三日松雲寺住職代務者を命ぜられ寺の興隆に努めた。昭和二十年終戦、九月十七日全土を荒した枕崎台風の災害にあつて本堂は倒壊した。昭和二十二年十月シベリヤより復員した住職は、直に仮本堂の建築にかかり六ヶ月で二十八坪の仮本堂木造平屋建瓦葺一棟を建立した。それから、昭和二十六年十二月十二日東本願寺法主大谷光暢管長鹿児島へ災害御見舞のため下向の砌、当寺へ御巡錫慰問の教化を蒙り門信徒一同寺の復興に心を決す。時機至り昭和三十三年五月本堂新築に着工、鉄筋建築二階は鐘楼とし建坪七三・四坪同年十二月十四日落成遷仏法要を行う。

昭和三十七年十二月鉄筋二階建納骨堂(三〇坪)落成し、続いて昭和三十九年六月鉄筋二階建庫裡(二五坪)落成、今は凡て近代的な鉄筋建物となり昔日の面影はなく時代即応の寺と生れかわった。

現在の責任役員は福留太郎、総代は階元義謙 堂満暎次郎 内山清盛

門徒数は七〇〇戸である。境内地面積三六四坪六合二勺

三代住職候補者宮山哲城氏（二代住職肅城の長男）得度済、昭和三十八年三月八日本山宗務総長より許可済。

一、現任職略歴

宮山肅城師は大分県大野郡大野町田中法盛寺十九代住職清原護城師二男として明治四十四年一月五日生、

昭和八年三月 大谷大学卒業

昭和八年四月補律師、准学師

同十一年九月補布教使例一級

同十四年七月朝鮮総督府教師に任ぜらる同十六年六月松雲寺宮山家之養子となり清原姓を宮山に改む、同十六年八月廿七日松雲寺住職に任命

昭和十七年十一月司法省より司法保護委員を命ぜらる、同三十八年十一月全国保護司連盟表彰を受く。

昭和十八年八月応召入隊出征、同廿二年十月九日内地帰還、

昭和廿八年六月六日補権僧正

同卅一年十月谷山地区保護司会長を命ぜらる、

同年三月谷山市選挙管理委員を命ぜらる、

同卅八年一月右委員会会長を命ぜられ、同四十五年五月全国市区選挙管理委員会会長の表彰を受く。

同卅九年四月行政管理庁長官より行政相談委員を命ぜらる。

昭和四十一年三月真宗大谷派管長より布教使親授二級に補せらる。

一、坊守略歴

宮山富士子師、鹿児島県贈嶺郡松山町山元政彦二女として大正七年八月廿七日に生る、昭和十年三月県立末吉高等女学校卒業、昭和十八年十一月女教師検定合格得度入位、同十九年四月三日松雲寺住職代務者を命す。

八 東本願寺大谷派願生寺

所在地 谷山市平川町一五七八番地

沿革 現住職東晃永師の祖父東小八氏は篤信家で、藩政末期仏法禁制時代信者の中心人物として五位野地区一帯の信望をあつめていた。明治九年禁制が解かれると、いち早く同行五十余名を引き連れて東本願寺に入門した。その子盛行氏は父の後をうけて御番役を勤め、同行の信頼を得た。松雲寺の設立せられてからは寺の重要な会計係を永年勤めた。盛行氏はやがて門徒を結集して、現在地に大谷派の真宗教室を創建した。これが願生寺の前身である。現住晃永師はそのころ京都仏教大学にあつたが、卒業して昭和九年帰郷、やがて教室に勤めた。昭和十年十一月十一日入仏式法要を執行、昭和二十二年五月教室を解散し、同年五月五日大谷本山管長の承認ならびに鹿児島県知事の認可を得て願生寺が創立され、晃永師は初代住職に任命された。

本尊阿弥陀仏 この本尊は昭和二十八年二月二十七日兵庫県播州国揖保郡中井村徳正寺本尊を願生寺へ御移徒申し

た由緒仏である。

建物 本堂 五〇坪 庫裡 一八坪 附属建物 一〇坪 敷地面積 六〇〇坪

門信徒数 六〇〇戸 門徒総代福永勇吉、黒木美芳、松元勇吉

真宗大谷派教義の概要

本派の教義は教行信証の所判に則り専ら阿弥陀如来の本願力廻向の名号を聞信して平生業成の安心に住し現正定に聚の身と為り深く如来の撰講を喜び報謝の行業として仏名を称念し国法を遵守し人道を履践し当来には浄土の往生を遂げ滅度を証し往還の二利を満足するものとす。

重なる法要

釈迦如来御誕生会、花祭、春秋彼岸法要、報恩講法要、永代経法要、同朋会法要、

住職東晃永師（明治四〇年一月一五日生）

社会福祉方面の兼職

昭和十四年以来司法保護司を勤む、

同四十一年四月以降福平公民館長を勤む

同四十年六月一日社会福祉法人福平保育園（定員六〇名）理事長を勤めている

一 寺宝 釈迦涅槃像大幅色彩巻幅

愚禿善信御筆九字名号 巻幅

善導大師画像順阿湖南筆老幅

九 真宗興正寺派松林山淨圓寺

所在地 谷山市上福元町四八三〇番地

沿革 この寺は明治三十年ごろ真宗興正寺派谷山説教所として千頭知事ちがみの認可を受けて発足したもので、俗に「中の寺」と称した。この寺の発祥は、最初笠井師（興正寺派）が谷山に巡錫じゆんしやくされて、下松崎や中組、寺下の善男善女に多くの信者ができたことから始まっている。その場所は、下松崎の伊牟田甚兵衛の奥屋敷にあった建物で、笠井師は数年谷山に留って布教に従事された。それから間もなく原田了吟師が谷山に見えて、同じ場所で布教せられ、明治三十七年に谷山説教所担任として正式に拝命を受けた。すなわち、原田了吟師はここで谷山の興正寺の初代住職となったのである。

原田了吟師は香川県大川郡二本松の勝覚寺住職林圓教師を父として、明治九年二月六日勝覚寺において生まれた。十二歳にして仏門に入り、明治二十五年十七歳の時日向灘を経て鹿児島に来て、以来県下各寺院にあつて布教ならびに修道に従い、かたわら東洋大学の前身哲学館の講義によつて学び、時の井上圓了博士より掛軸一幅の褒賞を受けた。のち原田の姓を名乗り、年二十九の時谷山説教所の担任に任命されたのである。その後「中の寺」はいよいよ繁昌し、従来の寺ではせまくなつたので、了吟師は私財を投じて約二五〇坪の土地を購入し、およそ三十五坪の本堂と二十八坪の庫裡くらりを建てた。現在のものがそれである。

原田了吟師は初代住職として、このように真俗二諦の宗風をまもり、興正寺派宗門のために活動し、かたわら教育厚生、経済の方面にも力を尽くした。すなわち学校後援会役員として二十年間勤め、また経済更生委員、県方面委員なども長期間勤めたが、惜しくも昭和十四年春病をもとめ、同九月二日六十四歳をもって往生した。

了吟師没後長男秀教師が二代住職として継承したが昭和二十年死亡した。その後二男秀円師が法務をつぎ、昭和二十三年三月十二日宗教法人法の制定によつて寺号浄円名寺の称が認可され原田秀円師が住職に任命して今日に至つておる。

門信徒数四〇〇戸昭和四十年四月廿五日鉄筋三階建納骨堂（延七十二坪）完成し、慶讃法要を執行した。昭和四十一年十二月廿四日梵鐘打初式法要を執行、（梵鐘重さ二百八貫、鐘楼七坪。）門徒総代川田代 善之進、安田敬蔵（現在）

教義の概要 教行信証文類に願成就一実円満の真教真宗之也とあるに則り仏説無量寿経の本願成就文を、依憑とす即ち平生業成の安心を受得して称名報恩し仏号を聞信する信一念の時即得往生住不退転と定め殊に往還二種の本願力回向を仰信するを以て教義の大綱とす。

重なる法要 高祖忌 例月二十八日 太子会 二月二十二日 讚仏会 春秋二分七日間 中興上人忌例月

十二日 前住上人忌例月還化日 永代経法要、報国法要慶讃法要等

十 浄土宗菩提山来迎寺

所在地 谷山市上福元町四、九〇五番地

沿革 徳川幕府三百年間徳川侯の菩提寺として、浄土宗は將軍家の信仰帰依厚く、外護をこうむったものである。將軍家にならない全国の武将も深く信仰したので、土分の郎党もまたこの宗派に帰依した。参勤交代などで江戸に上り、いよいよ信仰を深くし、したがって士族の宗教として城下をふうびしていた。

倒幕と明治維新の廃仏毀釈により、谷山では一時寺をなくして寂しさを増し、ある者は他宗門に走り、浄土宗の寺院再興は夢にもみられなかった。

しかし能信の士は浄土宗の信仰忘れがたく、寺院の再興こそ祖先追孝の至情であり子孫繁栄の基礎であると、他宗門に入信した者も士族の同志相つどい、相語らい、ついに明治三十六年四月八日仏誕を記念して、谷山中央地区に浄土宗教会所を建て、法然聖人教義の念仏道場が実現したのである。この教会所が来迎寺の前身である。当時の發起人は竹之下友一、平山宗弟、宮内愛亮、伊地知季治、大脇為功、大脇為胖、田中雄衛、平山武衛、八色彦次郎の諸氏である。

本尊阿弥陀座像は宮内愛亮氏の護持仏として尊崇せられた木仏像を寄贈されたもので、他に類例を見ない作といわれ、美術的にも優秀で、かつ荘嚴なものである。

大東亜戦終戦後昭和二十三年宗教法人法が制定され、寺号公称が公認となり、菩提山来迎寺と改称し今日をなして

いる。

昭和三十三年六月二十日付近より出火した火災のため不幸にして類焼を被った。大正二年三月、四代住職中川察道上人によって新建された六間四面三十六坪の木造瓦葺本堂庫裡など全焼し、現在庫裡だけが再建されている。現住職森崎信厚師は、昭和三十一年十二月二十五日入山以来住持し第十世に当る。

歴代住職を列記すれば、初代伊藤上人、二代栗田上人、三代坂本上人、四代中川上人、五代山本上人、六代田島上人、七代志岐上人、八代田中上人、九代鶴永上人である。

現在総代 治之下実治、田中俊吉、折田利正、平山孝、平田宗治、立山蕃、三宅力の諸氏である。なお、森崎住職は現在鹿兒島、宮崎教区の寺格等級審査委員を拝命している。

教義の概要。浄土宗の教旨は教主釈迦牟尼仏の教に基き阿弥陀仏の本願を信じ、安心、起行、作業の方規により浄土往生を期するにあり。至誠心、深心、回向発願心の三心を安心とす。読誦、観察、礼拝、称名、讚歎供養の五種を起行とし、なかでも称名の一行を正定業、余を助業とす。恭敬修、無余修、無間修、長時修の四修を作業とし、安心起行を策励するものとす。

一 重なる法要 涅槃会 二月十五日 善導忌 三月十四日 春季彼岸会 春分日 宗祖降誕会 四月七日

灌仏会 四月八日 盂蘭盆会 八月十五日 秋季彼岸会 秋分日

十一 藥師堂

〔谿山諸記〕 上福元之内藥師堂

一 藥師堂 一字 格護人 山伏 是枝三力坊

地頭仮屋ヨリ子ノ方拾町程

木立像 高サ老尺余 由緒書左之通

一 金剛寺藥師如来 木像高サ老尺余 脇立日光月光并十二神 但仏体破損

一 堂作四敷三間三尺 茅葺 但往昔ハ四間四面之コケラ葺ト云々

〔右藥師如来ハ難波津ヨリ御下リ為被成之由候彼方ヨリ付添老人罷下リ金剛寺辺ニ号難波田門ト居付為申之由其門名今ニ御座候私先祖之是枝慶藏坊へ 竜伯様天鍵之法御伝受被遊之砌右之嫡子是枝淨学坊永野武藏坊彼兩人御相伴トシテ右之法伝受被仰付右於藥師堂、御伝受為申上之由其内右淨学坊嫡子ニ存之字ヲ御免許ニ而存良坊ト名ヲ被成下候其以後、竜伯様ヨリ為御代入峯存良坊へ被仰付左文字ノ御脇差一ツ法螺ノ御貝一ツ拝領仕峯中首尾能相勤罷下リ右拝領之二種損申候得共于今格護仕候且又上福元名之内小園門三村御寄進之由候得共誰様ヨリ御寄進ニ被遊候趣相知不申候彼金剛寺之儀ハ私先祖代々之菩提所ニテ御座候得ハ私領其内ニ立置申候其節先祖持高人町余内三町八和田名五町ハ上福元名彼内ヨリ藥師如来江為御仏餉供田修精田五段金剛寺へ相付候然ル処私ヨリ三代前之淨学坊代ヨリ漸々ト及逼迫候右之御仏餉供田モ難付置仕合ニ而茂御座候哉寺モ衰微致シ其時分之住持文芳藏司後住梅尾藏司

迄二而寺終り申候得ハ花香大方ニ罷成候代々之坊主之儀ニ御座候得ハ祖父存良坊代ヨリ明学坊ト申山伏ニ花香申付置候彼山伏終り三楽坊ト申山伏相勤申候彼人終り私弟是枝連昌坊ニ花香申付于今勤行申候彼人終り是枝慶存坊勤行申事ニ御座候

第三章 一向宗の信者

一 薩摩の一向宗禁制

真言宗あるいは禪宗の各宗各派の寺院は藩主の保護を受け、而も菩提寺として大に強大になったがこれらはあくまでも支配者の宗教であつて、真に庶民の宗教ではなかつた。封建社会の最下層に身をおく庶民階級のわれらの祖先は何を信仰しいかのような状態であつたらうか大きな問題である。ところで何としても薩藩特有の宗教政策として特筆しなければならぬことは一向宗を禁止したことである。

一向宗（浄土真宗）は平安時代中期に出た源信上人に始り法然上人を経て親鸞聖人により大成された平安末期の新興宗派であるが、薩藩に伝来したのは約四百年前蓮如上人の活動された応仁のころのようである。即ち史実に見えるのは豊臣秀吉が九州征伐を行った際、当時大友、竜造寺、日向の伊東等を完全に押えていた程の島津義弘が獅子島の一向宗徒によつて九州征伐の秀吉に内通せられたため薩摩の天然の要害も用をなさず容易に敗退したこと、次に高崎城下の一向一揆、永禄九年八月八日高崎城下の三庄内で真幸院主北原又八郎を頭に一向宗徒を今む三百人が焼死して

いる事件、これに関連して前に高崎城家老であった伊集院幸侃が藩主家久の怒にふれて殺されたが、彼は一向宗信者であったこと、又彼は本願寺の内命をうけて秀吉の征薩軍に協力したこと、更に福昌寺初代住職の石屋真梁禪師が南北朝時代功労がありその賞として後小松天皇より一向宗禁止の許可をうけたことなどが禁止の主な理由としてあげられるが、これだけの理由で長い間の徹底的な弾圧を加えなければならなかった理由とは認めがたいのである。

しかしこれらの史実より推察して庶民階級の中にはこれより以前に海路または陸路により薩隅の奥深くまで一向宗は浸透していたものと考えられる。天正十三年（一五八五）義弘が藩内一向宗信徒に宗旨替を命じたり、同じく義弘が朝鮮出陣の折慶長二年（一五九六）二月二十二日川内太平寺で認めた禁制の布告「一向宗のこと祖先以来御禁制の儀に候条宗体に成候者曲事たるべきこと」などにより明らかである。このような布告をしなければならなかった背景を重要視しなければならぬ。秀吉以前より一向宗の本願寺教団は全国的に勢力が強く、信長は勿論秀吉でも一向宗にはほとほと持てあましていたのである。百姓は富ましてはならぬさりとて餓死させてはならぬ、ただ生かして働らかしておくことが取りもおさず御慈悲であるといった封建社会の中に庄迫をうけ、只働らくばかりで何等の精神的慰安を与えられなかった農民たちにとって、この一向宗の出現は早天の慈雨にも等しい福音であったろう。従って他藩に於ては一向宗は早くより庶民に浸透し、その法味を愛樂していたであらうに、薩藩に於てはなにゆえに四百年もの長い期間禁止せられなければならなかったか、前述したような理由が長い間あの徹底的な弾圧を加えなければならぬ程の禁止の理由とは到底認めがたい。

即ち禁制の究極の目的と理由は、薩藩に於ては古くより忠孝の道を守り、男尊女卑長幼の序の道徳観念、厳格な家

父長制等に見られるような、他藩よりも強い窮屈な封建制度の組織や秩序を美風とし又伝統としてきた。その伝統美風をもちつづけたというのが薩藩の政策ではなかつたらうか。しかるに開放的で庶民的な一向宗は、支配者にとつては到底堪え難いものであり、また藩内の殆んどを占める農民が本山を中心として強固な団結力をもつ一向宗を信仰することは、藩の支配体制ひいては封建制度までも破壊しかねないものがあり、また支配者にとつては初代忠久公以来先祖代々信仰してきた既成宗教の真言宗や臨濟宗系と一向宗との対立、ひいては藩と農民との対立、今後の育成保護等の関係もあつて禁止したものであらうと考えられる。

尚また庶民にとつての一向宗は一文不知の無学の者でも悪人であらうと女人であらうと誰でも信仰すれば救われ得る平易な宗派である。しかるに真言天台禪などの既成寺院の宗教は何程支配者が強制し卒先崇拜しても、彼等にとつては与り知らぬ手の届かぬものであつたらう。そのため働らくことばかり強制せられ、何等の夢も希望もない現世の苦悩の逃避を一向宗に求めたのであらう。そうすることによつて封建制度並びに圧制に対する彼等のささやかなレジスタンスの意味もその心底にあつたのではなからうか。即ち全国及び藩内諸処に発生した一向一揆の事実などこの辺にもまた禁制の理由が認められると考えられる。

さて藩においては一向宗を徹底的に禁止したのであるが信仰の問題は容易に改め得るものではない。藩主としては度々の禁止の布告を出したり、宗旨替えを命じたり宗体奉行（後に宗門改係）を藩内諸所において、彼等の信仰を取締つたのであるが、彼等それに屈したのではない密かに如来様を信仰し附近部落の徒が集つて法味を愛樂したのである。風雨夜陰をえらび法筵を僻躑山地に設けて布教に専念した。事露われて流血の刑に処せられる者も出たが、大衆

の信仰には却ってこれが火に油を注ぐ程度の影響にすぎなかった。大体この取締りは藩の定めた宗門法によって宗門改係が行ったのであるが、信仰の事実が発覚した場合は次の四つの刑が課せられたようである。一斬首或は絞り首、二孤島流刑、三宗旨替、四仏典焼却である。

彼等の信仰の状態方法はどうかといえばまず本尊（名号或は仏像）及び經典を多くは里離れた山奥の洞窟の中や或は自宅の柱をくりぬいてその中や屋根裏や床下などにかくして密かに礼拝し或は法座を開いた。海岸地方の者は舟に乗り海上で念仏読経して信仰をつづけた。洞窟の中で集団の場合等は番人を辻々にたてて役人を見つけたら速報するよう幾重にも張番をたてた。闇夜や嵐の晩などは特に洞窟の集會が催されたのである。谷山の洞窟は十幾箇所昔の名ごりをとどめている。取締りの手札改などのことは名越高朗日記にもしばしば見えているがこれは文久ごろのことと特別のことはなかった。（田中徳昭著「西方寺様」参考）

二 一向宗信者の法難

大正十四年九月真宗開教五十年記念法要追悼殉教者の靈前に捧ぐるといふ立て前で、鹿兒島本派本願寺別院の布教師佐々木教正氏は「殉教秘話血は輝く」といふ著書を發行した。この書の中には教多き信者たちが禁制をおかして信仰に生きたため、捕えられて拷問の責め苦しに逢いあるいはかたわらになつて後半生を不遇に暮らしあるいは極刑に処せられて憤死するなど、殉教の秘話で埋められている。船問屋貿易業を営んで巨万の富を得、信心に厚く慈悲心の深い親孝行者で評判を高くした是枝千亀は藩庁の耳に達し御褒美も受けた。薩摩半島中部にひろがった細布講では生き

仏のように尊敬せられて仏の道に精進した千亀にもついに法難がふりかかってきた。いま佐々木氏の著書の千亀法難の部分をもま記すことにする。「責苦と戦う可弱き女性、されど強し」千亀がお上かみから表彰されたと伝えられた時、信者の人々は何人より先に集つてそのめでたい事を祝した、そして次から次へと人々が集まる時、役人の目は鋭く千亀の上に光りだした、明治三年の八月に常吉喜作つねよしの手によつてついに谷山の役所に引かれる事となり、かくされてあつた御本尊は遠くの親族に預けてしまふ、明治二年の頃よりの廃仏毀釈せきやくの法難にあわれた福昌寺の観音像（千亀があるつてにより貰い受けて信仰していた）を自宅に安置していたが、それを馬屋の地を掘つて埋める等一方ならぬ混雑をひき起した、かくて会所けしよに引かれた千亀は用捨なく責められるのであつたが、いかに責められても仏様さえ御無事であれば身は八裂やっばきにされてもと、かねてから思いつめていたこととて、一言の白状もせぬのであつた、それだけ責は強くなるわけである、この間差入れをつづけて日夜に心を慰めたのは娘ツルゲサである。

この頃ツルゲサは坂之上さかの上に嫁いですでに身重になつていたが、母の苦勞をしので日々に通うて差入れをするのであつた、一日ツルゲサが母を訪れるために、永田川の下流に架かつた二厘橋いっちやばし（二厘出して渡るのでかく呼ぶ）に差しかかつた時、どこに居たのか目証めあかしの常吉喜作がよびとめた、どこへ行くのか、母にあいに行きます、うん美にお前の母は不屈な者だ、御上から御褒美までちようだいしながら、御禁制の一向宗を信仰するなど御上に対して申し訳もない大胆者である、御前ら子供や夫に対しても不都合を致すという者である、と言つたことがあるが、不思議なものでこれが縁となつて、ツルゲサは母を訪れるについての便宜を与えられて、自由に面会をすることができるようになつた、そこでここからは主としてツルゲサが差入れに行くことになつた。

「お母様かみどうぞ御辛抱しんぼうしてくださいませ、今度だけはどんな事があつても、よけいな心を起さず御無事にされ帰つてくださつたら一重の暈たまかにはおかないと御父様おとうさまからも御伝言おんでんごんでありました、どうぞね」「眞実まことにすみません私のことかやお前や御父様にまで心配をかけさせましてね、どうか許してくださいだされや、他の事ではないのだから辛抱してぜひ帰らねばならぬと思つています、だがねこれを見ておくれ」と出す扱あつかたれた痕あとは一面に青黒くはれあがつている上所々に赤くはれあがつた鞭むちのあとが生々しくついている、「私はこうして毎日責められるのだが仏様のことを思えばこれ程のことはと思つて堪え忍びます、今日もね拜んだことがないというなら拜んだ者を知っているであらうから、およそでよいからその名を言えは許すとおっしゃつて、丸裸身まるはだかにされて割木責を受けましたぞ、この膝ひざの上の傷もその時の重石の跡なのだ」と物語る悲しい母のみじめき、ワーツとツルゲサは泣き伏した、白状をすれば許される、けれども御本尊を取上げられねばならぬ、何で白状ができよう、彼女はあくまで責めとたたつた。

それから何日かたつて、責められる者よりも責める者が疲れきつたか、彼女は鹿兒島の呉服町の会所に送られた、ここにおいて新たに責を加えられることとなつた。鉄石ならぬ可弱いじき女の身、何ぞこの上たえられよう、三日目の時極度に責められてついに死を決した、そして会所の便所に入つて縊死いじをとげようとする時、役所の内から不思議や鈴の音が「チーン」、「おおあれは仏様の鈴の音だ、そうだ仏様のお告げだ、私はいま死ぬる時ではなかつた、今一度家に帰らねばならないのだ」彼女の心には電気に打たれたようにふるいたてとの仏のささやきを聞いた、彼女は死からよみがえつて責められる苦痛も、ただ仏様の御慈悲によつて救われることができただけでも家には夫もあれば子もある、ことにツルゲサは妊娠をしてはや出産の日も近づいてこのころは顔を見せることも出来なくなつていた、そこ

で止むなくツルゲサの兄が代わつて母を訪れていた、一日ツルゲサの兄が訪れて帰る時千亀は名こり惜しげに、「もう帰るのかい、毎度御苦労だがツルゲサに柿を買つて帰つて下され、あれも臨月でなにかと食べたいであらうから……」と言つた、その子を思う心はさすがに哀れであつた。

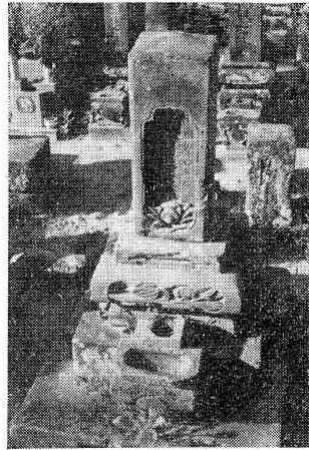
「夫源左衛門の助命を願う」 幾数十日かの責めにますます疲れ切つた身は白状せぬとあつて、その年の十一月の頃、ふたたびもとの谷山の牢屋ろうごに送りかえされ、さらに増す責を受けていた、このころツルゲサは安産をして身も回復していたから、取りあえず母を訪れると千亀は非常に心配げなおももちで迎えて「困つたことになりましたついに御とう様まで引き出される事になつたのですが、皆私ひとりでしたことだからお前のお父様は何も知つてはおられないことでもあります、それにお父様が引き出されなかつては私はもはや生きてはおられない、もうここまでだと思つが、なるかならないか高麗町の橋の筋の上の相良様と上野様と菊池様のところに行つて、お父様を助けてくださいませと願つてきてください、あの方は私が御褒美いただを戴く時からよく知つていらつしやる方々だからね」「ええお母様だいじょうぶ願つてきますどうぞ待つていてくださいませ」と別れを告げてもと来た道の一厘橋にさしかかつた時、向こうからうつむきがちにくる者がある、ふと見るとそれはツルゲサの父である「お父様」「どこへ行つていた、子どもが泣いているよ」「お母様のところえ」「そうか私も会所へ呼び出されて行くところだからみな仲よくして仏様のお慈悲を喜んでくれ……」「エーお父様が……」こうまで早からうとは思わなかつた、「お父様それではすぐ私がお願いしてきますから」ツルゲサは俣またに乗つてまづ相良家を訪れた、「よろしい、それから上野殿へ行け……早く行け」と励まされて上野家を訪れると「父が出たか、残念であつたであらう、当方こちらから谷山の会所に使を出して置く」と同

情あることばをうけ、さらに菊池家を訪れると「万事は意中にある、子どもが待っているから早く帰れ」何というあたたかいことばであらうツルゲサが家に帰りついたのは夕方であったが、この時会所に引かれた父はすでにゆるされて帰りお湯にはいつていた、「お父様今でしたそしてお母様は……」「ツルゲサ御苦労だったおかげで私も助かったが母も今日きょうは許されてやがて止って来ますぞ」それを聞くツルゲサは躍りあがって喜んだ、その時ふと向こうを見ると、母の千亀は戸板に乘せられて帰ってくるのであった、「お母様」おお「ツルゲサ……」一家の喜びはたとえようもなかった。

「許された喜びと来たる悲しみ」その夜のことであった、次の間にやすんでいたツルゲサがふと目をさますと母の千亀が何かしきりに話をしている、そこで病気ではないかと訪れると千亀はすやすやと眠っているのであったから起して聞いてみると「今ね十七八歳の御出家が来られましたな、申されるには「私は仏様のお使いできたのだがお前はよくも長い間つらい責めに堪え忍んでくれた、私はなにとぞ堪え忍ぶようにと守っていたのだが、そのかいがあつて実にうれしく思うぞ」と申されましたな、私はもううれしくてうれしくてなりませぬので思わずそのうれしさが声に出たのでしょうか」と言った。その母の打たれた跡はしだいによくなったが夫源左衛門の打たれた跡はしだいに痛み出した、それは彼が打たれる時痛さのために身を横に転じてかえって胴体を打たれたためである。幸にもウキリスという名医がその頃東京から通訳をつれて来たのでさっそく診みてもらうと、ウキリスは首をかしげて「これは打った痛みからきているのであるが、落ちたのか蹴けられたのか、打たれたのか……」「ハイ仏様を拜んで打たれたのです」「何で打ったのか」「棒で打られました」「棒には柔かい布でも巻いて打ったのか」「棒のままです」「そのような無法

があらうか？信仰は自由であるではないか、それにそのようにして叩くなど実に無法な事である、しかしだめですとでもこれでは助からぬ」とウキリスに捨てられた、源左衛門の病はしだいに悪化して翌年の二月十八日に、千亀の温い介抱の微不至なくひそかに念仏の息を引取った、後に残る千亀も明治十一年に屋久島において往生した、法名は釈尼

妙善。



千 亀 墓

坂之上の内人大久市左衛門通称熊市も、千亀に劣らぬ責苦の法難に逢った人である。谷山にはその他数多く法難にあつて刑死した者や自殺した者も数人いたが、千亀と熊市は平素有名人であつたため、法難のこともこの外著名であつた。熊市は絵が上手なため万一の場合を考え本尊の似せ絵を作つていた。捕えられて谷山の牢屋で拷問にあつたが信者であることを白伏しなかつた。役人が本尊をとりあげて責め

たてたがにせの本尊だから熊市は別に驚きも悲しみもせず、平気で白をきつた。谷山で手に負えないので郡元の牢屋に送られた。これは明治三年のことで、千亀と同じ頃である。熊市は六十歳になつていた。郡元でも拷問責めであつた。「芸は身を助く」不思議なことに取調の役人に絵心があつたのか、熊市の絵の上手なのに心を引かれ、漸次拷問もゆるめ、うやむやのうちに無非放免になつた。熊市は妙好人として余生を安楽にくらし、明治十七年七十三歳で他界した。熊市の嫡系曾孫国義、英吉、英治、貞造、義雄の兄弟五人は曾祖父の魂をうけついで真宗信者のくらしをしている。なお熊市翁の書写したものは、

熊市翁の絵画遺品

- 一、頼光大江山鬼退治繪巻物淡彩巻幅
- 一、楠公父子訣別図 彩色 巻幅
- 一、竹虎 墨絵 巻幅
- 一、寿老神 墨絵 巻幅
- 一、雉子図 彩色 巻幅
- 一、鷺図 墨絵 巻幅
- 一、浮世絵養老図彩色巻幅
- 一、支那婦人と行商人図 巻幅



内大久保翁の雉子図

- 一、一念發起鈔 巻冊十八枚綴六十七才作
- 一、親鸞聖人御伝巻冊十二枚綴六十八才書
- 一、往生要集 巻冊十五枚綴六十八才書
- 一、法如上人御文巻冊
- 一、常盤問答 巻冊六十五枚綴
- 一、地方検者文書巻冊

一、始皇帝図 壱幅 其他数点有

三 かくれ念仏の洞窟^{どうくつ}

一向宗禁制のころ信者たちは取り締まりの目をかすめて、洞窟の中で仏を拝み念仏を唱え、あるいは読経^どやまた勤行のけいこをしたのである。その名ごりの洞窟が谷山の各所に残っておる。今はすでにくずれて旧態をとどめぬものもある。

1 五か別府町三重野の洞窟

蕨野光盛氏の案内でその場所を調査した。三重野の伽藍山に続くシラス台地の西側にある。現在はなかば土砂に埋まってそのおもかげはわずかしか認められないが、洞窟の入口は狭くようやくはいれるほどのものであつたらしいが、中はさうとう広く近年までは青少年たちが柔道のけいこなどしていたという。

2 五ヶ別府町湯之元の洞窟

字黒土田である。駒走隆義氏の案内で視察した。洞窟の近くに湯之元公民館がある。シラス地帯の南向山陰に掘られている。前の畑より二メートルほど高い所に入口がある。よほど注意しなければ所在は気づかれない。これも入口はせまいが中は広いとのこと。入口に立って洞窟の位置やここの地勢あるいは村落や通路の関係等視察しただけ洞窟の中には入らなかった。

3 山田町鹿倉の洞窟

鹿倉宗一氏の屋敷内で大きな洞窟であったとのこと。数年前くずれたので跡は整地され旧態をみることはできなかつた。

4 山田町札下の洞窟

シラス地帯のがけに掘られた洞窟で、昔のままの姿をとどめている。取り締まり役人巡検のなさそうな雨の晩などには、ここら一帯の信者がこの洞窟に集合し、ゆつくりした気持ちで本尊を拝み念仏を唱え極楽に参った法悦にひたつたのである。それから正信偈しょうしんげのけいこである。「帰命無量寿如来」と先輩がお経の一句を誦唱すると後輩の信者たらしはそのあとをいっせいに声をあげて読経どじょうする。なにぶんそのころの人たちは無学文盲が多かつたので、耳で聞いてまる暗記せねばならぬ。勤行のけいこもなみたいていではなかつたが、洞窟の中にゆらぐろうそくの火のあかりに照らされる信者たちの姿は真剣なものであつたと察せられる。今でもあかりの置場がのこっている。

5 中町上西浦口の洞窟

これは瀬戸口三郎氏の案内を受けた。これもほとんど旧態のままである。瀬戸口氏宅の附近で同氏の所有地でもある。瀬戸口氏の先祖たちもこの洞窟に潜んで信仰をつづけたという。信者たちはこの洞窟でひそかに本尊を礼拝し称名を唱えた。「改悔文かいげぶん」は信者のだれもが覚えねばならぬ、まだ覚えられない者や新入りの信者たちは長老の人たちに教えてもらう、「もろもろの雑行ざつぎょう雑修ざつじゅう自力じりきの心を振りすてて……」と長老が一句を唱えればそのあとをつけて覚えるのだが、なかなかむつかしい「ものものごうごを、ざつづじるきの……」と何度もくりかえす若者がいてみんなが笑う。取締まりの目をかすめて集会する陰うつな空気の中に、こんな笑いもあるいは一服の清涼剤

であつたかもしれぬ。

6 中町上西、大豆庵の洞窟

これも瀬戸口氏の案内で視察した。入口のところがかくずれてふさがっているが、旧態はみとめられる。これもシラス地帯のがけである。思うに、百姓が肥料に交ぜるためにシラスをとると、だんだん奥深く掘つてゆく、その掘つた穴を「ほつ」と呼ぶ。そのほつをよく修理し一室くらいの広さにした所を、かくれ念仏の洞窟に利用したものであろう。どれの洞窟も入口は狭く奥行きが深く広くなっている。岩崎谷西郷先生の洞窟も、吹上町永吉の大魯和尚の洞窟も、作られている方法は同じであると思う。

7 中町福永の洞窟

これは福永部落から一町ほど離れたたんぼの中につき出た杉山の中にある洞窟で、木の根の間からにじみ出るしずくの落ちるじめじめした陰気な暗い洞窟である。人里はなれたかくれ場所、信心一筋にこんな場所をえらんだ人たちに対し敬意を表してこの視察を終えた。

8 和田名の洞窟

和田小学校西校庭の道をはさんですぐ前方のがけにある。洞窟の手前に共同墓地がある。洞窟は旧態を保っているが、入口のへん女竹めだけや雑草がおい茂つて、やっと入口にたっただけである。この洞窟に出入りした老女の信者が役人に捕えられた末、火刑に処せられた。嘉永ごろらしい名前も分らぬ、しかし私の縁者の人だ。その人の墓を調べてほしいと、和田塩屋の竹之内某氏が筆者に申し込んだが、ついにその人の墓は見当たらなかった。

9 和田名加治屋氏の洞窟

加治屋氏の家のうしろはシラスの丘である。この洞窟はりっぱなもので、今でもこの洞窟で一晩くらい坐禪の修業でもしたい思いがする。入口から中までよくそうじされ、家財道具が格護してあった。この洞窟の附近は人家の密集したところ、また旧街道も近い。こんな場所では洞窟の集会も厳重に警戒して役人踏み込みの防ぎよ策をめぐらしていた。すなわち、要所要所に十四、五歳の少年の張り番をたて、それらしい者を見つけしだいリレー式に洞窟内の信者群に通報する仕組みをとっていた。役人の現場踏み込みは極度に警戒したのである。

10 下福元町別府の洞窟

後藤由美氏の案内で視察したが、数年前にくずれたので整地したとのこと。場所だけを知るのみであった。後藤氏の兄奥敬蔵氏は語る、「私の父や母があこの洞窟に出入りした信者であった、そんな信者の父母ゆえ私など子どもの時から仏様の話をきかされた、いわば父母の宗教教育は徹底していたと思う」と。奥氏は坂之上諸講様の長老である。

11 平川町高野の洞窟

たかの高野の新原景行氏の家の附近で、五位野川上流に沿うた岩窟がんくつである。高野と木屋宇都部落は南北に離れた二里近い遠地でありながら、仏縁によるのかこの二つのみの部落で講をつくり、御本尊を一年交替でうつして部落の信者はかくれ信仰をつづけたのである。高野でこの洞窟にかくれて拝んだという。御本尊をうつす場合は百姓の姿に変装し、ふごの中に本尊をうまく隠して運んだし、ある場合は肥桶を用いたとも伝えている。こんな辺ぴなどころでも用心しなければならなかったかと、禁制のきびしさを再認識せざるを得ない。

以上十一か所の洞窟の所在をつきとめ、簡単な調査をひろうしたが、聞けば下福元町古屋敷にも、勘場、一丁田（稲手）、大窪、錫山にもあるという。その他にもまたあるであろう。広く県下にもとめれば幾百か所とあるであろう。禁制がきびしく取り締まりがひどくなればなるほど、かくれ信仰をつづけねばならなかった。政策と信仰の長い戦いも明治九年九月五日の信教自由の布告によつて、軍配はついに信仰のがわにあがつたわけである。

四 細布講の由来

昭和二年八月廿五日細布講の流れをくみ関係の深かつた知覧の赤崎休蔵氏等が講の由来記をまとめて出版し開教五十年記念とした。この書により細布講の由来をのべる。

〔御判〕 今度其同行中法義相之上より細布講を取結ばれ向後年々御馳走可被申上旨及言上候処各法義深厚之故を御感心不斜被思召候就夫当流安心之一途はもろもろの難行難修自力の心を捨はなれ一心に阿弥陀如来今度のわれらの一大事之後生助け給へと深くたのみ奉れば不可思議の願力によつて往生治定せしめ給ふ事疑あるべからず候此信決定の上には王法を以本とし地頭領主を重斗限りある年貢所当を具に沙汰し五常の道に背かざるやうに被相嗜存命の限りは仏恩報謝の称名相統せられ可被遂今度の報土往生之素懐を事肝要之旨被仰出候依而被願御仰候者也

戊申十一月廿四日 細布講中

此の貴重な御判は赤崎休蔵氏宅に所蔵されているもので御印章様の様に草体に書かれている。これより察すれば戊申は大正十五年より七十八年前の嘉永元年（一八四八年）であろう。思うに細布講は戊申以前に取り結ばれていたが

嘉永元年に本願寺に願ひ出でて善知識よりかく仰出されたものと信ずる。

細布講の由来は仏法禁制の時代から浄土真宗の汲んでいる宗徒の御講法悦の教団である。毎月一回阿弥陀如来の御繪像を拝み夜陰に乗じて御経をあげ法談をなし信心の不審をただすことをもつて恒例とした。その信徒の態度極めて真剣であつてほとんど身命を賭して仏に帰依したのである。このために刑に触れあるいは拷問の苦痛をなめついに法難殉教の信者を出すまでにいたつた。けれども細布講の信者たちはあえて屈せず上司の圧迫にひるまずます信不退の信念をつちかつて真宗法縁の団結力を練つた。たまたま明治九年九月公然と禁を解かれ信教の自由を許さるることになった。講の同行及先輩は狂喜勇躍して時機の到来したのを喜んだ。即ち法雨いよいよ潤い弘法の縁ますます盛んになった。けれども盛衰は世の習いで時に講の榮枯浮沈は免れなかつた。よつて本講の指導の任に当られていた権威者永田正源、三宅伝次郎、山口四郎兵衛、朝隈新人、朝隈造右衛門、村尾休助、赤崎休右衛門、前田平七、寺師仁兵次、松清八右衛門、山口金兵衛、前田善左衛門、田代休助、名越弥兵衛、馬場納右衛門、丸田次郎太、山下六郎次、朝隈次右衛門等の先輩は常に御講相続のために心血を注がれたのであるがこれらの諸氏はほとんど地下の人となつてゐる。したがつて講の末路も痛むべし悲しむべしで不振の状態に立ちいたつた。昨年は開教五十年で思い出の多い年でもあつたので記念祝典を兼ね法難者の追弔法会を有馬純氏宅で営んだ。大心寺在勤の立華清哲師浮辺説教所在田中甫善師村長佐多精一氏其他教団の群集堂にあふれて今昔を追想して感慨無量の涙にむせんだ。この法会を縁として如来の教法を信じ先輩の御恩を感謝しあわせて光輝ある歴史を有する細布講の由来を調査して冊子にまとめることを議して大山仁左衛門氏村永兼利氏をして調査研究の主任にしたのであると赤崎氏は序文にのべてゐる。

細布講の由来を述べるにはまず大魯師の都落ちを物語らねばならぬ。浄土真宗西本願寺に於て信仰上の争論があった。これは寛政九年（一七九六年）に当時の能化職の知洞、その門人の正運、大魯、義籍、芳英等が三業帰命の安主心を張したのに始まるという。泉州の持待講の同行数百人は本山にちん入して槍刀をふるい時の善知識の本如上人に安心統督の権を知洞に一任せられたいと強請するに至った。その時身をとって難にあつたのは道隱、大□などの正義派であつた。ただし道隱は退隱、大□は吟味中病死した。その結果知洞は流罪正運は追放に処せられた。時は文化三年（一八〇六年）のことである。

大魯師の歿せられた永吉郷（現在吹上町）の弓削氏宅には大魯師の遺品「真宗白沙篇」なる冊子がある。これには「法門」に付申上候口上之覚」として法話に対する正運の意見が書いてある。文句中に「諦忍と対面解決せられて不苦」とある。最後に「御奉行様の御明裁斗に御座候何卒心底不便に被思召御慈悲を以て法義邪正明白に御吟味被成下度奉願上候大阪善行寺住正運謹識文化二乙丑十月」とある。又他に「問答書」なる冊子がある。これには裁判のさいの問答を書いてある。

御奉行脇坂中務大輔殿が法義の邪正を判別する明智があつたかどうか、とにかく大魯師は追放の処分にあいわが住寺境の慈光寺の学問所に於て切腹致す決心のところ、なき御母上現われて「その方は何事ぞ衆生済度の身ではないか命は法の宝だ他によい考はないか」との御夢想を受けた。直ちに氣をとり直し着のままで桑木の杖一本をたよりに足にまかせて西国さして急がれた。これも生国が筑後の国であつたせいかも知れぬ。ついに天草島にたどり着いて此の地で布教に従事した。

薩州は真宗禁制の地であったが信仰の炎はやみがたく折田権左衛門もたびたび京都にあるいは隣県の天草辺に法話をききに行かれた。帰つては郷の同信者達に御仏のありがたきいわれを話して喜ばれた。折しも大魯師が天草にて布教するに会い初めて対面して御安心を聴問されその法話のじょうずなのに驚くとともに自己の信仰上の安心を得、薩州禁制の地に下向されるよう願つた。やがて大魯師は川内地方などを布教して鹿児島に來られた。折田権左衛門の働きによるものといえる。大魯師は鹿児島にて細布講を結びひそかに布教に従事された後永吉に行かれて御煙草講を結ばれ、さきの細布講を権左衛門の長男正源に形見にゆずられた。

細布の講名は毎年細布を献上したことからその名が起つたという。この習慣は長く続いて後には講頭に木綿上げというて女人講の人々が師匠の宅に集まり夜なべに綿で木綿糸をつむいで差し上げた。御煙草講もその例にもれず煙草を差し上げたものであらう。浮辺の信者朝隈新八が永吉に御機嫌伺いに行くさい、煙草を持参したが途中重かつたので半分は川辺に残して行つた。永吉から帰宅の際大魯師から「新八川辺の煙草を忘れるな」と言われて恐縮したという話がある。

折田権左エ門山口四郎兵衛等は、永吉に往來して信仰上の指導に預かつた。今左に教えられた領解を掲げることにする。浅ましき事を申せば限りは御座いません、死なば地獄一条と極り果て申した身の上、拝み奉る大悲の親様はただ何の様もなくわれを一心に頼め必ず救ふと呼んで下さいませ、明かなお呼び声に従ひ奉り、捨て難き雜行雜修自力の心を捨て離れ一心に阿弥陀如来此度の後生の一大事お助け候へとお頼み申して候、南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏、頼み奉る一念の時往生は一定お助けも治定と浅ましき心中の中にお蔭様に丈夫におてつきを得申した、昔に變らぬ猛

念愆悪熟悩繁々起る中から御礼御法謝の御称名喜び申す、南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏。

今のお理を明らかに御聴聞申し分り申したことは篇に御開山聖人様此の世へ御出生下され、次第御相承の善知識様中にも中興上人様の細かに御取りつめなし下された事、南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏御恩の下より仰せ定め置かれし掟の趣存命の間は堅く相守り申すべき事、命終り次第には願力のお蔭様で往生の素懷を遂げ申すこと末樂もしう御恩一筋をお喜び申す計、南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏。

と信と法謝師徳法度の四段の云ひ切りに南無阿弥陀仏を入れる、いつでもお講中の説教の時はこの領解を述べて法話を始めるのである。

大魯師はふしぎの有縁で永吉郷宮下造右衛門境内に住居して御化導中遂に天保七年丙申（一八三六年）十月十二日没せられた。墓所は中園門仁太屋敷内に埋められて何人ともわからぬ様にした。その忌日には隠れ人であるから氏神祭として法事が行なわれた。後に仁太屋敷から年号不明、光専寺境内に改葬した。現在の場所は位置がよいとて境内の西側の小高い所に明治三十三、四年頃さらに改葬したとのこと社のような家を建ててある。改葬にあたり死屍を突見した人々の談によると亀つぼに納めてあつて袈裟も衣も頭髮もあまり変わつてなかつたということである。

弓削ヤエ宅に正運、大魯の二師の絵像があつてヤエの毎朝の香花に飾られている。光専寺の住持瑞穂諦然師の談によると現今でもこの信者ともなく其の墓に詣でて帰る人があると。細布講の区域は随分広がつたので、古老の教えによつて「御隠居様、御隠居様」と敬つて参拝するのであろう。信仰の力は偉大である。

細布講の講頭永田正源氏の熱心な布教の結果と同行の固い信仰とによつて昔は頼娃は新牧、御領、松永、水成川、

喜入は一倉新田、弓指、谷山は塩屋、同平川、知覧は、麓迫、瀬戸山、横井、場牧、二ツ谷浮辺、池川内、勝目の小口それに屋久島等にわたっていた。むろん秘密の結講であるから右にあげた部落もぜんぶの者もあるが時には一部に過ぎぬか所もあった。この講の中心人物であった谷山中塩屋の是枝千亀の死後は退講者をついに二派に分裂した。昔の大師様の本尊を擁^{よう}して細布講を営みつつあるのはわずかに喜入の一倉新田、弓指、知覧の池川内、二ツ谷、牧、横井場、迫、瀬戸山、浮辺の百五十余戸に過ぎなくなつた。他派は講頭を求めて別に講を結び、残者はまったく離れて三分裂をきたしたわけである。

五 是枝千亀女史と細布講

大魯師は西本願寺派の僧で細布講の生みの親である。また西本願寺は秘に布教に従事していたのも先鞭であつた。細布講も無論西本願寺系である。しかるに細布講がなんらの抵抗もなく東本願寺の門徒になつたのはどうしたことか。それには講の中心人物であつた是枝千亀女史が大いに影響を与えている。その経過を述べる前に千亀女史の略伝を述べることにする。

谷山町塩屋（現在の谷山市塩屋町中塩屋）で今は昔三十三反と十八反の大帆船数艘を以て遠く沖繩屋久島大阪等に通わせて巨万の富を得た。前之浜の潮は干しても千亀殿の金は減らぬとまではやされた。それで何不自由ない生活をした。善右衛門のひとり娘であつたので婿養子として源左衛門を迎えた。彼女は容色えん麗の美人であるとともに才智にすぐれ奇智た富み宇宿の山奥から一日中に大船の帆柱となる大材を運び出させたと云う智謀にたけていたのであ

る。また船間屋の關係上島津家の武士たちも其の門に出入りした。彼女の性はあわれな者と見れば何人でも差別なく金品を与えて救助するという慈悲同情心に厚い人柄であった。

なお特筆すべき事柄はいたつて親孝行であつた。彼女の母は長血病（今の子宮病）で長わづらひであつたがいかような寒中でも一日に三、四度は母の穢汚物を洗たくする等いたれり尽くせりの看護をした。その死去されるにおよんでは追善供養や墓参りに専念した。ある時は近所近辺にいちように反物を施したこともあり、これらのことが藩公の御もとに達したので表彰を受けた。その表彰状は軸物にして女史の娘奥平ツルゲサさんの家に保存されている。次にそれを掲げる。

石見殿より被相渡候御書付之写

谷山地頭より用達江

御米四石

谷山中塩屋 善右衛門智養子 源左衛門妻 千亀

右は幼少より父母江致孝養母には長血の熟有之候処昼夜附添致看病穢候衣類を毎日三、四度ずつ寒中は水を碎き致洗方至極親切に相事候得共終には致病死候処別而及悲嘆墓参は勿論牌前江香華燈明等無懈怠手向祖母並夫江も何篇叮嚀相事殊更親類又は近所極難之者見兼候節には米錢衣類等施行いたし候儀も及多人数旁々別而奇特感入之段被聞召上候依之為御褒美右之通被下候条難有頂戴可為仕候

右之通地頭於宅可被申渡旨可申渡候

十一月 石見

尚宝鏡陀様よりも左の如く青銅二千疋を下された。

青銅二千疋

(以下奇特感入之段までは前文と同じ、省略)

達

御聴別段御褒美被仰付候段宝鏡院様にも被聞召上奇特成ニ思被召候仍而御褒美御内々右之通被下之候事

青銅二千疋と言えば大金で昔はこれだけの金を盗むと死刑に処せられたというからたいした者である。この金を御側御用人有田十郎右衛門の取り次ぎで御側御用人座で用人の内田直左衛門および谷山の年寄中に対して以上のように地頭所で申し渡せとあつた。

さらにまた伝えねばならぬのは信仰の厚かつたことで深く真宗を信じて人々からは称名正因とまで言われたこともあるがその熱心なことにおいては何人もおよばぬ所であつた。ある時は極楽の世界を見たこともあつたという。家が船問屋の大家であつたこととて、御本尊や御聖教等を求める便利もあつたことは仕合わせであつた。それで細布講の人々は谷山先生と呼んでその信仰ぶりに感じいつていた。

ちようど明治の初め東本願寺の僧山香干城師が屋久島に布教に行かれた。往復は千亀女史の船である。ここにふしぎな縁を生じ千亀女史は東本願寺に転じた。講中の中心人物となつていた彼女がしかりであるから、鶴の一声でついに講中全部東本願寺の直門徒となつた。時に上屋久の説教所が明治十二年七月に開設になつてゐるからその前ごろと思

われる。そして、細布講の師匠（正源の孫伝次郎が師匠として講頭となっていた）宅が横井場出張所四日講となった。明治十三年頃別院の布教師が有馬氏宅にて説教後何事かやかましく申し立てられた。幹部連中がまたもと通り西別院に帰ろうとの協議であった。随行員がこれを耳にし布教師に告げたので、布教師をまじえての熟議で陰便に解決し、のち改めて大心寺の門徒になったという。

谷山小松原の墓地には、屋久島一湊村中の建てた千亀女史の美しい彫刻を施したりつばな墓標が夫源左衛門墓と並んでいる。女史の没後八十六年になるが、毎年欠かさず五、六名ぐらいの人数で屋久島のへんから墓参りがあるというのも珍しいことである。墓碑銘は正面に千亀之墓と刻し三面に明治十四年己九月十五日歿六十一歳上田徳右衛門母、一湊中」と刻している。

参考、権左衛門文政九年死（一八二六年）正源廿四才ノ時

大魯師

天保七年死（一八三六年）

正源卅四才ノ時
千亀十七才

正源

万延元年死（一八六〇年）千亀四十才

千亀

明治十四年死（一八八一年）
夫死亡ノ時
千亀五十一才

千亀には四男一女があった。現在曾孫の時代では枝、上田、奥平、小田、浜島等の姓を名のり繁栄している。

六 坂之上の諸講様

谷山市坂之上部落に諸講様と称する真宗信者達の講がある。部落ぐるみのものではないが、だいたい明治九年ごろ

に発足したこの講に参加した信者たちが最初の講員でそれが子や孫に引きつがれて現在の講員になっている。およそ九十年の歴史をもつわけである。その間多少の問題はあったが、たとえば明治十六年ごろのこと、京都西本願寺の御真影は天下無二のものでこの御真影のある西本願寺をはなれて他派の寺に属したくないというような理由で講員仲間が裁判問題をおこした。講の分裂をきざしたのであろう。講には四幅様がある分裂する場合この四幅様の処分がある。裁判官も御真影が天下無二のものであるかどうか、西本願寺と興正寺の宗派の問題、信仰の問題、これらはむづかしく裁判はできない。そちらで仲直りしてくれとしきりにすすめた由、結局裁判を取りさげて仲直りができた。このさい興正寺派にいくら分かれていったという。それくらいのこと九十年間永続していることは講員の堅い信仰の力によるものであろう。

諸講様と呼ぶ「諸講」とは、「もろもろの会」「諸所方々の人の寄集まり」という意味で名づけたもので講員は谷山今和泉頼娃開聞知覧川辺の教か町村の広範圍にわたっている。

明治九年九月五日信教の自由が許された直後西本願寺派の秀山定真という開教師が明治九年の冬のある日川辺郷中山田の椎原栄藏方を訪れここに法座を設けて開教の第一声をあげた。続いて田辺田の神菌善太郎方で第二回目の法筵えんが開かれた。それからほどなくして椎原、神菌の両人が秀山師のお供をして永田、高田下、高田中、平山西元、郡折尾別府松永御領馬渡長崎入野物袋今和泉谷山と巡回説教して二三年の間に信者を得てこの「諸講様」をつくりあげた。秀山師は全く諸講様の生みの親であるし椎原、神菌両人は功勞者である。

この講の中心は四幅様である。四幅様とは宗祖御開山即ち親鸞ちんらん聖人御絵伝を四幅にした軸物である。御開山の御一

代をこの四幅の掛軸によって法話するのを「御繪さし」という。この御繪さしは老若男女の信者をよろこばしめるのである。諸講様はこの四幅様を共同持ちにして櫃ひつに納めて前に講のあったところに格護し他の地区で講が開かれる際、櫃の供をして法座のところへ運びこここでありがたい法縁にあうことになっている。たとえば頼娃町の講は年二回催すことに決めて旧一月十五日に御勸化開ごくわかい、旧九月十五日に報恩講を催すことに決めておる由、講の法座には講外の信者たちも参詣する昭和二十八年二月十五日谷山坂之上の上山栄之助方が座になった時は坂之上の代表奥慶蔵、久保田栄を初めとして諸方の代表者が二十八名集まった。法座がすみおとときがある前に協議がある諸講様の歴史は長いのにまとまった記録はないので「由来記」をつくろうと決めた。執筆者には川辺町平山の沢津橋輝吉が選ばれた。

七 和田塩屋の明順講

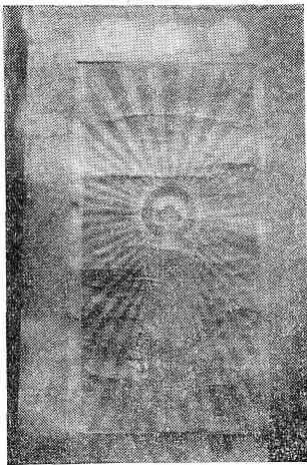
和田塩屋は一向宗禁制時代ほとんどが漁民であった。信者の団結も強く法事のごとは隠密に守りつづけてきた。取り締まりがきびしく役人が巡察するような気配の時は人家の軒下はすぐに舟だまりの港である、(現在は干拓地である) さんぽになっている) 男も女も舟に乗り込んで沖へのがれる。そして帆柱に御本尊をかけて礼拝し念仏を唱え声高々に正信ぜいしん偈げなど誦したので、役人の取り締まりもこの別天地だけは締めようがなかった。藩吏が二、三日張りこんでも彼等は舟の上、もどつてこない。米、味噌は舟につんでおりさかなはお手のもの、そのまま沖へ出て稼業をつづけ、根占、大根占のへんの海岸に上陸、ほとぼりのさめたころあいに帰ってくる始末で、なかなか違反者は捕えられなかった。こうして信心は守られたのであるが、和田塩屋のこのころ結束している講は明順講とよばれた。講の名前がとても



よい。そのころの御本尊の御名号の両脇の向って右に「天下和順」左に「日月清明」と書かれている。信者たちはお名号を唱えるたびにまたひそやかに天下和順日月清明と心の中でのなえたであらう。この有り難い文字のうちから二字だけ貰って講の名前にしたのでという。まことにいわれのある講名である。

さて明順講では信仰の自由が許されたので、講中談合して本山参詣を企て代表者が数名上京し念願の本山本願寺に参詣して親しく御真影を礼拝した。その際本山より方便法身尊形一幅を授与せられた。それは西南役の翌年の明治十一年十一月三十日のことである。禁止がとれて早々に団体参詣をして阿弥陀様をいただくなどとはよほど熱心でなければ容易にできないことである。恐らく谷山ではこの

明順講が一番早い方ではあるまいか。和田塩屋ではこれ以来これを部落の御本尊として信仰をつづけている。明順講員は現在ほぼほとんど妙行寺門徒であるが、明順講の方便法身尊形は部落公民館の二百台様仏壇に光彩を放ち、部落集会のたびに信者たちの礼拝をうけ、また年数度の講の法事も営まれる。上村進、福村辰男、山本休一の諸氏が講の世話を勤めておる。



なお筆者はこの和田塩屋である信者の家を訪れた時その主人が「禁制時代この先祖が洞窟の中や舟の上に御供をした御本尊はこれである」と説明して示された御本尊は小幅で愚禿善信と玉日姫の絵像の上部に行者宿報説女犯、我成玉女身被犯、一生之間能莊嚴、臨終引導生極楽」の経文の書かれたものであった。御本尊には方便法身尊形や、名号や木仏金仏等幾種もあつたものようである。

第四章 キリスト教

一 谷山に於けるカトリックの教会沿革

天保十八年（二五四九）八月十五日、イスパニヤの人フランシスコ・ザベリオによつて鹿児島地にもたらされたのが、わが国におけるカトリックの始まりであるが、谷山に礎を築くまでにはおよそ四百年の歳月を経た。昭和のはじめカナダ系の帰化日本人米川基神父によつて開かれたのははじまりである。

米川神父は市内小松原（現ラ・サール学園の一画）に約五千坪の敷地を購入し、修道院と聖堂を設け、数年後には聖アントニオ神学校を併置し、青少年の健全な育成とさらには聖職者の養成に、非常な熱意と遠大な企画を抱いていた。

しかし、当時の世相を反映した護国団は軍国調の先棒をになつて教会の迫害をはじめたので、やむなく昭和九年神学校を閉鎖した。つづいて昭和十一年全財産を公教会宣教師団に寄贈して、米川神父は東京に引き揚げてしまった。

その後遊休資産の活用のため女性の独身信徒数名によって、昭和十二年に育児施設「白菊寮」を開設、施設は順調な進展に伴い専門の修道会にゆだねるべく、昭和十四年「光の園修道会」を招き、事業と共に教会の灯は消えることなく継続され、そのまま後世に伝えられるはずであった。しかし大東亜戦争の最中すなわち、昭和十八年、鴨池の丘にたつ聖名高女の後身純心学園は、軍の強要のもとに接收され移転のやむなきに至った。当惑した教会は育児施設を放棄してこの地に純心学園をうつした。事業の内容は変わったが教会のともしびは守りつづけたのである。

終戦により純心学園は現在地に復帰、昭和二十五年に新しくラ・サール学園を開設した。その前年「愛の聖母園」を田辺に開設することによって、教会はラ・サールと聖母園の二か所に設置され、いよいよ布教の体制は恒久的な段階に移行した。

ある時期にはふたりの神父によって両者の司牧がなされ、また、ある時期にはひとりで兼務するなどの変則的な時代にもかかわらず、微々とはいえ毎年数名の受洗者が信徒の群に加わって来たのである。

その間において公教会宣教師団は鹿児島教区に発展し、さらに昭和三十年には司教区に昇格した。司教直轄によって充実の度を強め、ラ・サールと聖母園の事業は相共に長足の発展を極め、世人の注目を浴びることになった。

昭和二十九年教区長の要請によって来日した独人宣教師団（レデンプトール修道会）は、昭和三十二年谷山地区の司牧をゆだねられふたりの宣教師を派遣している。思えば昭和のはじめ米川神父によって開かれた教会は、十指にあまる神父たちによって守りはぐくまれ、牛歩のごとくではあったが、力強く確実に今日まで受け継がれたのである。

昭和三十七年の暫近くラ・サール学園と愛の聖母園の中に事業と共に生き続けた教会は、また事業と共に発展し狭

あいといううれしい悲鳴を打開すべく、桜川（上福元町六四二番地）に新開地千三百坪を求め、昭和三十九年五月新聖堂完成と同時に移転して今日に至った。

現教勢 信徒数二五〇 神父数三

祭典 毎朝六時三十分よりラ・サールならびに聖母園および教会においてミサ聖祭の式典を行なう。

二 日本バプテスト連盟谷山キリスト教会

教会所在地 谷山市塩屋町七〇三番地

日本バプテスト連盟谷山キリスト教会は、キリスト教新教の一派であるバプテストに属する。本教会はもっぱら聖書を信仰と生活の基準とし、キリストによる救いの体験を明確に持つ信徒によって構成される。

主な宗教活動は日曜礼拝を中心とし、その他諸集会有る。

本教会の布教は昭和二十八年七月二十六日鹿兒島教会（当時七代目牧師真鼻敏夫牧師）の総議により開始された。その後アメリカの宣教師E・L・オリバー氏が責任を引き受け清溪学舎など三か所で集会を続けた。

昭和三十七年八月、西南学院大学神学科及び鹿兒島大学哲学科を卒業した内藤淳一郎氏を第一代牧師として招へい、同年十二月現所在地である敷地一四〇坪に教会堂二十一坪牧師館十七坪を完成して現在に至る。信徒数二〇名。

三 キリシタン信仰と谷山

谷山市山田町谷部落川上家の始祖四郎兵衛忠^{ただえ}兄は永禄四年（一五六二）に誕生、元和八年（一六二二）三月六十二

歳で没している。当主矢吉氏は十七代目の嫡孫にあたる。

忠兄は関ヶ原の戦に義弘公に従軍し義弘公敵の本陣中央突破引き揚げの際しんがり殿部隊を勤めた。敵の雄将井伊兵部少輔直政（井伊本家の祖）を討ち取って大功を立てたことは有名であるが、その子として後を継ぐべきはずの嫡子久恒が熱烈なキリシタン信者になったために、島津氏は先祖以来の法度により、止むなく久恒を火刑に処して川上家をつぶすことになったが、「川上家は大事な家だ、家をつぶすことだけは取り止めよ」と義弘公のお声がかかりで、久恒だけ犠牲にして川上家は救われた。そして、忠兄の二男忠盈たけみつが後を継いだ。川上氏系図忠盈の条に久恒のことが一条書かれている。

忠盈 初忠真、久三、四郎兵衛、五兵衛

○慶長十一年丙午誕生母有馬丹波守純盛女

○忠盈久包(弟)同ク始テ奉レ詔ニ義弘公ニ于加治木ニ各獻ニ上ス御太刀一腰ヲ

○久恒(兄)処シ罪ニ被レ公ニ収資禄ヲ一廢スニ其家ヲ一於是太守公使下忠盈ニ別ニ新ニ賜リ禄ヲ為シ七父忠兄之後嗣ト上

○光久公以テニ忠盈ヲ一為ラシムニ納殿役一（以下略）

久恒はキリシタン信者のゆえに桜島の黒神の刑場で火焙ひあぶりの刑に処せられてことは落着したが、当時の宗門取り締まりの役人や刑執行の役人がいかような仕組みをしたものか、当の久恒は火焙の刑をまぬかれ長崎の地に落ちのび彼の地ですます熱心な信者として生涯を終えた。姓も川島と変えているし子孫も連綿としてつづいている。その嫡系の子孫川島正久氏はいま東京に現住している。

久恒の身代りになって火焙の刑に処せられたのは極重悪人の死刑囚であったという。この事件の調査は郷土史研究の大家池田米男氏がまとめてあるという。

切支丹キリシタンや一向宗を厳しく取り締まった島津氏も、この川上久恒といひ永俊尼といひ自家の親族身内から熱烈な信者を出している。一向宗にも同じような例がある。信仰の問題は単に禁令や圧迫だけではどうにもならぬものがあると思われる。

久恒がひそかに信仰していた石像のマリヤさまが今現に川上家の庭園に残されている。供花の中に慈顔にあふれた尊容に接することができる。俗に「マリヤ観音」とよばれ一見観音様にみえるがそうではなくマリヤさまで高さ五十四糎である。キリシタン学者やキリスト信者たちが珍らしくして拝んでゆくよしである。また川上家にはメンジス署名の手紙が一枚保存されている。これはフランシスコ・ザビエル四百年祭式典に陳列展覧するため所望されて出品した貴重なキリシタン文献の一つである。

川上家の屋敷はもと鹿兒島市樋之口町で島津家から賜った屋敷で今の鹿兒島市立甲東中学校の敷地内である。当主の祖父四郎兵衛宝山の時代谷山慈眼寺の彼岸田部落に移居した。その後当主の時代になって樋之口の屋敷を引払うさしい「マリヤ観音」の置かれていた場所の地中を四五尺掘ってみた。これは久恒のかくれキリシタンの遺物の埋蔵場所と思われていたのでこれを探すためであった。地中には石のわくらしいものはあつたが中には焼物のかけが数個あつただけで別になにも出土しなかつた。後になつてもっと入念に深く広く掘ってみるべきであつたと悔まれている。

川上家の内神の神体とされている壺は世間ではキリシタンに関係ある品のように言うがまったくそうではなく、忠

兄が今の入来清色樋脇百次山田平佐天辰一帯の領主時代奈端によって得た壺を氏神の神体として祭ったもので、完全無缺な壺である。明治十年役に宝山も翁介（矢吉氏の父）も親子出征して留守中翁介の弟幸吉が避難のため背負って慈眼寺の宅に運んだ。この壺はどうしたことか女性はいっさいさわることも見ることもできないいわれあるものよしのである。

キリシタン信徒の勇将木山弾正（天草本渡市に墓がある）の末裔といわれる木山氏が、現在谷山に居住するので、かくれキリシタンの実態をつかみ得るのではないかと調査をした。中町柳ヶ谷木山時義氏（明治三十八年生）の語る処によれば、木山家の口伝ではその祖先はもと肥後下益城郡の住人で、加藤清正の家臣であったが天草に国替えされてのちキリスト教信者になった。島原乱の時島津氏に助けられ薩摩に連れてこられ、福山と谷山に住まわした。谷山では平川町野屋敷とここ中町柳ヶ谷だけである。柳ヶ谷の木山は祖父助右衛門の代上福元町辻の堂のへんからここへ移ったものでその際墓も移したといわれる。移された墓で一番古いものは明和七年寅九月十一日亡というのがあるので、天草から薩摩へ入国した年代などを考慮に入れて大体肯定してよいものである。木山助右衛門は荒武者で由緒ある名刀を持っていたが、この刀が崇り男の子も生れないので、この崇る名刀を他人にゆずつたら男の子が生れたという。その子は宗八郎で私の父である。宗八郎の弟熊助は十八才で明治十年旧正月二日家を出発西南役に従軍したが旧二月廿日肥後小佐村で討死したとある。木山氏からは肝腎のかくれキリシタンの事実は何も聞かれなかった。上福元町辻の堂伊地知南男氏の広い屋敷内の菜園の中段に古墓一基、木山先祖之墓と墨書で書かれている。年号その他は判読できない。柳ヶ谷木山助右衛門がこの墓だけを残して他を全部移したものと考えてよいか、古老の話

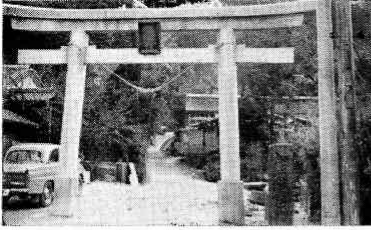
によればこの屋敷のへんは雑木等の茂った森で墓場もあつた所とつたえている。



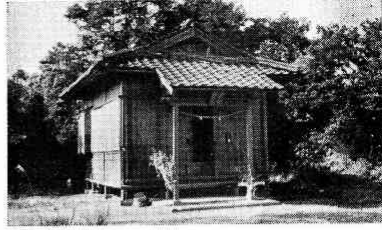
この伊地知氏屋敷から凡そ二〇〇メートル離れた上福元町北麓の新原広光氏の邸内の一隅に、笠部のないキリシタン灯籠が一基建てられている。この灯籠がいつのころからあるのか新原氏は知らない。灯籠の裏側には写真でみられるような文字が二字刻まれている。これは謎である「新流」と読まれているがキリシタン灯籠研究家の八

木岡武雄氏は「新洲」であると断定した。この灯籠を信仰の対象にした信者だけはこの文字の符号に限りない愛着をもっていたであろう。正面のマリヤもぼんやり刻まれている処は過分に迷彩的である。かような遺物がある以上明治九年以前一向宗と共に禁ぜられていたキリシタンを谷山でも信仰していた人々がいたことを証明している。

中町滝ノ下部落の上村伝蔵氏宅の土間から高さ五〇糎程の首なし石仏の座像が発見された。像の背部にクルスを彫り込んである。誰かがかくれキリシタンでこの像を大黒棚のような場所に置いて秘かに礼拝していたのではないかと考えられる。平川町野屋敷では長寿者鬼丸才蔵氏（一昨年百三歳物故）の生前に訪問して話をきいた処では、野屋敷の木山は五代目（才歳の父）に鬼丸姓になった。柳ヶ谷の木山氏との関係は明確でないとのこと。またかくれキリシ



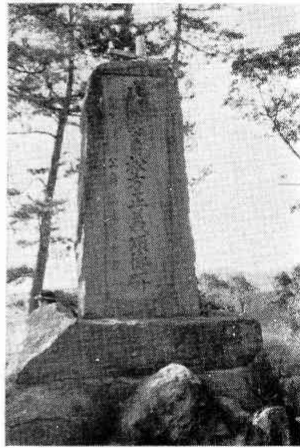
伊佐智佐神社



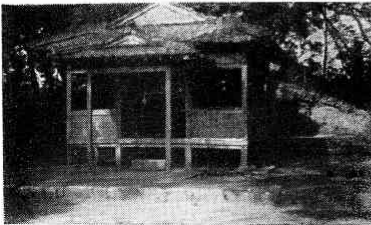
大山積神社



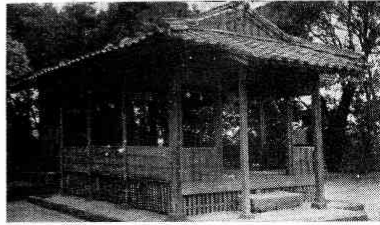
伊佐智佐神社土祭神



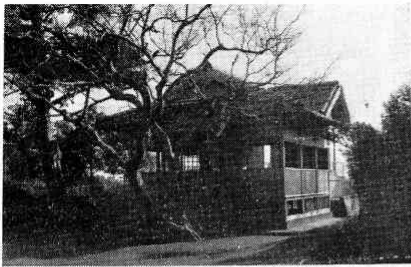
谷山神社境内松方正義頌徳碑



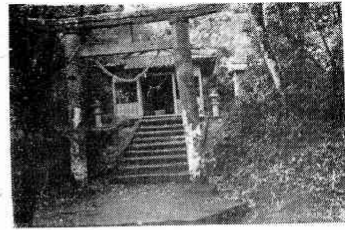
白山比咩神社



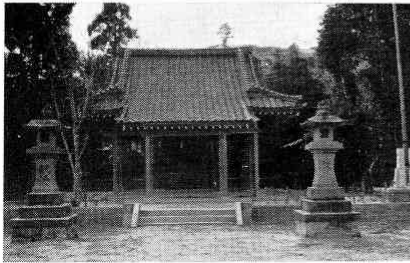
鎮守神社



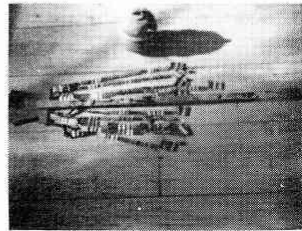
柏原神社



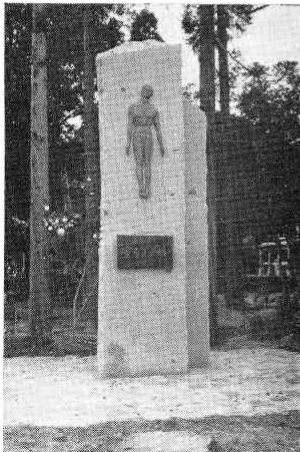
黒丸神社



谷山護国神社



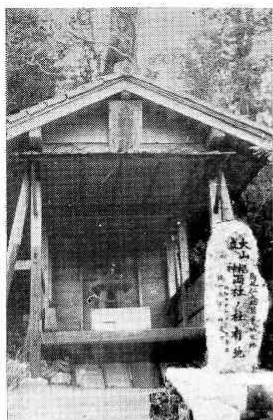
同社の舟と金幣



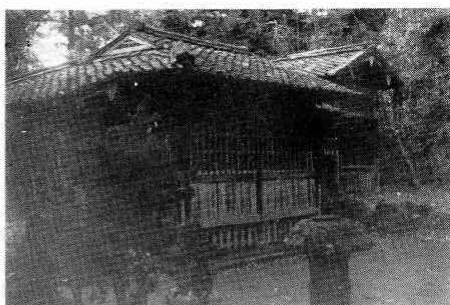
谷山護国神社境内安らぎの塔



稲荷神社



立
神
神
社



大 山 祇 神 社



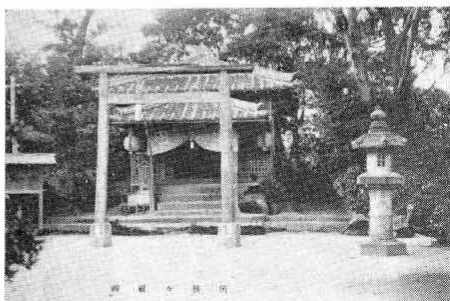
南 方 神 社



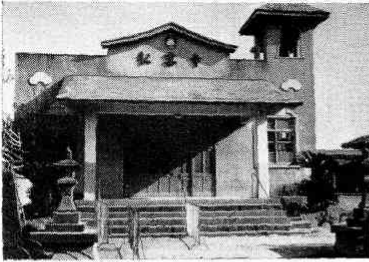
鳥 帽 子 獄 神 社
〔 伎 楽 面 〕



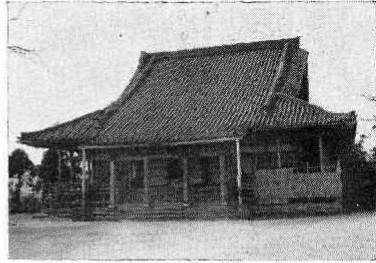
塩
竈
神
社



鳥 帽 子 獄 神 社



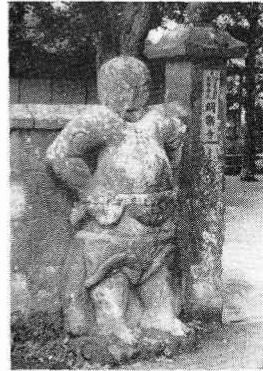
松雲寺



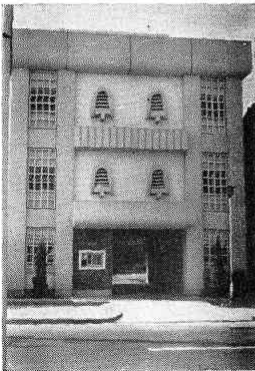
妙行寺



顯生寺



明樂寺



浄円寺(納骨堂)



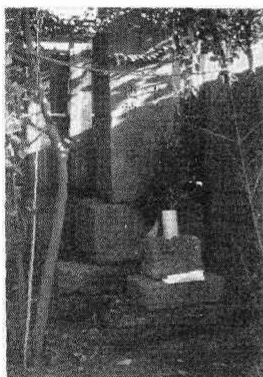
来迎寺



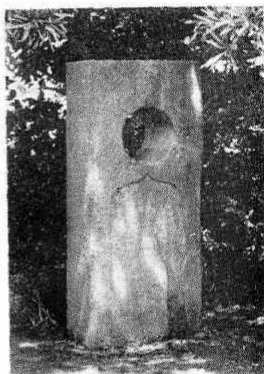
中塩屋射場岡



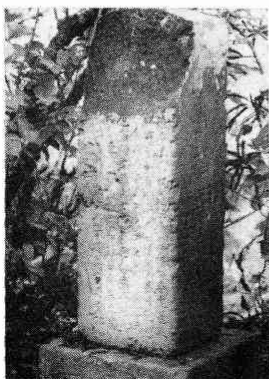
マリヤ観音（川上矢吉氏邸内）



煙硝倉跡



キリシタン灯籠（新原広光氏邸内）



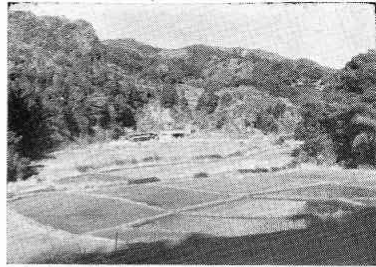
御場跡碑



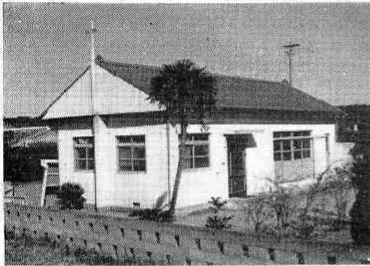
木山氏先祖墓（伊地知南男氏屋敷内）



谷山カトリック教会



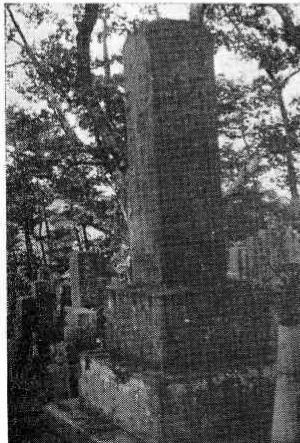
皇立寺跡



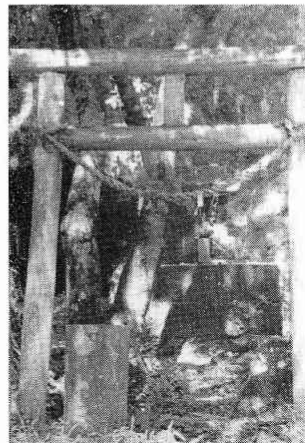
谷山バプテスト教会



佐藤どんのめん、伝皇徳寺鬼瓦



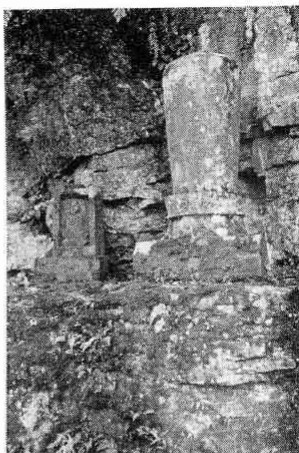
五ヶ別府嶺山の招魂家



辺田の稲荷神祠



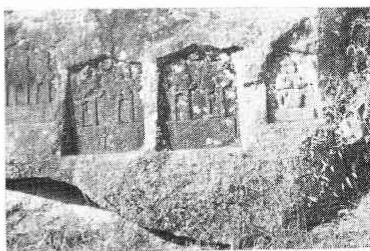
伝豊臣秀頼墓



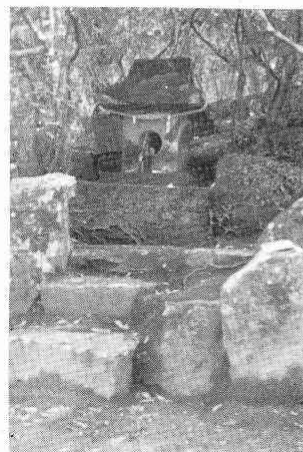
慈眼寺
白峯和尚墓



木之下秀頼関係墓塔



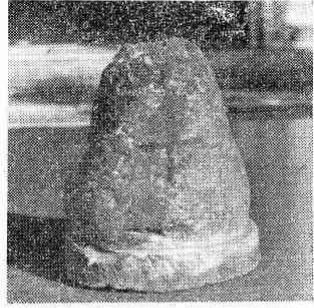
磨崖仏



慈眼寺境内正八幡



明楽寺の六道能化地藏王



タンのことも何等きき得なかつた。才藏の父助六はかくれキリシタンどころか烏帽子獄神社の熱心な崇敬者でその神社への協力振りが神社の文書の中にみえている。木山氏のかくれキリシタン説は恐らくはキリシタン信仰の中心地天草から移住した人々の子孫、有名な木山禅正の末流というようなことで世間が推測したのではないかと察せられる。